

第十六部

第一回 参議院財政及び金融委員会會議録第三十一号

(五一〇)

付託事件

- 酒類配給公團法案(内閣提出)
- 物價引下運動促進に関する陳情(第九号)
- 製造事業保持対策樹立に関する陳情(第十九号)
- 織物の價格改訂に関する陳情(第二十八号)
- 少額貯金及び各種團體預金封鎖解除に関する陳情(第五十二号)
- インフレ防止に関する陳情(第七十一号)
- 電氣税復活反対に関する請願(第四十三号)
- 会計検査院法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 低物價政策上官営事業料金の値上げ反対に関する陳情(第九十号)
- 連合軍兵舎並びに宿舍建設用木材前受金の第二封鎖解除に関する陳情(第二百一十一号)
- 賠償税の新設に関する請願(第四百十八号)
- 中古衣類の公定價格を廢止することに関する請願(第四百三十八号)
- 企業再建整備法並びにこれに伴う諸施策に関する請願(第四百四十号)
- 中古衣類の公定價格制度を廢止することに関する陳情(第二百三十三号)
- 会計検査人法制定に関する請願(第二百二二号)
- 失業保險特別會計法案(内閣提出)
- 非戦災者特別税に関する陳情(第三百三十一号)
- 政令第七十四号中憲法違反の條項に関する請願(第二百五十七号)

- 政府職員に対する一時手当の支給に関する法律案(内閣提出衆議院送付)
- 自給製塩制度存続に関する請願(第二百九十一号)
- 戦死者遺族を非戦災者特別税課税外とすることに関する陳情(第三百八十一号)
- 庶民銀行設立促進に関する陳情(第三百九十一号)
- 通貨発行審議会法案(内閣提出)
- 経済力集中排除法案(内閣提出)
- 物品税免稅点の引上げ等に関する請願(第三百二十八号)
- 今次日立鉾山地区の水害復旧特別融資等に関する陳情(第四百十二号)
- 金屬鉱山事業を經濟力集中排除法案中より除外することに関する陳情(第四百十五号)
- 戦死者遺族を非戦災者特別税の課税外とすることに関する陳情(第四百十八号)
- 企業整備に関する陳情(第四百十九号)
- 自給製塩制度存続に関する陳情(第四百二十九号)
- 旧軍用施設並びに敷地の無償交付に関する請願(第三百五十一号)
- 生業資金貸付に関する請願(第三百六十二号)
- 庶民金融機構の確立に関する請願(第三百七十二号)
- 木材業者の水害復旧費に対する融資並びに國庫補助に関する請願(第三百八十号)
- 天日製塩実施に関する陳情(第四百六十二号)

- 金融機關再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 經濟力集中排除法案に関する陳情(第四百八十一号)
- 自給製塩制度存続に関する陳情(第四百九十二号)
- 企業再建整備法の改正に関する陳情(第五百六号)
- 物品税免稅点の引上げ等に関する陳情(第五百十三号)
- 補助貨幣損傷等取締法案(内閣提出衆議院送付)
- すき入紙製造取締法案(内閣提出衆議院送付)
- 企業再建整備法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 物納せる耕地の公租公課に関する請願(第四百六十八号)
- 所得税法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)
- 非戦災者特別税法(内閣提出)
- 昭和十四年法律第三十九号災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律を改正する法律案(内閣提出)
- 印紙等模造取締法案(内閣提出)
- 持株会社整理委員会令の一部を改正する法律案(内閣提出)

- 公聴會開會の件
- 委員長(黒田英雄君) これより委員會を開會いたします。昨日の補助貨幣の損傷等取締と、すき入紙製造取締の兩法案の時の御質疑に對しまして政府の方で答弁があるから、それをお願ひすることにいたしたいと思ひます。
- 政府委員(伊原隆君) 昨日お尋ねのございました政府紙幣の盜竊事件等に關聯いたしました、大藏省の印刷局長が見えておりますので、印刷局長から御説明してよろしくございませうか。
- 委員長(黒田英雄君) それではこの問題につきまして印刷局長が見えておりますが、政府委員ではないのでありますけれども、この際説明員として、説明を願ひたいかがでございませうか。御異議ございませうか。
- 委員長(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。それではお願ひすることにいたします。
- 説明員(原久一郎君) 昨日お尋ねがございました銀行券の盜竊事件につきまして申し上げたいと思ひます。ちよつと速記を止めて頂きたいと思ひます。
- 委員長(黒田英雄君) 速記を止めて……

- 委員長(黒田英雄君) ちよつとこの場合お諮りをいたしたいと思ひます。この度所得税法の一部を改正する等の法律案、非戦災者特別税法その他税法が、予備審査のために本委員會に付託に相成つたのであります。國會議法におきましては、予算及び重要な歳入法案は、公聴會を開くことになつておるのであります。本委員會におきましても、公聴會を開會いたしたいと思ひるのであります。御異議ございませうか。
- 委員長(黒田英雄君) それでは公聴會を開くことにいたします。つきましては公聴會は大体十一月二十四日と二十五日に開きたいと思ひておるのであります。これを議長の方に要求をいたしたいと思ひておるのであります。それから公聴會の問題は所得税法の一部を改正する等の法律案、それから非戦災者特別税法、この二つを問題にして公聴會を開きたいと思ひます。御異議ございませうか。
- 委員長(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。意見をお聞かせますのは利害關係者及び字識経験者等でありまして、これは本人から申出た中で選定をいたしますのであります。委員會で、これは選定するのであります。尚その他の者からも委員會で選定をするというところになつておりますので、こちらから選定をいたします者と、一般に公示をいたしまして、希望者を募りまして、そうして、その中から選定をいたします者と二色にいたしたいと存するのであります。この点ほかでもさういうふうに行われておるようでありまが、これも別に御異議ございませうか。

せんければ、さういふふうにした
いと思ひます。

○委員(黒田英雄君) とうして、そ
の選定につきまは、規定では委員会
において定めることになっております
が、これは若し御異議がなければ、委
員長と理事で以て選ぶことにお任せを
願ひたいと思ひますが、如何でござ
いましょうか。御異議ありませんか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ない
と認めます。左様にいたします。それ
はさういふ手続を取ることにいたし
ます。それから昨日の委員会におき
まして、御質疑がありました点につ
いて、尚理財局長から、御答弁いたし
たこととてございまして、御答弁いた
したにいたします。ちよつと速記を止めて

【速記中止】

○委員(黒田英雄君) 速記を始めて
……。それでは本日はこれにて散会
いたします。

午後零時一分散会
出席者は左の通り。

委員 黒田 英雄君
下條 恭兵君
木村 幸三郎君
松島 喜作君
山田 佐一君
木内 四郎君
尾形 六郎兵衛君
星 一君
赤澤 與仁君
小林 米三郎君
小宮 山常吉君
西郷 吉之助君

政府委員
大藏事務官(理財局長) 伊原 隆君
説明員
大藏省印刷局長 原 久一郎君
十一月十五日予備審査のために、本
委員会に左の事件を付託された。

一、所得税法の一部を改正する等の法
律案(予第八十二号)

一、非戦災者特別法案(予第八十三号)

一、昭和十四年法律第三十九号災害被
害者に対する租税の減免、徴収猶予
等に関する法律案(予第八十四号)

一、印紙等模造取締法案(予第八十五
号)

一、持株会社整理委員会令の一部を改
正する法律案(予第八十六号)

所得税法の一部を改正する等の
法律案

第一條 所得税法の一部を次のよう
に改正する。

第六條第五号を次のように改める。

第九條第一項第八号に規定する
所得のうち、贈與、遺贈又は相続
に因り取得したもの、生命保険契
約に基き死亡を原因として支拂を
受けた保険金、傷害保険契約又は
損害保険契約に基き支拂を受けた
保険金、損害賠償に因り取得した
もの、慰籍料その他これらに類す
るもの

第九條第一項第四号中「十分の二」
を「十分の二・五」に、「六千円」を「一
万二千五百円」に改め、同項中第八号
を第九号とし、同項第七号の次に次の
一号を加える。

八 前各号以外の所得で営利を目的
とする継続的行爲から生じた所得
以外の一時の所得(以下一時所得
という)は、その年中の総収入金
額からその収入を得るために支出
した金額を控除した金額の十分の
五に相当する金額

同條第二項中「及び譲渡所得を」譲
渡所得及び一時所得に改める。

第十條第一項及び第二項中「第八号」
を「第九号」に改め、同條第三項中、第
八号を「第九号」に改め、「必要な経
費」の下に「又は同項第八号に規定す
る収入を得るために支出した金額」を
加え、同條に次の一項を加える。

前條第一項第八号及び本條第三項に
定めるものの外、一時所得の計算に關
し必要な事項は、命令でこれを定め
る。

第十三條第一項中

「七万円を超える金額 百分の五十五
十万円を超える金額 百分の六十
二十万円を超える金額 百分の七十
三十万円を超える金額 百分の七十五
四十万円を超える金額 百分の八十
五十万円を超える金額 百分の八十五
六十万円を超える金額 百分の九十」

を「七万円を超える金額 百分の五十七
九万円を超える金額 百分の六十四
十二万円を超える金額 百分の六十八
十五万円を超える金額 百分の七十二
二十万円を超える金額 百分の七十六
二十五万円を超える金額 百分の八十
三十万円を超える金額 百分の八十二
四十万円を超える金額 百分の八十八
五十万円を超える金額 百分の九十二
六十万円を超える金額 百分の九十五」
に改め、同

條第二項中「前項」を「第一項」に改
め、「計算した金額」の下に「(前項の
規定の適用がある場合においては、同
居親族の課税所得金額の合計額の百分
の八十に相当する金額)を加え、同條
第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定により算出した税額が課
税所得金額の百分の八十に相当する金
額を超える場合においては、当該超過
額に相当する所得税額は、これを免除
する。

第十四條第一項中「二百四十円」を
「四百八十円」に改める。

第十五條中(同居親族については、
所得金額の合計額)が五万円」を「が
千八百円を超えることとなる場合にお

ける前項の同居親族の所得金額の総額
は、当該所得金額の総額から当該控除
金額の合計額のうち四千八百円を超え
る金額を控除して計算した金額によ
る。

第二十一條第一項第一号中「五万円」
を「八万円」に、同條第二項中「六万
円」を「八万円」に改める。

第二十六條第一項第一号中「五万円」
を「八万円」に、同條第二項中「給與
所得及び退職所得の収入金額(退職所
得については、収入金額の十分の五に
相当する金額)の合計金額が三万円」
を「給與所得の収入金額が八万円(二
以上の支拂者から給與所得の支拂を受
ける場合又は第五項の規定により第二
十一條第四項の規定を適用して同居親
族についてその給與所得を合算する場
合においては、三万円)以下又は退職
所得を有する場合においては、給與所
得及び退職所得の収入金額(退職所得
については、収入金額の十分の五に相
当する金額)の合計金額が三万円」に、
「その他命令で定める場合」を「(命令
で定める場合を除く)」に改める。

第三十二條第二項中「命令で定める
期限内」を「命令の定めるところによ
り、命令で定める期限内」に改める。

第四十條中「五万円」を「八万円」
に改める。

第四十五條第三項中「十日にあたる
日以後に更正又は決定の通知を受けた
ときは、」を「十五日にあたる日以後
に更正又は決定の通知を受けたとき
は、」に、「当該通知を受けた日」を
「当該通知をなした日」に改める。

第五十五條第一項中「三銭」を「五
銭」に改める。

第五十六條 第三十七條第一項、第

別表第一 第十五條の規定による所得税表

(一)

所得金額	扶養親族の数									
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人
以上	未	満	税							
4,900円未満	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0
5,000	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,100	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,200	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,300	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,400	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,500	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,600	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,700	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,800	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,900	220	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,000	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,100	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,200	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,300	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,400	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,500	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,600	360	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,700	380	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,800	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,900	420	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7,000	440	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7,100	460	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7,200	480	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7,300	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7,400	520	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7,500	540	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7,600	560	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7,700	580	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7,800	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7,900	620	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8,000	640	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8,100	660	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8,200	680	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8,300	700	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8,400	720	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8,500	740	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8,600	760	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8,700	780	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8,800	800	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8,900	820	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9,000	840	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9,100	860	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9,200	880	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9,300	900	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9,400	920	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9,500	940	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9,600	960	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9,700	980	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9,800	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(二)

所得金額	扶養親族の数									
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人
以上	未	満	税							
10,000	10,200	1,040	560	80	0	0	0	0	0	0
10,200	10,400	1,080	600	120	0	0	0	0	0	0
10,400	10,600	1,120	640	160	0	0	0	0	0	0
10,600	10,800	1,160	680	200	0	0	0	0	0	0
10,800	11,000	1,200	720	240	0	0	0	0	0	0
11,000	11,200	1,240	760	280	0	0	0	0	0	0
11,200	11,400	1,280	800	320	0	0	0	0	0	0
11,400	11,600	1,320	840	360	0	0	0	0	0	0
11,600	11,800	1,360	880	400	0	0	0	0	0	0
11,800	12,000	1,400	920	440	0	0	0	0	0	0
12,000	12,200	1,440	960	480	0	0	0	0	0	0
12,200	12,400	1,480	1,000	520	0	0	0	0	0	0
12,400	12,600	1,520	1,040	560	0	0	0	0	0	0
12,600	12,800	1,560	1,080	600	0	0	0	0	0	0
12,800	13,000	1,600	1,120	640	0	0	0	0	0	0
13,000	13,200	1,640	1,160	680	0	0	0	0	0	0
13,200	13,400	1,680	1,200	720	0	0	0	0	0	0
13,400	13,600	1,720	1,240	760	0	0	0	0	0	0
13,600	13,800	1,760	1,280	800	0	0	0	0	0	0
13,800	14,000	1,800	1,320	840	0	0	0	0	0	0
14,000	14,200	1,840	1,360	880	0	0	0	0	0	0
14,200	14,400	1,880	1,400	920	0	0	0	0	0	0
14,400	14,600	1,920	1,440	960	0	0	0	0	0	0
14,600	14,800	1,960	1,480	1,000	0	0	0	0	0	0
14,800	15,000	2,000	1,520	1,040	0	0	0	0	0	0
15,000	15,200	2,050	1,570	1,090	0	0	0	0	0	0
15,200	15,400	2,100	1,620	1,140	0	0	0	0	0	0
15,400	15,600	2,150	1,670	1,190	0	0	0	0	0	0
15,600	15,800	2,200	1,720	1,240	0	0	0	0	0	0
15,800	16,000	2,250	1,770	1,290	0	0	0	0	0	0
16,000	16,200	2,300	1,820	1,340	0	0	0	0	0	0
16,200	16,400	2,350	1,870	1,390	0	0	0	0	0	0
16,400	16,600	2,400	1,920	1,440	0	0	0	0	0	0
16,600	16,800	2,450	1,970	1,490	0	0	0	0	0	0
16,800	17,000	2,500	2,020	1,540	0	0	0	0	0	0
17,000	17,200	2,550	2,070	1,590	0	0	0	0	0	0
17,200	17,400	2,600	2,120	1,640	0	0	0	0	0	0
17,400	17,600	2,650	2,170	1,690	0	0	0	0	0	0
17,600	17,800	2,700	2,220	1,740	0	0	0	0	0	0
17,800	18,000	2,750	2,270	1,790	0	0	0	0	0	0
18,000	18,200	2,800	2,320	1,840	0	0	0	0	0	0
18,200	18,400	2,850	2,370	1,890	0	0	0	0	0	0
18,400	18,600	2,900	2,420	1,940	0	0	0	0	0	0
18,600	18,800	2,950	2,470	1,990	0	0	0	0	0	0
18,800	19,000	3,000	2,520	2,040	0	0	0	0	0	0

(三)

所得金額	扶養親族の人数									
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人
以上	未滿	税	税	税	税	税	税	税	税	税
19,000	19,200	3,050	2,570	2,090	1,610	1,130	650	170	0	0
19,200	19,400	3,100	2,620	2,140	1,660	1,180	700	220	0	0
19,400	19,600	3,150	2,670	2,190	1,710	1,230	750	270	0	0
19,600	19,800	3,200	2,720	2,240	1,760	1,280	800	320	0	0
19,800	20,000	3,250	2,770	2,290	1,810	1,330	850	370	0	0
20,000	20,200	3,310	2,830	2,350	1,870	1,390	910	430	0	0
20,200	20,400	3,370	2,890	2,410	1,930	1,450	970	490	0	0
20,400	20,600	3,430	2,950	2,470	1,990	1,510	1,030	550	70	0
20,600	20,800	3,490	3,010	2,530	2,050	1,570	1,090	610	0	0
20,800	21,000	3,550	3,070	2,590	2,110	1,630	1,150	670	190	0
21,000	21,200	3,610	3,130	2,650	2,170	1,690	1,210	730	250	0
21,200	21,400	3,670	3,190	2,710	2,230	1,750	1,270	790	310	0
21,400	21,600	3,730	3,250	2,770	2,290	1,810	1,330	850	370	0
21,600	21,800	3,790	3,310	2,830	2,350	1,870	1,390	910	430	0
21,800	22,000	3,850	3,370	2,890	2,410	1,930	1,450	970	490	0
22,000	22,200	3,910	3,430	2,950	2,470	1,990	1,510	1,030	550	70
22,200	22,400	3,970	3,490	3,010	2,530	2,050	1,570	1,090	610	130
22,400	22,600	4,030	3,550	3,070	2,590	2,110	1,630	1,150	670	190
22,600	22,800	4,090	3,610	3,130	2,650	2,170	1,690	1,210	730	250
22,800	23,000	4,150	3,670	3,190	2,710	2,230	1,750	1,270	790	310
23,000	23,200	4,210	3,730	3,250	2,770	2,290	1,810	1,330	850	370
23,200	23,400	4,270	3,790	3,310	2,830	2,350	1,870	1,390	910	430
23,400	23,600	4,330	3,850	3,370	2,890	2,410	1,930	1,450	970	490
23,600	23,800	4,390	3,910	3,430	2,950	2,470	1,990	1,510	1,030	550
23,800	24,000	4,450	3,970	3,490	3,010	2,530	2,050	1,570	1,090	610
24,000	24,200	4,510	4,030	3,550	3,070	2,590	2,110	1,630	1,150	670
24,200	24,400	4,570	4,090	3,610	3,130	2,650	2,170	1,690	1,210	730
24,400	24,600	4,630	4,150	3,670	3,190	2,710	2,230	1,750	1,270	790
24,600	24,800	4,690	4,210	3,730	3,250	2,770	2,290	1,810	1,330	850
24,800	25,000	4,750	4,270	3,790	3,310	2,830	2,350	1,870	1,390	910
25,000	25,200	4,820	4,340	3,860	3,380	2,900	2,420	1,940	1,460	980
25,200	25,400	4,890	4,410	3,930	3,450	2,970	2,490	2,010	1,530	1,050
25,400	25,600	4,960	4,480	4,000	3,520	3,040	2,560	2,080	1,600	1,120
25,600	25,800	5,030	4,550	4,070	3,590	3,110	2,630	2,150	1,670	1,190
25,800	26,000	5,100	4,620	4,140	3,660	3,180	2,700	2,220	1,740	1,260
26,000	26,200	5,170	4,690	4,210	3,730	3,250	2,770	2,290	1,810	1,330
26,200	26,400	5,240	4,760	4,280	3,800	3,320	2,840	2,360	1,880	1,400
26,400	26,600	5,310	4,830	4,350	3,870	3,390	2,910	2,430	1,950	1,470
26,600	26,800	5,380	4,900	4,420	3,940	3,460	2,980	2,500	2,020	1,540
26,800	27,000	5,450	4,970	4,490	4,010	3,530	3,050	2,570	2,090	1,610
27,000	27,200	5,520	5,040	4,560	4,080	3,600	3,120	2,640	2,160	1,680
27,200	27,400	5,590	5,110	4,630	4,150	3,670	3,190	2,710	2,230	1,750
27,400	27,600	5,660	5,180	4,700	4,220	3,740	3,260	2,780	2,300	1,820
27,600	27,800	5,730	5,250	4,770	4,290	3,810	3,330	2,850	2,370	1,890
27,800	28,000	5,800	5,320	4,840	4,360	3,880	3,400	2,920	2,440	1,960
28,000										1,000

(四)

所得金額	扶養親族の人数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
28,000	28,200	5,870	5,390	4,910	4,430	3,950	3,470	2,990	2,510	2,030	1,550
28,200	28,400	5,940	5,460	4,980	4,500	4,020	3,540	3,060	2,580	2,100	1,920
28,400	28,600	6,010	5,530	5,050	4,570	4,090	3,610	3,130	2,650	2,170	1,690
28,600	28,800	6,080	5,600	5,120	4,640	4,160	3,680	3,200	2,720	2,240	1,760
29,000	29,200	6,150	5,670	5,190	4,710	4,230	3,750	3,270	2,790	2,310	1,830
29,200	29,400	6,220	5,740	5,260	4,780	4,300	3,820	3,340	2,860	2,380	1,900
29,400	29,600	6,290	5,810	5,330	4,850	4,370	3,890	3,410	2,930	2,450	1,970
29,600	29,800	6,360	5,880	5,400	4,920	4,440	3,960	3,480	3,000	2,520	2,040
29,800	30,000	6,430	5,950	5,470	4,990	4,510	4,030	3,550	3,070	2,590	2,110
30,000	30,200	6,500	6,020	5,540	5,060	4,580	4,100	3,620	3,140	2,660	2,180
30,200	30,400	6,570	6,090	5,610	5,130	4,650	4,170	3,690	3,210	2,730	2,250
30,400	30,600	6,645	6,165	5,685	5,205	4,725	4,245	3,765	3,285	2,805	2,325
30,600	30,800	6,720	6,240	5,760	5,280	4,800	4,320	3,840	3,360	2,880	2,400
31,000	31,200	6,920	6,440	5,960	5,480	5,000	4,520	4,040	3,560	3,080	2,600
31,200	31,500	7,095	6,615	6,135	5,655	5,175	4,695	4,215	3,735	3,255	2,775
32,000	32,500	7,270	6,790	6,310	5,830	5,350	4,870	4,390	3,910	3,430	2,950
32,500	33,000	7,445	6,965	6,485	6,005	5,525	5,045	4,565	4,085	3,605	3,125
33,000	33,500	7,620	7,140	6,660	6,180	5,700	5,220	4,740	4,260	3,780	3,300
33,500	34,000	7,795	7,315	6,835	6,355	5,875	5,395	4,915	4,435	3,955	3,475
34,000	34,500	7,970	7,490	7,010	6,530	6,050	5,570	5,090	4,610	4,130	3,650
34,500	35,000	8,145	7,665	7,185	6,705	6,225	5,745	5,265	4,785	4,305	3,825
35,000	35,500	8,330	7,850	7,370	6,890	6,410	5,930	5,450	4,970	4,490	4,010
35,500	36,000	8,530	8,050	7,570	7,090	6,610	6,130	5,650	5,170	4,690	4,210
36,000	36,500	8,730	8,250	7,770	7,290	6,810	6,330	5,850	5,370	4,890	4,410
36,500	37,000	8,930	8,450	7,970	7,490	7,010	6,530	6,050	5,570	5,090	4,610
37,000	37,500	9,130	8,650	8,170	7,690	7,210	6,730	6,250	5,770	5,290	4,810
37,500	38,000	9,330	8,850	8,370	7,890	7,410	6,930	6,450	5,970	5,490	5,010
38,000	38,500	9,530	9,050	8,570	8,090	7,610	7,130	6,650	6,170	5,690	5,210
38,500	39,000	9,730	9,250	8,770	8,290	7,810	7,330	6,850	6,370	5,890	5,410
39,000	39,500	9,930	9,450	8,970	8,490	8,010	7,530	7,050	6,570	6,090	5,610
39,500	40,000	10,130	9,650	9,170	8,690	8,210	7,730	7,250	6,770	6,290	5,810
40,000	40,500	10,330	9,850	9,370	8,890	8,410	7,930	7,450	6,970	6,490	6,010
40,500	41,000	10,530	10,050	9,570	9,090	8,610	8,130	7,650	7,170	6,690	6,210
41,000	41,500	10,730	10,250	9,770	9,290	8,810	8,330	7,850	7,370	6,890	6,410
41,500	42,000	10,930	10,450	9,970	9,490	9,010	8,530	8,050	7,570	7,090	6,610
42,000	42,500	11,130	10,650	10,170	9,690	9,210	8,730	8,250	7,770	7,290	6,810
42,500	43,000	11,330	10,850	10,370	9,890	9,410	8,930	8,450	7,970	7,490	7,010
43,000	43,500	11,530	11,050	10,570	10,090	9,610	9,130	8,650	8,170	7,690	7,210
43,500	44,000	11,730	11,250	10,770	10,290	9,810	9,330	8,850	8,370	7,890	7,410
44,000	44,500	11,930	11,450	10,970	10,490	10,010	9,530	9,050	8,570	8,090	7,610
44,500	45,000	12,130	11,650	11,170	10,690	10,210	9,730	9,250	8,790	8,290	7,810
45,000	45,500	12,340	11,860	11,380	11,090	10,420	9,940	9,460	8,980	8,500	8,020
45,500	46,000	12,540	12,085	11,635	11,125	10,645	10,165	9,685	9,205	8,725	8,245
46,000	46,500	12,750	12,310	11,830	11,330	10,870	10,390	9,910	9,430	8,950	8,470
46,500	47,000	13,015	12,535	12,055	11,575	11,095	10,615	10,135	9,655	9,175	8,695
47,000	47,500	13,240	12,760	12,280	11,800	11,320	10,840	10,360	9,880	9,400	8,920
											8,440

(五)

所得金額	扶養親族の数	税額									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人
以上	未満										
47,500	48,000	13,465	12,985	12,505	12,025	11,545	11,065	10,585	10,105	9,625	9,145
48,000	48,500	13,650	13,210	12,730	12,250	11,770	11,290	10,810	10,330	9,850	9,370
48,500	49,000	13,915	13,435	12,955	12,475	11,995	11,515	11,035	10,555	10,075	9,595
49,000	49,500	14,140	13,660	13,180	12,700	12,220	11,740	11,260	10,780	10,300	9,820
49,500	50,000	14,365	13,885	13,405	12,925	12,445	11,965	11,485	11,005	10,525	10,045
50,000	50,500	14,590	14,110	13,630	13,150	12,670	12,190	11,710	11,230	10,750	10,270
50,500	51,000	14,815	14,335	13,855	13,375	12,895	12,415	11,935	11,455	10,975	10,495
51,000	51,500	15,040	14,560	14,080	13,600	13,120	12,640	12,160	11,680	11,200	10,720
51,500	52,000	15,265	14,785	14,305	13,825	13,345	12,865	12,385	11,905	11,425	10,945
52,000	52,500	15,490	15,010	14,530	14,050	13,570	13,090	12,610	12,130	11,650	11,170
52,500	53,000	15,715	15,235	14,755	14,275	13,795	13,315	12,835	12,355	11,875	11,395
53,000	53,500	15,940	15,460	14,980	14,500	14,020	13,540	13,060	12,580	12,100	11,620
53,500	54,000	16,165	15,685	15,205	14,725	14,245	13,765	13,285	12,805	12,325	11,845
54,000	54,500	16,390	15,910	15,430	14,950	14,470	13,990	13,510	13,030	12,550	12,070
54,500	55,000	16,615	16,135	15,655	15,175	14,695	14,215	13,735	13,255	12,775	12,295
55,000	55,500	16,840	16,360	15,880	15,400	14,920	14,440	13,960	13,480	13,000	12,520
55,500	56,000	17,065	16,585	16,105	15,625	15,145	14,665	14,185	13,705	13,225	12,745
56,000	56,500	17,290	16,810	16,330	15,850	15,370	14,890	14,410	13,930	13,450	12,970
56,500	57,000	17,515	17,035	16,555	16,075	15,595	15,115	14,635	14,155	13,675	13,195
57,000	57,500	17,740	17,260	16,780	16,300	15,820	15,340	14,860	14,380	13,900	13,420
57,500	58,000	17,965	17,485	17,005	16,525	16,045	15,565	15,085	14,605	14,125	13,645
58,000	58,500	18,190	17,710	17,230	16,750	16,270	15,790	15,310	14,830	14,350	13,870
58,500	59,000	18,415	17,935	17,455	16,975	16,495	16,015	15,535	15,055	14,575	14,095
59,000	59,500	18,640	18,160	17,680	17,200	16,720	16,240	15,760	15,280	14,800	14,320
59,500	60,000	18,865	18,385	17,905	17,425	16,945	16,465	15,985	15,505	15,025	14,545
60,000	60,500	19,090	18,610	18,130	17,650	17,170	16,690	16,210	15,730	15,250	14,770
60,500	61,000	19,315	18,835	18,355	17,875	17,395	16,915	16,435	15,955	15,475	14,995
61,000	61,500	19,540	19,060	18,580	18,100	17,620	17,140	16,660	16,180	15,700	15,220
61,500	62,000	19,765	19,285	18,805	18,325	17,845	17,365	16,885	16,405	15,925	15,445
62,000	62,500	19,990	19,510	19,030	18,550	18,070	17,590	17,110	16,630	16,150	15,670
62,500	63,000	20,215	19,735	19,255	18,775	18,295	17,815	17,335	16,855	16,375	15,895
63,000	63,500	20,440	19,960	19,480	18,999	18,519	18,039	17,559	17,079	16,599	16,119
63,500	64,000	20,665	20,185	19,705	19,225	18,745	18,265	17,785	17,305	16,825	16,345
64,000	64,500	20,890	20,410	19,930	19,450	18,970	18,490	18,010	17,530	17,050	16,570
64,500	65,000	21,115	20,635	20,155	19,675	19,195	18,715	18,235	17,755	17,275	16,795
65,000	65,500	21,340	20,860	20,380	19,900	19,420	18,940	18,460	17,980	17,500	17,020
65,500	66,000	21,565	21,085	20,605	20,125	19,645	19,165	18,685	18,205	17,725	17,245
66,000	66,500	21,790	21,310	20,830	20,350	19,870	19,390	18,910	18,430	17,950	17,470
66,500	67,000	22,015	21,535	21,055	20,575	20,095	19,615	19,135	18,655	18,175	17,695
67,000	67,500	22,240	21,760	21,280	20,800	20,320	19,840	19,360	18,880	18,400	17,920
67,500	68,000	22,465	21,985	21,505	21,025	20,545	20,065	19,585	19,105	18,625	18,145
68,000	68,500	22,690	22,210	21,730	21,250	20,770	20,290	19,810	19,330	18,850	18,370
68,500	69,000	22,915	22,435	21,955	21,475	20,995	20,515	20,035	19,555	19,075	18,595
69,000	69,500	23,140	22,660	22,180	21,700	21,220	20,740	20,260	19,780	19,300	18,820
69,500	70,000	23,365	22,885	22,405	21,925	21,445	20,965	20,485	20,005	19,525	19,045

(六)

所得金額	扶養親族の数	税額									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人
以上	未満										
70,000	70,500	24,350	23,870	23,390	22,910	22,430	21,950	21,470	20,990	20,510	20,030
70,500	71,000	24,575	24,095	23,615	23,135	22,655	22,175	21,695	21,215	20,735	20,255
71,000	71,500	24,800	24,320	23,840	23,360	22,880	22,400	21,920	21,440	20,960	20,480
71,500	72,000	25,025	24,545	24,065	23,585	23,105	22,625	22,145	21,665	21,185	20,705
72,000	72,500	25,250	24,770	24,290	23,810	23,330	22,850	22,370	21,890	21,410	20,930
72,500	73,000	25,475	25,000	24,520	24,040	23,560	23,080	22,600	22,120	21,640	21,160
73,000	73,500	25,700	25,220	24,740	24,260	23,780	23,300	22,820	22,340	21,860	21,380
73,500	74,000	25,925	25,445	24,965	24,485	24,005	23,525	23,045	22,565	22,085	21,605
74,000	74,500	26,150	25,670	25,190	24,710	24,230	23,750	23,270	22,790	22,310	21,830
74,500	75,000	26,375	25,895	25,415	24,935	24,455	23,975	23,495	23,015	22,535	22,055
75,000	75,500	26,600	26,120	25,640	25,160	24,680	24,200	23,720	23,240	22,760	22,280
75,500	76,000	26,825	26,345	25,865	25,385	24,905	24,425	23,945	23,465	22,985	22,505
76,000	76,500	27,050	26,570	26,090	25,610	25,130	24,650	24,170	23,690	23,210	22,730
76,500	77,000	27,275	26,795	26,315	25,835	25,355	24,875	24,395	23,915	23,435	22,955
77,000	77,500	27,500	27,020	26,540	26,060	25,580	25,100	24,620	24,140	23,660	23,180
77,500	78,000	27,725	27,245	26,765	26,285	25,805	25,325	24,845	24,365	23,885	23,405
78,000	78,500	27,950	27,470	26,990	26,510	26,030	25,550	25,070	24,590	24,110	23,630
78,500	79,000	28,175	27,695	27,215	26,735	26,255	25,775	25,295	24,815	24,335	23,855
79,000	79,500	28,400	27,920	27,440	26,960	26,480	26,000	25,520	25,040	24,560	24,080
79,500	80,000	28,625	28,145	27,665	27,185	26,705	26,225	25,745	25,265	24,785	24,305
80,000円		29,144	28,664	28,184	27,704	27,224	26,744	26,264	25,784	25,304	24,824

(備考 税額の求め方) まず所得金額に就いて所得金額に該当する行を求め、その行と扶養親族の数に就いて求めた税額欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第一の二 第十五條の規定による所得税額表

(一)

所得金額	扶養親族の人数									
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人
以上	未滿	税								
4,900円未滿	5,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,000	5,100	20	0	0	0	0	0	0	0	0
5,100	5,200	40	0	0	0	0	0	0	0	0
5,200	5,300	60	0	0	0	0	0	0	0	0
5,300	5,400	80	0	0	0	0	0	0	0	0
5,400	5,500	100	0	0	0	0	0	0	0	0
5,500	5,600	120	0	0	0	0	0	0	0	0
5,600	5,700	140	0	0	0	0	0	0	0	0
5,700	5,800	160	0	0	0	0	0	0	0	0
5,800	5,900	180	0	0	0	0	0	0	0	0
5,900	6,000	200	0	0	0	0	0	0	0	0
6,000	6,100	220	0	0	0	0	0	0	0	0
6,100	6,200	240	0	0	0	0	0	0	0	0
6,200	6,300	260	0	0	0	0	0	0	0	0
6,300	6,400	280	0	0	0	0	0	0	0	0
6,400	6,500	300	0	0	0	0	0	0	0	0
6,500	6,600	320	0	0	0	0	0	0	0	0
6,600	6,700	340	0	0	0	0	0	0	0	0
6,700	6,800	360	0	0	0	0	0	0	0	0
6,800	6,900	380	0	0	0	0	0	0	0	0
6,900	7,000	400	0	0	0	0	0	0	0	0
7,000	7,100	420	0	0	0	0	0	0	0	0
7,100	7,200	440	0	0	0	0	0	0	0	0
7,200	7,300	460	0	0	0	0	0	0	0	0
7,300	7,400	480	0	0	0	0	0	0	0	0
7,400	7,500	500	0	0	0	0	0	0	0	0
7,500	7,600	520	0	0	0	0	0	0	0	0
7,600	7,700	540	0	0	0	0	0	0	0	0
7,700	7,800	560	0	0	0	0	0	0	0	0
7,800	7,900	580	0	0	0	0	0	0	0	0
7,900	8,000	600	0	0	0	0	0	0	0	0
8,000	8,100	620	0	0	0	0	0	0	0	0
8,100	8,200	640	0	0	0	0	0	0	0	0
8,200	8,300	660	0	0	0	0	0	0	0	0
8,300	8,400	680	0	0	0	0	0	0	0	0
8,400	8,500	700	0	0	0	0	0	0	0	0
8,500	8,600	720	0	0	0	0	0	0	0	0
8,600	8,700	740	0	0	0	0	0	0	0	0
8,700	8,800	760	0	0	0	0	0	0	0	0
8,800	8,900	780	0	0	0	0	0	0	0	0
8,900	9,000	800	0	0	0	0	0	0	0	0
9,000	9,100	820	0	0	0	0	0	0	0	0
9,100	9,200	840	0	0	0	0	0	0	0	0
9,200	9,300	860	0	0	0	0	0	0	0	0
9,300	9,400	880	0	0	0	0	0	0	0	0
9,400	9,500	900	0	0	0	0	0	0	0	0
9,500	9,600	920	0	0	0	0	0	0	0	0
9,600	9,700	940	0	0	0	0	0	0	0	0
9,700	9,800	960	0	0	0	0	0	0	0	0
9,800	9,900	980	0	0	0	0	0	0	0	0
9,900	10,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0

(二)

所得金額	扶養親族の人数									
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人
以上	未滿	税								
10,000	10,200	1,040	680	320	0	0	0	0	0	0
10,200	10,400	1,080	720	360	0	0	0	0	0	0
10,400	10,600	1,120	760	400	0	0	0	0	0	0
10,600	10,800	1,160	800	440	0	0	0	0	0	0
10,800	11,000	1,200	840	480	0	0	0	0	0	0
11,000	11,200	1,240	880	520	0	0	0	0	0	0
11,200	11,400	1,280	920	560	0	0	0	0	0	0
11,400	11,600	1,320	960	600	0	0	0	0	0	0
11,600	11,800	1,360	1,000	640	0	0	0	0	0	0
11,800	12,000	1,400	1,040	680	0	0	0	0	0	0
12,000	12,200	1,440	1,080	720	0	0	0	0	0	0
12,200	12,400	1,480	1,120	760	0	0	0	0	0	0
12,400	12,600	1,520	1,160	800	0	0	0	0	0	0
12,600	12,800	1,560	1,200	840	0	0	0	0	0	0
12,800	13,000	1,600	1,240	880	0	0	0	0	0	0
13,000	13,200	1,640	1,280	920	0	0	0	0	0	0
13,200	13,400	1,680	1,320	960	0	0	0	0	0	0
13,400	13,600	1,720	1,360	1,000	0	0	0	0	0	0
13,600	13,800	1,760	1,400	1,040	0	0	0	0	0	0
13,800	14,000	1,800	1,440	1,080	0	0	0	0	0	0
14,000	14,200	1,840	1,480	1,120	0	0	0	0	0	0
14,200	14,400	1,880	1,520	1,160	0	0	0	0	0	0
14,400	14,600	1,920	1,560	1,200	0	0	0	0	0	0
14,600	14,800	1,960	1,600	1,240	0	0	0	0	0	0
14,800	15,000	2,000	1,640	1,280	0	0	0	0	0	0
15,000	15,200	2,050	1,690	1,330	0	0	0	0	0	0
15,200	15,400	2,100	1,740	1,380	0	0	0	0	0	0
15,400	15,600	2,150	1,790	1,430	0	0	0	0	0	0
15,600	15,800	2,200	1,840	1,480	0	0	0	0	0	0
15,800	16,000	2,250	1,890	1,530	0	0	0	0	0	0
16,000	16,200	2,300	1,940	1,580	0	0	0	0	0	0
16,200	16,400	2,350	1,990	1,630	0	0	0	0	0	0
16,400	16,600	2,400	2,040	1,680	0	0	0	0	0	0
16,600	16,800	2,450	2,090	1,730	0	0	0	0	0	0
16,800	17,000	2,500	2,140	1,780	0	0	0	0	0	0
17,000	17,200	2,550	2,190	1,830	0	0	0	0	0	0
17,200	17,400	2,600	2,240	1,880	0	0	0	0	0	0
17,400	17,600	2,650	2,290	1,930	0	0	0	0	0	0
17,600	17,800	2,700	2,340	1,980	0	0	0	0	0	0
17,800	18,000	2,750	2,390	2,030	0	0	0	0	0	0
18,000	18,200	2,800	2,440	2,080	0	0	0	0	0	0
18,200	18,400	2,850	2,490	2,130	0	0	0	0	0	0
18,400	18,600	2,900	2,540	2,180	0	0	0	0	0	0
18,600	18,800	2,950	2,590	2,230	0	0	0	0	0	0
18,800	19,000	3,000	2,640	2,280	0	0	0	0	0	0

(五)

所得金額	扶養親族の人数									
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人
以上	税額									
未滿	税額									
47,500	13,465	13,105	12,745	12,385	12,025	11,665	11,305	10,945	10,585	10,225
48,000	13,690	13,330	12,970	12,610	12,250	11,890	11,530	11,170	10,810	10,450
48,500	13,915	13,555	13,195	12,835	12,475	12,115	11,755	11,395	11,035	10,675
49,000	14,140	13,780	13,420	13,060	12,700	12,340	11,980	11,620	11,260	10,900
49,500	14,365	14,005	13,645	13,285	12,925	12,565	12,205	11,845	11,485	11,125
50,000	14,590	14,230	13,870	13,510	13,150	12,790	12,430	12,070	11,710	11,350
50,500	14,815	14,455	14,095	13,735	13,375	13,015	12,655	12,295	11,935	11,575
51,000	15,040	14,680	14,320	13,960	13,600	13,240	12,880	12,520	12,160	11,800
51,500	15,265	14,905	14,545	14,185	13,825	13,465	13,105	12,745	12,385	12,025
52,000	15,490	15,130	14,770	14,410	14,050	13,690	13,330	12,970	12,610	12,250
52,500	15,715	15,355	14,995	14,635	14,275	13,915	13,555	13,195	12,835	12,475
53,000	15,940	15,580	15,220	14,860	14,500	14,140	13,780	13,420	13,060	12,700
53,500	16,165	15,805	15,445	15,085	14,725	14,365	14,005	13,645	13,285	12,925
54,000	16,390	16,030	15,670	15,310	14,950	14,590	14,230	13,870	13,510	13,150
54,500	16,615	16,255	15,895	15,535	15,175	14,815	14,455	14,095	13,735	13,375
55,000	16,840	16,480	16,120	15,760	15,400	15,040	14,680	14,320	13,960	13,600
55,500	17,065	16,705	16,345	15,985	15,625	15,265	14,905	14,545	14,185	13,825
56,000	17,290	16,930	16,570	16,210	15,850	15,490	15,130	14,770	14,410	14,050
56,500	17,515	17,155	16,795	16,435	16,075	15,715	15,355	14,995	14,635	14,275
57,000	17,740	17,380	17,020	16,660	16,300	15,940	15,580	15,220	14,860	14,500
57,500	17,965	17,605	17,245	16,885	16,525	16,165	15,805	15,445	15,085	14,725
58,000	18,190	17,830	17,470	17,110	16,750	16,390	16,030	15,670	15,310	14,950
58,500	18,415	18,055	17,695	17,335	16,975	16,615	16,255	15,895	15,535	15,175
59,000	18,640	18,280	17,920	17,560	17,200	16,840	16,480	16,120	15,760	15,400
59,500	18,865	18,505	18,145	17,785	17,425	17,065	16,705	16,345	15,985	15,625
60,000	19,090	18,730	18,370	18,010	17,650	17,290	16,930	16,570	16,210	15,850
60,500	19,315	18,955	18,595	18,235	17,875	17,515	17,155	16,795	16,435	16,075
61,000	19,540	19,180	18,820	18,460	18,100	17,740	17,380	17,020	16,660	16,300
61,500	19,765	19,405	19,045	18,685	18,325	17,965	17,605	17,245	16,885	16,525
62,000	19,990	19,630	19,270	18,910	18,550	18,190	17,830	17,470	17,110	16,750
62,500	20,215	19,855	19,495	19,135	18,775	18,415	18,055	17,695	17,335	16,975
63,000	20,440	20,080	19,720	19,360	19,000	18,640	18,280	17,920	17,560	17,200
63,500	20,665	20,305	19,945	19,585	19,225	18,865	18,505	18,145	17,785	17,425
64,000	20,890	20,530	20,170	19,810	19,450	19,090	18,730	18,370	18,010	17,650
64,500	21,115	20,755	20,395	20,035	19,675	19,315	18,955	18,595	18,235	17,875
65,000	21,340	20,980	20,620	20,260	19,900	19,540	19,180	18,820	18,460	18,100
65,500	21,565	21,205	20,845	20,485	20,125	19,765	19,405	19,045	18,685	18,325
66,000	21,790	21,430	21,070	20,710	20,350	19,990	19,630	19,270	18,910	18,550
66,500	22,015	21,655	21,295	20,935	20,575	20,215	19,855	19,495	19,135	18,775
67,000	22,240	21,880	21,520	21,160	20,800	20,440	20,080	19,720	19,360	19,000
67,500	22,465	22,105	21,745	21,385	21,025	20,665	20,305	19,945	19,585	19,225
68,000	22,690	22,330	21,970	21,610	21,250	20,890	20,530	20,170	19,810	19,450
68,500	22,915	22,555	22,195	21,835	21,475	21,115	20,755	20,395	20,035	19,675
69,000	23,140	22,780	22,420	22,060	21,700	21,340	20,980	20,620	20,260	19,900
69,500	23,365	23,005	22,645	22,285	21,925	21,565	21,205	20,845	20,485	20,125
70,000	23,590	23,230	22,870	22,510	22,150	21,790	21,430	21,070	20,710	20,350

(六)

所得金額	扶養親族の人数									
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人
以上	税額									
未滿	税額									
70,000	24,350	23,990	23,630	23,270	22,910	22,550	22,190	21,830	21,470	21,110
70,500	24,575	24,215	23,855	23,495	23,135	22,775	22,415	22,055	21,695	21,335
71,000	24,800	24,440	24,080	23,720	23,360	23,000	22,640	22,280	21,920	21,560
71,500	25,025	24,665	24,305	23,945	23,585	23,225	22,865	22,505	22,145	21,785
72,000	25,250	24,890	24,530	24,170	23,810	23,450	23,090	22,730	22,370	22,010
72,500	25,475	25,115	24,755	24,395	24,035	23,675	23,315	22,955	22,595	22,235
73,000	25,700	25,340	24,980	24,620	24,260	23,900	23,540	23,180	22,820	22,460
73,500	25,925	25,565	25,205	24,845	24,485	24,125	23,765	23,405	23,045	22,685
74,000	26,150	25,790	25,430	25,070	24,710	24,350	23,990	23,630	23,270	22,910
74,500	26,375	26,015	25,655	25,295	24,935	24,575	24,215	23,855	23,495	23,135
75,000	26,600	26,240	25,880	25,520	25,160	24,800	24,440	24,080	23,720	23,360
75,500	26,825	26,465	26,105	25,745	25,385	25,025	24,665	24,305	23,945	23,585
76,000	27,050	26,690	26,330	25,970	25,610	25,250	24,890	24,530	24,170	23,810
76,500	27,275	26,915	26,555	26,195	25,835	25,475	25,115	24,755	24,395	24,035
77,000	27,500	27,140	26,780	26,420	26,060	25,700	25,340	24,980	24,620	24,260
77,500	27,725	27,365	27,005	26,645	26,285	25,925	25,565	25,205	24,845	24,485
78,000	27,950	27,590	27,230	26,870	26,510	26,150	25,790	25,430	25,070	24,710
78,500	28,175	27,815	27,455	27,095	26,735	26,375	26,015	25,655	25,295	24,935
79,000	28,400	28,040	27,680	27,320	26,960	26,600	26,240	25,880	25,520	25,160
79,500	28,625	28,265	27,905	27,545	27,185	26,825	26,465	26,105	25,745	25,385
80,000	28,850	28,490	28,130	27,770	27,410	27,050	26,690	26,330	25,970	25,610

扶養親族の数が10人を超える場合には、扶養親族が10人の場合の税額から、その10人を超える1人ごとに360円を控除した金額

(備考 税額の求め方) まず所得金額に應じて所得金額欄に該当する行を求め、その行と扶養親族の人数に應じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

03,300	16,000	24,400	23,740	23,380	23,020	22,660	22,300	21,940	21,580	21,220	20,860	20,500
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

別表第二 第三十八條第一項第一号及び第四号の規定による所得税源泉徴収額表

イ 給与所得 月額表(一)

その月の給 興の金額	甲第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙第三十八條第一項第四号の規定による税額	
	扶養親族の人数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人		10人
	税額											
以上	未満	税額										給興の金額の15%に相当する金額
600円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
600	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90
650	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90
700	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100
750	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	110
800	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120
850	47	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120
900	55	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	130
950	62	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	140
1,000	70	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150
1,050	77	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150
1,100	85	45	5	0	0	0	0	0	0	0	0	160
1,150	92	52	12	0	0	0	0	0	0	0	0	170
1,200	100	60	20	0	0	0	0	0	0	0	0	180
1,250	107	67	27	0	0	0	0	0	0	0	0	190
1,300	115	75	35	0	0	0	0	0	0	0	0	200
1,350	122	82	42	2	0	0	0	0	0	0	0	210
1,400	130	90	50	10	0	0	0	0	0	0	0	220
1,450	137	97	57	17	0	0	0	0	0	0	0	220
1,500	145	105	65	25	0	0	0	0	0	0	0	230
1,550	152	112	72	32	0	0	0	0	0	0	0	240
1,600	160	120	80	40	0	0	0	0	0	0	0	250
1,650	167	127	87	47	7	0	0	0	0	0	0	260
1,700	176	136	96	56	16	0	0	0	0	0	0	270
1,750	186	146	106	66	26	0	0	0	0	0	0	280
1,800	195	155	115	75	35	0	0	0	0	0	0	300
1,850	204	164	124	84	44	4	0	0	0	0	0	310
1,900	214	174	134	94	54	14	0	0	0	0	0	320
1,950	223	183	143	103	63	23	0	0	0	0	0	330
2,000	233	193	153	113	73	33	0	0	0	0	0	340
2,050	242	202	162	122	82	42	2	0	0	0	0	350
2,100	251	211	171	131	91	51	11	0	0	0	0	360
2,150	261	221	181	141	101	61	21	0	0	0	0	370
2,200	270	230	190	150	110	70	30	0	0	0	0	390
2,250	282	242	202	162	122	82	42	2	0	0	0	400
2,300	293	253	213	173	133	93	53	13	0	0	0	410
2,350	304	264	224	184	144	104	64	24	0	0	0	420
2,400	315	275	235	195	155	115	75	35	0	0	0	440
2,450	327	287	247	207	167	127	87	47	0	0	0	450
2,500	338	298	258	218	178	138	98	58	0	0	0	460

イ 月額表(二)

第三十八條第一項第一号の規定による税額												第三十八條第一項第四号の規定による税額	
扶養親族の人数													
0人 1人 2人 3人 4人 5人 6人 7人 8人 9人 10人													
税												額	
以上 未満												額	
2,550	2,600	349	309	269	229	189	149	109	69	29	0	0	481
2,600	2,650	357	317	277	237	197	157	117	77	37	0	0	494
2,650	2,700	362	322	282	242	202	162	122	82	42	0	0	507
2,700	2,750	383	343	303	263	223	183	143	103	63	23	0	521
2,750	2,800	394	354	314	274	234	194	154	114	74	34	0	534
2,800	2,850	407	367	327	287	247	207	167	127	87	47	7	547
2,850	2,900	420	380	340	300	260	220	180	140	100	60	20	560
2,900	2,950	433	393	353	313	273	233	193	153	113	73	33	573
2,950	3,000	446	406	366	326	286	246	206	166	126	86	46	586
3,000	3,050	459	419	379	339	299	259	219	179	139	99	59	599
3,050	3,100	472	432	392	352	312	272	232	192	152	112	72	612
3,100	3,150	486	446	406	366	326	286	246	206	166	126	86	626
3,150	3,200	499	459	419	379	339	299	259	219	179	139	99	639
3,200	3,250	512	472	432	392	352	312	272	232	192	152	112	652
3,250	3,300	525	485	445	405	365	325	285	245	205	165	125	665
3,300	3,350	538	498	458	418	378	338	298	258	218	178	138	678
3,350	3,400	551	511	471	431	391	351	311	271	231	196	151	692
3,400	3,450	564	524	484	444	404	364	324	284	244	204	164	707
3,450	3,500	577	537	497	457	417	377	337	297	257	217	177	722
3,500	3,550	591	551	511	471	431	391	351	311	271	231	191	737
3,550	3,600	604	564	524	484	444	404	364	324	284	244	204	752
3,600	3,650	617	577	537	497	457	417	377	337	297	257	217	767
3,650	3,700	630	590	550	510	470	430	390	350	310	270	230	782
3,700	3,750	643	603	563	523	483	443	403	363	323	283	243	797
3,750	3,800	656	616	576	536	496	456	416	376	336	296	256	812
3,800	3,850	669	629	589	549	509	469	429	389	349	309	269	827
3,850	3,900	682	642	602	562	522	482	442	402	362	322	282	842
3,900	3,950	697	657	617	577	537	497	457	417	377	337	297	857
3,950	4,000	712	672	632	592	552	512	472	432	392	352	312	872
4,000	4,050	727	687	647	607	567	527	487	447	407	367	327	887
4,050	4,100	742	702	662	622	582	542	502	462	422	382	342	902
4,100	4,150	757	717	677	637	597	557	517	477	437	397	357	917
4,150	4,200	772	732	692	652	612	572	532	492	452	412	372	932
4,200	4,250	787	747	707	667	627	587	547	507	467	427	387	947
4,250	4,300	801	761	721	681	641	601	561	521	481	441	401	961
4,300	4,350	816	776	736	696	656	616	576	536	496	456	416	976
4,350	4,400	830	790	750	710	670	630	590	550	510	470	430	990
4,400	4,450	845	805	765	725	685	645	605	565	525	485	445	1,005
4,450	4,500	860	820	780	740	700	660	620	580	540	500	460	1,020
4,500	4,550	875	835	795	755	715	675	635	595	555	515	475	1,035
4,550	4,600	890	850	810	770	730	690	650	610	570	530	490	1,050
4,600	4,650	905	865	825	785	745	705	665	625	585	545	505	1,065
4,650	4,700	920	880	840	800	760	720	680	640	600	560	520	1,080
4,700	4,750	935	895	855	815	775	735	695	655	615	575	535	1,095
4,750	4,800	950	910	870	830	790	750	710	670	630	590	550	1,110
4,800	4,850	965	925	885	845	805	765	725	685	645	605	565	1,125
4,850	4,900	980	940	900	860	820	780	740	700	660	620	580	1,140
4,900	4,950	995	955	915	875	835	795	755	715	675	635	595	1,155
4,950	5,000	1,010	970	930	890	850	810	770	730	690	650	610	1,170

イ 月額表(三)

その月の給 興の金額	甲第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙 第四 十八條第一 項第一号の 規定による 税額	
	扶 養 親 族 の 数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人		10人
以上	未満	税 額										
4,800	4,850	1,031	991	951	911	871	831	791	751	711	671	631
4,850	4,900	1,034	1,014	974	934	894	854	814	774	734	694	654
4,900	4,950	1,036	1,036	996	956	916	876	836	796	756	716	676
4,950	5,000	1,039	1,039	1,019	979	939	899	859	819	779	739	699
5,000	5,050	1,121	1,081	1,041	1,001	961	921	881	841	801	761	721
5,050	5,100	1,114	1,104	1,064	1,024	984	944	904	864	824	784	744
5,100	5,150	1,166	1,126	1,086	1,046	1,006	966	926	886	846	806	766
5,150	5,200	1,189	1,149	1,109	1,069	1,029	989	949	909	869	829	789
5,200	5,250	1,211	1,171	1,131	1,091	1,051	1,011	971	931	891	851	811
5,250	5,300	1,234	1,194	1,154	1,114	1,074	1,034	994	954	914	874	834
5,300	5,350	1,256	1,216	1,176	1,136	1,096	1,056	1,016	976	936	896	856
5,350	5,400	1,279	1,239	1,199	1,159	1,119	1,079	1,039	999	959	919	879
5,400	5,450	1,301	1,261	1,221	1,181	1,141	1,101	1,061	1,021	981	941	901
5,450	5,500	1,324	1,284	1,244	1,204	1,164	1,124	1,084	1,044	1,004	964	924
5,500	5,550	1,346	1,306	1,266	1,226	1,186	1,146	1,106	1,066	1,026	986	946
5,550	5,600	1,369	1,329	1,289	1,249	1,209	1,169	1,129	1,089	1,049	1,009	969
5,600	5,650	1,391	1,351	1,311	1,271	1,231	1,191	1,151	1,111	1,071	1,031	991
5,650	5,700	1,416	1,376	1,336	1,296	1,256	1,216	1,176	1,136	1,096	1,056	1,016
5,700	5,750	1,441	1,401	1,361	1,321	1,281	1,241	1,201	1,161	1,121	1,081	1,041
5,750	5,800	1,466	1,426	1,386	1,346	1,306	1,266	1,226	1,186	1,146	1,106	1,066
5,800	5,850	1,491	1,451	1,411	1,371	1,331	1,291	1,251	1,211	1,171	1,131	1,091
5,850	5,900	1,516	1,476	1,436	1,396	1,356	1,316	1,276	1,236	1,196	1,156	1,116
5,900	5,950	1,541	1,501	1,461	1,421	1,381	1,341	1,301	1,261	1,221	1,181	1,141
5,950	6,000	1,566	1,526	1,486	1,446	1,406	1,366	1,326	1,286	1,246	1,206	1,166
6,000	6,050	1,591	1,551	1,511	1,471	1,431	1,391	1,351	1,311	1,271	1,231	1,191
6,050	6,100	1,616	1,576	1,536	1,496	1,456	1,416	1,376	1,336	1,296	1,256	1,216
6,100	6,150	1,641	1,601	1,561	1,521	1,481	1,441	1,401	1,361	1,321	1,281	1,241
6,150	6,200	1,666	1,626	1,586	1,546	1,506	1,466	1,426	1,386	1,346	1,306	1,266
6,200	6,250	1,691	1,651	1,611	1,571	1,531	1,491	1,451	1,411	1,371	1,331	1,291
6,250	6,300	1,716	1,676	1,636	1,596	1,556	1,516	1,476	1,436	1,396	1,356	1,316
6,300	6,350	1,741	1,701	1,661	1,621	1,581	1,541	1,501	1,461	1,421	1,381	1,341
6,350	6,400	1,766	1,726	1,686	1,646	1,606	1,566	1,526	1,486	1,446	1,406	1,366
6,400	6,450	1,791	1,751	1,711	1,671	1,631	1,591	1,551	1,511	1,471	1,431	1,391
6,450	6,500	1,816	1,776	1,736	1,696	1,656	1,616	1,576	1,536	1,496	1,456	1,416
6,500	6,550	1,841	1,801	1,761	1,721	1,681	1,641	1,601	1,561	1,521	1,481	1,441
6,550	6,600	1,866	1,826	1,786	1,746	1,706	1,666	1,626	1,586	1,546	1,506	1,466
6,600	6,650	1,891	1,851	1,811	1,771	1,731	1,691	1,651	1,611	1,571	1,531	1,491
6,650	6,700	1,916	1,876	1,836	1,796	1,756	1,716	1,676	1,636	1,596	1,556	1,516
6,700	6,750	1,941	1,901	1,861	1,821	1,781	1,741	1,701	1,661	1,621	1,581	1,541
6,750	6,800	1,966	1,926	1,886	1,846	1,806	1,766	1,726	1,686	1,646	1,606	1,566
6,800	6,850	1,991	1,951	1,911	1,871	1,831	1,791	1,751	1,711	1,671	1,631	1,591
6,850	6,900	2,016	1,976	1,936	1,896	1,856	1,816	1,776	1,736	1,696	1,656	1,616
6,900	6,950	2,041	2,001	1,961	1,921	1,881	1,841	1,801	1,761	1,721	1,681	1,641
6,950	7,000	2,066	2,026	1,986	1,946	1,906	1,866	1,826	1,786	1,746	1,706	1,666
7,000	7,050	2,091	2,051	2,011	1,971	1,931	1,891	1,851	1,811	1,771	1,731	1,691

イ 月額表(四)

第三十八條第一項第一号の規定による税額													
その月の給與の金額	扶養親族の人数										第三十八條第一項第四号の規定による税額		
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人		10人	
以上	未満	税額										以上	
7,050	7,100	2,116	2,076	2,036	1,996	1,956	1,916	1,876	1,836	1,796	1,756	1,716	2,332
7,100	7,150	2,141	2,101	2,061	2,021	1,981	1,941	1,901	1,861	1,821	1,781	1,741	2,357
7,150	7,200	2,166	2,126	2,086	2,046	2,006	1,966	1,926	1,886	1,846	1,806	1,766	2,382
7,200	7,250	2,191	2,151	2,111	2,071	2,031	1,991	1,951	1,911	1,871	1,831	1,791	2,411
7,250	7,300	2,216	2,176	2,136	2,096	2,056	2,016	1,976	1,936	1,896	1,856	1,816	2,441
7,300		2,242	2,202	2,162	2,122	2,082	2,042	2,002	1,962	1,922	1,882	1,842	2,471
7,300円を超える金額		7,300円の場合の税額に、給與の金額のうち7,300円を超える金額の57%に相当する金額を附加した金額											

扶養親族の数が10人を超える場合は、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人を超える1人ごとに40円を控除した金額

(備考 税額の求め方) まず給與の金額に應じて給與の金額欄に該当する行を求め、その行と扶養親族の人数に應じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額が、その求める 税額である。

7,000	7,050	2,091	2,051	2,011	1,971	1,931	1,891	1,851	1,811	1,771	1,731	1,691	2,296
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

別表第二 第三十八條第一項第一号及び第四号の規定による所得税源泉徴収額表

口 給與所得 半月額表(一)

その半月の 給與の金額	甲第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙第三十八條第一項第四号の規定による税額	
	扶養親族の人数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人		10人
以上	未満	税額										給與の金額の15%に相当する金額
300円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 45.00
300	円 325	円 5.00	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 48.50
325	円 350	円 8.50	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 52.50
350	円 375	円 12.50	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 56.00
375	円 400	円 16.00	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 60.00
400	円 425	円 20.00	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 63.50
425	円 450	円 23.50	円 3.50	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 67.50
450	円 475	円 27.50	円 7.50	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 71.00
475	円 500	円 31.00	円 11.00	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 75.00
500	円 525	円 35.00	円 15.00	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 78.50
525	円 550	円 38.50	円 18.50	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 82.50
550	円 575	円 42.50	円 22.50	円 2.00	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 86.50
575	円 600	円 46.00	円 26.00	円 6.50	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 91.50
600	円 625	円 50.00	円 30.00	円 10.00	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 96.00
625	円 650	円 53.50	円 33.50	円 13.50	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 100.50
650	円 675	円 57.50	円 37.50	円 17.50	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 105.50
675	円 700	円 61.00	円 41.00	円 21.00	円 1.00	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 110.00
700	円 725	円 65.00	円 45.00	円 25.00	円 5.00	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 114.50
725	円 750	円 68.50	円 48.50	円 28.50	円 8.50	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 119.50
750	円 775	円 72.50	円 52.50	円 32.50	円 12.50	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 124.00
775	円 800	円 76.00	円 56.00	円 36.00	円 16.00	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 129.00
800	円 825	円 80.00	円 60.00	円 40.00	円 20.00	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 133.50
825	円 850	円 83.50	円 63.50	円 43.50	円 23.50	円 3.50	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 139.00
850	円 875	円 88.00	円 68.00	円 48.00	円 28.00	円 8.00	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 144.50
875	円 900	円 93.00	円 73.00	円 53.00	円 33.00	円 13.00	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 150.00
900	円 925	円 97.50	円 77.50	円 57.50	円 37.50	円 17.50	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 156.00
925	円 950	円 102.00	円 82.00	円 62.00	円 42.00	円 22.00	円 2.00	円 0	円 0	円 0	円 0	円 161.50
950	円 975	円 107.00	円 87.00	円 67.00	円 47.00	円 27.00	円 7.00	円 0	円 0	円 0	円 0	円 167.00
975	円 1,000	円 111.50	円 91.50	円 71.50	円 51.50	円 31.50	円 11.50	円 0	円 0	円 0	円 0	円 172.50
1,000	円 1,025	円 116.50	円 96.50	円 76.50	円 56.50	円 36.50	円 16.50	円 0	円 0	円 0	円 0	円 178.50
1,025	円 1,050	円 121.00	円 101.00	円 81.00	円 61.00	円 41.00	円 21.00	円 0	円 0	円 0	円 0	円 184.00
1,050	円 1,075	円 125.50	円 105.50	円 85.50	円 65.50	円 45.50	円 25.50	円 5.50	円 0	円 0	円 0	円 189.50
1,075	円 1,100	円 130.50	円 110.50	円 90.50	円 70.50	円 50.50	円 30.50	円 10.50	円 0	円 0	円 0	円 195.00
1,100	円 1,125	円 135.00	円 115.00	円 95.00	円 75.00	円 55.00	円 35.00	円 15.00	円 0	円 0	円 0	円 201.00
1,125	円 1,150	円 141.00	円 121.00	円 101.00	円 81.00	円 61.00	円 41.00	円 21.00	円 1.00	円 0	円 0	円 208.00
1,150	円 1,175	円 146.50	円 126.50	円 106.50	円 86.50	円 66.50	円 46.50	円 26.50	円 6.50	円 0	円 0	円 214.50
1,175	円 1,200	円 152.00	円 132.00	円 112.00	円 92.00	円 72.00	円 52.00	円 32.00	円 12.00	円 0	円 0	円 221.00
1,200	円 1,225	円 157.50	円 137.50	円 117.50	円 97.50	円 77.50	円 57.50	円 37.50	円 17.50	円 0	円 0	円 227.50
1,225	円 1,250	円 163.50	円 143.50	円 123.50	円 103.50	円 83.50	円 63.50	円 43.50	円 23.50	円 3.50	円 0	円 234.00
1,250	円 1,275	円 169.00	円 149.00	円 129.00	円 109.00	円 89.00	円 69.00	円 49.00	円 29.00	円 9.00	円 0	

口 半月額表(二)

甲第三十八條第一項第一号の規定による税額

以上 未満		税 額										給 與	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,275	1,300	174.50	154.50	134.50	114.50	94.50	74.50	54.50	34.50	14.50	0	0	240.50
1,300	1,325	180.00	160.00	140.00	120.00	100.00	80.00	60.00	40.00	20.00	0	0	247.00
1,325	1,350	186.00	166.00	146.00	126.00	106.00	86.00	66.00	46.00	26.00	6.00	0	253.50
1,350	1,375	191.50	171.50	151.50	131.50	111.50	91.50	71.50	51.50	31.50	11.50	0	260.50
1,375	1,400	197.00	177.00	157.00	137.00	117.00	97.00	77.00	57.00	37.00	17.00	0	267.00
1,400	1,425	203.50	183.50	163.50	143.50	123.50	103.50	83.50	63.50	43.50	23.50	3.50	273.50
1,425	1,450	210.00	190.00	170.00	150.00	130.00	110.00	90.00	70.00	50.00	30.00	10.00	280.00
1,450	1,475	216.50	196.50	176.50	156.50	136.50	116.50	96.50	76.50	56.50	36.50	16.50	286.50
1,475	1,500	223.00	203.00	183.00	163.00	143.00	123.00	103.00	83.00	63.00	43.00	23.00	293.00
1,500	1,525	229.50	209.50	189.50	169.50	149.50	129.50	109.50	89.50	69.50	49.50	29.50	299.50
1,525	1,550	236.00	216.00	196.00	176.00	156.00	136.00	116.00	96.00	76.00	56.00	36.00	306.00
1,550	1,575	243.00	223.00	203.00	183.00	163.00	143.00	123.00	103.00	83.00	63.00	43.00	313.00
1,575	1,600	249.50	229.50	209.50	189.50	169.50	149.50	129.50	109.50	89.50	69.50	49.50	319.50
1,600	1,625	256.00	236.00	216.00	196.00	176.00	156.00	136.00	116.00	96.00	76.00	56.00	326.00
1,625	1,650	262.50	242.50	222.50	202.50	182.50	162.50	142.50	122.50	102.50	82.50	62.50	332.50
1,650	1,675	269.00	249.00	229.00	209.00	189.00	169.00	149.00	129.00	109.00	89.00	69.00	339.00
1,675	1,700	275.50	255.50	235.50	215.50	195.50	175.50	155.50	135.50	115.50	95.50	75.50	346.00
1,700	1,725	282.00	262.00	242.00	222.00	202.00	182.00	162.00	142.00	122.00	102.00	82.00	353.50
1,725	1,750	288.50	268.50	248.50	228.50	208.50	188.50	168.50	148.50	128.50	108.50	88.50	361.00
1,750	1,775	295.50	275.50	255.50	235.50	215.50	195.50	175.50	155.50	135.50	115.50	95.50	368.50
1,775	1,800	302.00	282.00	262.00	242.00	222.00	202.00	182.00	162.00	142.00	122.00	102.00	376.00
1,800	1,825	308.50	288.50	268.50	248.50	228.50	208.50	188.50	168.50	148.50	128.50	108.50	383.50
1,825	1,850	315.00	295.00	275.00	255.00	235.00	215.00	195.00	175.00	155.00	135.00	115.00	391.00
1,850	1,875	321.50	301.50	281.50	261.50	241.50	221.50	201.50	181.50	161.50	141.50	121.50	398.50
1,875	1,900	328.00	308.00	288.00	268.00	248.00	228.00	208.00	188.00	168.00	148.00	128.00	406.00
1,900	1,925	334.50	314.50	294.50	274.50	254.50	234.50	214.50	194.50	174.50	154.50	134.50	413.50
1,925	1,950	341.00	321.00	301.00	281.00	261.00	241.00	221.00	201.00	181.00	161.00	141.00	421.00
1,950	1,975	348.50	328.50	308.50	288.50	268.50	248.50	228.50	208.50	188.50	168.50	148.50	428.50
1,975	2,000	356.00	336.00	316.00	296.00	276.00	256.00	236.00	216.00	196.00	176.00	156.00	436.00
2,000	2,025	363.50	343.50	323.50	303.50	283.50	263.50	243.50	223.50	203.50	183.50	163.50	443.50
2,025	2,050	371.00	351.00	331.00	311.00	291.00	271.00	251.00	231.00	211.00	191.00	171.00	451.00
2,050	2,075	378.50	358.50	338.50	318.50	298.50	278.50	258.50	238.50	218.50	198.50	178.50	458.50
2,075	2,100	386.00	366.00	346.00	326.00	306.00	286.00	266.00	246.00	226.00	206.00	186.00	466.00
2,100	2,125	393.50	373.50	353.50	333.50	313.50	293.50	273.50	253.50	233.50	213.50	193.50	473.50
2,125	2,150	401.00	381.00	361.00	341.00	321.00	301.00	281.00	261.00	241.00	221.00	201.00	481.00
2,150	2,175	408.50	388.50	368.50	348.50	328.50	308.50	288.50	268.50	248.50	228.50	208.50	488.50
2,175	2,200	416.00	396.00	376.00	356.00	336.00	316.00	296.00	276.00	256.00	236.00	216.00	496.00
2,200	2,225	423.50	403.50	383.50	363.50	343.50	323.50	303.50	283.50	263.50	243.50	223.50	503.50
2,225	2,250	431.00	411.00	391.00	371.00	351.00	331.00	311.00	291.00	271.00	251.00	231.00	511.00
2,250	2,275	438.50	418.50	398.50	378.50	358.50	338.50	318.50	298.50	278.50	258.50	238.50	518.50
2,275	2,300	446.00	426.00	406.00	386.00	366.00	346.00	326.00	306.00	286.00	266.00	246.00	526.00
2,300	2,325	453.50	433.50	413.50	393.50	373.50	353.50	333.50	313.50	293.50	273.50	253.50	533.50
2,325	2,350	461.00	441.00	421.00	401.00	381.00	361.00	341.00	321.00	301.00	281.00	261.00	541.00
2,350	2,375	468.50	448.50	428.50	408.50	388.50	368.50	348.50	328.50	308.50	288.50	268.50	548.50
2,375	2,400	476.00	456.00	436.00	416.00	396.00	376.00	356.00	336.00	316.00	296.00	276.00	556.00

667

ロ 半月額表(三)

その半月の 給與の金額	第三十八條第一項第一号の規定による税額										第三十八條第一項第四号の規定による税額	
	扶養親族の人数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人		10人
以上	未満	税額										額
2,400	2,425	515.50	495.50	475.50	455.50	435.50	415.50	395.50	375.50	355.50	335.50	315.50
2,425	2,450	527.00	507.00	487.00	467.00	447.00	427.00	407.00	387.00	367.00	347.00	327.00
2,450	2,475	538.00	518.00	498.00	478.00	458.00	438.00	418.00	398.00	378.00	358.00	338.00
2,475	2,500	549.50	529.50	509.50	489.50	469.50	449.50	429.50	409.50	389.50	369.50	349.50
2,500	2,525	560.50	540.50	520.50	500.50	480.50	460.50	440.50	420.50	400.50	380.50	360.50
2,525	2,550	572.00	552.00	532.00	512.00	492.00	472.00	452.00	432.00	412.00	392.00	372.00
2,550	2,575	583.00	563.00	543.00	523.00	503.00	483.00	463.00	443.00	423.00	403.00	383.00
2,575	2,600	594.50	574.50	554.50	534.50	514.50	494.50	474.50	454.50	434.50	414.50	394.50
2,600	2,625	605.50	585.50	565.50	545.50	525.50	505.50	485.50	465.50	445.50	425.50	405.50
2,625	2,650	617.00	597.00	577.00	557.00	537.00	517.00	497.00	477.00	457.00	437.00	417.00
2,650	2,675	628.00	608.00	588.00	568.00	548.00	528.00	508.00	488.00	468.00	448.00	428.00
2,675	2,700	639.50	619.50	599.50	579.50	559.50	539.50	519.50	499.50	479.50	459.50	439.50
2,700	2,725	650.50	630.50	610.50	590.50	570.50	550.50	530.50	510.50	490.50	470.50	450.50
2,725	2,750	662.00	642.00	622.00	602.00	582.00	562.00	542.00	522.00	502.00	482.00	462.00
2,750	2,775	673.00	653.00	633.00	613.00	593.00	573.00	553.00	533.00	513.00	493.00	473.00
2,775	2,800	684.50	664.50	644.50	624.50	604.50	584.50	564.50	544.50	524.50	504.50	484.50
2,800	2,825	695.50	675.50	655.50	635.50	615.00	595.50	575.50	555.50	535.50	515.50	495.50
2,825	2,850	708.00	688.00	668.00	648.00	628.00	608.00	588.00	568.00	548.00	528.00	508.00
2,850	2,875	720.50	700.50	680.50	660.50	640.50	620.50	600.50	580.50	560.50	540.50	520.50
2,875	2,900	733.00	713.00	693.00	673.00	653.00	633.00	613.00	593.00	573.00	553.00	533.00
2,900	2,925	745.50	725.50	705.50	685.50	665.50	645.50	625.50	605.50	585.50	565.50	545.50
2,925	2,950	758.00	738.00	718.00	698.00	678.00	658.00	638.00	618.00	598.00	578.00	558.00
2,950	2,975	770.50	750.50	730.50	710.50	690.50	670.50	650.50	630.50	610.50	590.50	570.50
2,975	3,000	783.00	763.00	743.00	723.00	703.00	683.00	663.00	643.00	623.00	603.00	583.00
3,000	3,025	795.50	775.50	755.50	735.50	715.50	695.50	675.50	655.50	635.50	615.50	595.50
3,025	3,050	808.00	788.00	768.00	748.00	728.00	708.00	688.00	668.00	648.00	628.00	608.00
3,050	3,075	820.50	800.50	780.50	760.50	740.50	720.50	700.50	680.50	660.50	640.50	620.50
3,075	3,100	833.00	813.00	793.00	773.00	753.00	733.00	713.00	693.00	673.00	653.00	633.00
3,100	3,125	845.50	825.50	805.50	785.50	765.50	745.50	725.50	705.50	685.50	665.50	645.50
3,125	3,150	858.00	838.00	818.00	798.00	778.00	758.00	738.00	718.00	698.00	678.00	658.00
3,150	3,175	870.50	850.50	830.50	810.50	790.50	770.50	750.50	730.50	710.50	690.50	670.50
3,175	3,200	883.00	863.00	843.00	823.00	803.00	783.00	763.00	743.00	723.00	703.00	683.00
3,200	3,225	895.50	875.50	855.50	835.50	815.50	795.50	775.50	755.50	735.50	715.50	695.50
3,225	3,250	908.00	888.00	868.00	848.00	828.00	808.00	788.00	768.00	748.00	728.00	708.00
3,250	3,275	920.50	900.50	880.50	860.50	840.50	820.50	800.50	780.50	760.50	740.50	720.50
3,275	3,300	933.00	913.00	893.00	873.00	853.00	833.00	813.00	793.00	773.00	753.00	733.00
3,300	3,325	945.50	925.50	905.50	885.50	865.50	845.50	825.50	805.50	785.50	765.50	745.50
3,325	3,350	958.00	938.00	918.00	898.00	878.00	858.00	838.00	818.00	798.00	778.00	758.00
3,350	3,375	970.50	950.50	930.50	910.50	890.50	870.50	850.50	830.50	810.50	790.50	770.50
3,375	3,400	983.00	963.00	943.00	923.00	903.00	883.00	863.00	843.00	823.00	803.00	783.00
3,400	3,425	995.50	975.50	955.50	935.50	915.50	895.50	875.50	855.50	835.50	815.50	795.50
3,425	3,450	1,008.00	988.00	968.00	948.00	928.00	908.00	888.00	868.00	848.00	828.00	808.00
3,450	3,475	1,020.50	1,000.50	980.50	960.50	940.50	920.50	900.50	880.50	860.50	840.50	820.50
3,475	3,500	1,033.00	1,013.00	993.00	973.00	953.00	933.00	913.00	893.00	873.00	853.00	833.00
3,500	3,525	1,045.50	1,025.50	1,005.50	985.50	965.50	945.50	925.50	905.50	885.50	865.50	845.50

ロ 半月額表(四)

その半月の 給與の金額	第三十八條第一項第一号の規定による税額										第三十八條第一項第四号の規定による税額
	扶養親族の人数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
3,525	3,550	1,058.00	1,038.00	1,018.00	998.00	978.00	958.00	938.00	918.00	898.00	878.00
3,550	3,575	1,070.50	1,050.50	1,030.50	1,010.50	990.50	970.50	950.50	930.50	910.50	890.50
3,575	3,600	1,083.00	1,063.00	1,043.00	1,023.00	1,003.00	983.00	963.00	943.00	923.00	903.00
3,600	3,625	1,095.50	1,075.50	1,055.50	1,035.50	1,015.50	995.50	975.50	955.50	935.50	915.50
3,625	3,650	1,108.00	1,088.00	1,068.00	1,048.00	1,028.00	1,008.00	988.00	968.00	948.00	928.00
3,650円		1,121.00	1,101.00	1,081.00	1,061.00	1,041.00	1,021.00	1,001.00	981.00	961.00	941.00
										921.00	1,235.00

3,650円を超え、3,650円を超過する金額の57%に相当する金額を加算した金額

3,650円を超え 3,650円の場合の税額に、給與の金額のうち3,650円を超える金額の57%に相当する金額を加算した金額

(備考 税額の求め方) まず給與の金額に応じて給與の金額欄に該当する行を求め、その行と扶養親族の数に應じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

3,500	3,525	1,045.50	1,025.50	1,005.50	985.50	965.50	945.50	925.50	905.50	885.50	865.50	845.50	1,149.50
-------	-------	----------	----------	----------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	----------

別表第二 第三十八條第一項第一号及び第四号の規定による所得税源泉徴収額

ハ 給與所得 旬額表(一)

その旬の給與の金額	甲第三十八條第一項第一号の規定による税額										第三十八條第一項第四号の規定による税額	
	扶養親族の人数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人		10人
以上	未満	税額										税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
200円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
200	3.20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
220	6.20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
240	9.20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
260	12.20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
280	15.20	1.80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
300	18.20	4.80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
320	21.20	7.80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
340	24.20	10.80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
360	27.20	13.80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
380	30.20	16.80	3.40	0	0	0	0	0	0	0	0	
400	33.20	19.80	6.40	0	0	0	0	0	0	0	0	
420	36.20	22.80	9.40	0	0	0	0	0	0	0	0	
440	39.20	25.80	12.40	0	0	0	0	0	0	0	0	
460	42.20	28.80	15.40	2.00	0	0	0	0	0	0	0	
480	45.20	31.80	18.40	5.00	0	0	0	0	0	0	0	
500	48.20	34.80	21.40	8.00	0	0	0	0	0	0	0	
520	51.20	37.80	24.40	11.00	0	0	0	0	0	0	0	
540	54.20	40.80	27.40	14.00	0	0	0	0	0	0	0	
560	57.20	43.80	30.40	17.00	3.90	0	0	0	0	0	0	
580	60.20	46.80	33.40	20.00	7.60	0	0	0	0	0	0	
600	63.20	49.80	36.40	23.00	11.40	0	0	0	0	0	0	
620	66.20	52.80	39.40	26.00	15.10	1.70	0	0	0	0	0	
640	69.20	55.80	42.40	29.00	18.90	5.50	0	0	0	0	0	
660	72.20	58.80	45.40	32.00	22.60	9.20	0	0	0	0	0	
680	75.20	61.80	48.40	35.00	26.40	13.00	0	0	0	0	0	
700	78.20	64.80	51.40	38.00	30.10	16.70	3.30	0	0	0	0	
720	81.20	67.80	54.40	41.00	33.90	20.50	7.10	0	0	0	0	
740	84.20	70.80	57.40	44.00	37.80	24.40	11.00	0	0	0	0	
760	87.20	73.80	60.40	47.00	41.50	28.90	15.50	2.10	0	0	0	
780	90.20	76.80	63.40	50.00	45.30	32.90	19.50	6.60	0	0	0	
800	93.20	79.80	66.40	53.00	49.10	36.90	23.50	10.10	0	0	0	
820	96.20	82.80	69.40	56.00	52.90	40.90	27.50	14.10	2.20	0	0	
840	99.20	85.80	72.40	59.00	56.70	44.90	31.50	18.10	6.70	0	0	
860	102.20	88.80	75.40	62.00	60.50	48.90	35.50	22.10	11.20	0	0	
880	105.20	91.80	78.40	65.00	64.30	52.90	39.50	26.10	15.20	0	0	
900	108.20	94.80	81.40	68.00	68.10	56.90	43.50	30.10	19.20	2.30	0	
920	111.20	97.80	84.40	71.00	71.90	60.90	47.50	34.10	23.20	6.80	0	
940	114.20	100.80	87.40	74.00	75.70	64.90	51.50	38.10	27.20	11.30	0	
960	117.20	103.80	90.40	77.00	79.50	68.90	55.70	42.10	31.20	16.50	3.10	
980	120.20	106.80	93.40	80.00	83.30	72.90	59.70	46.10	35.20	21.80	8.40	
給與の金額の15%に相当する金額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
30.00	33.00	36.00	39.00	42.00	45.00	48.00	51.00	54.00	57.20	61.00	64.70	
64.70	68.50	72.20	76.00	79.70	83.50	87.20	91.10	95.60	100.10	104.60	109.10	
113.60	118.10	122.60	127.10	131.60	136.80	142.00	147.30	152.50	157.80	163.00	168.30	
175.50	178.80	184.40	189.30									

ハ 旬額表(二)

その旬の 給與の金額	甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙 第三十八條第一項第四号の規定による税額	
	扶 養 親 族 の 数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人		10人
以上	未満	税 額										税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
980	1,000	147.60	134.20	120.80	107.40	94.00	80.60	67.20	53.80	40.40	27.00	13.60
1,000	1,020	158.90	139.50	126.10	112.70	99.30	85.90	72.50	59.10	45.70	32.30	18.90
1,020	1,040	152.10	134.70	121.30	107.90	94.50	81.10	67.70	54.30	40.90	27.50	14.10
1,040	1,060	163.40	150.00	136.60	123.20	109.80	96.40	83.00	69.60	56.20	42.80	29.40
1,060	1,080	168.60	155.20	141.80	128.40	115.00	101.60	88.20	74.80	61.40	48.00	34.60
1,080	1,100	173.90	160.50	147.10	133.70	120.30	106.90	93.50	80.10	66.70	53.30	39.90
1,100	1,120	179.10	165.70	152.30	138.90	125.50	112.10	98.70	85.30	71.90	58.50	45.10
1,120	1,140	184.40	171.00	157.60	144.20	130.80	117.40	104.00	90.60	77.20	63.80	50.40
1,140	1,160	189.60	176.20	162.80	149.40	136.00	122.60	109.20	95.80	82.40	69.00	55.60
1,160	1,180	194.90	181.50	168.10	154.70	141.30	127.90	114.50	101.10	87.70	74.30	60.90
1,180	1,200	200.10	186.70	173.30	159.90	146.50	133.10	119.70	106.30	92.90	79.50	66.10
1,200	1,220	205.40	192.00	178.60	165.20	151.80	138.40	125.00	111.60	98.20	84.80	71.40
1,220	1,240	210.60	197.20	183.80	170.40	157.00	143.60	130.20	116.80	103.40	90.00	76.60
1,240	1,260	215.90	202.50	189.10	175.70	162.30	148.90	135.50	122.10	108.70	95.30	81.90
1,260	1,280	221.10	207.70	194.80	180.90	167.50	154.10	140.70	127.30	113.90	100.50	87.10
1,280	1,300	226.40	213.00	199.60	186.20	172.80	159.40	146.00	132.60	119.20	105.80	92.40
1,300	1,320	231.90	218.50	205.10	191.70	178.30	164.90	151.50	138.10	124.70	111.30	97.90
1,320	1,340	237.90	224.50	211.10	197.70	184.30	170.90	157.50	144.10	130.70	117.30	103.90
1,340	1,360	243.90	230.50	217.10	203.70	190.30	176.90	163.50	150.10	136.70	123.30	109.90
1,360	1,380	249.90	236.50	223.10	209.70	196.30	182.90	169.50	156.10	142.70	129.30	115.90
1,380	1,400	255.90	242.50	229.10	215.70	202.30	188.90	175.50	162.10	148.70	135.30	121.90
1,400	1,420	262.70	249.30	235.90	222.50	209.10	195.70	182.30	168.90	155.50	142.10	128.70
1,420	1,440	270.70	257.30	243.90	230.50	217.10	203.70	190.30	176.90	163.50	150.10	136.70
1,440	1,460	278.70	265.30	251.90	238.50	225.10	211.70	198.30	184.90	171.50	158.10	144.70
1,460	1,480	286.70	273.30	259.90	246.50	233.10	219.70	206.30	192.90	179.50	166.10	152.70
1,480	1,500	294.70	281.30	267.90	254.50	241.10	227.70	214.30	200.90	187.50	174.10	160.70
1,500	1,520	302.70	289.30	275.90	262.50	249.10	235.70	222.30	208.90	195.50	182.10	168.70
1,520	1,540	310.70	297.30	283.90	270.50	257.10	243.70	230.30	216.90	203.50	190.10	176.70
1,540	1,560	318.70	305.30	291.90	278.50	265.10	251.70	238.30	224.90	211.50	198.10	184.70
1,560	1,580	326.70	313.30	299.90	286.50	273.10	259.70	246.30	232.90	219.50	206.10	192.70
1,580	1,600	334.70	321.30	307.90	294.50	281.10	267.70	254.30	240.90	227.50	214.10	200.70
1,600	1,620	342.90	329.50	316.10	302.70	289.30	275.90	262.50	249.10	235.70	222.30	208.90
1,620	1,640	351.90	338.50	325.10	311.70	298.30	284.90	271.50	258.10	244.70	231.30	217.90
1,640	1,660	360.90	347.50	334.10	320.70	307.30	293.90	280.50	267.10	253.70	240.30	226.90
1,660	1,680	369.90	356.50	343.10	329.70	316.30	302.90	289.50	276.10	262.70	249.30	235.90
1,680	1,700	378.90	365.50	352.10	338.70	325.30	311.90	298.50	285.10	271.70	258.30	244.90
1,700	1,720	387.90	374.50	361.10	347.70	334.30	320.90	307.50	294.10	280.70	267.30	253.90
1,720	1,740	396.90	383.50	370.10	356.70	343.30	329.90	316.50	303.10	289.70	276.30	262.90
1,740	1,760	405.90	392.50	379.10	365.70	352.30	338.90	325.50	312.10	298.70	285.30	271.90
1,760	1,780	414.90	401.50	388.10	374.70	361.30	347.90	334.50	321.10	307.70	294.30	280.90
1,780	1,800	423.90	410.50	397.10	383.70	370.30	356.90	343.50	330.10	316.70	303.30	289.90
1,800	1,820	432.90	419.50	406.10	392.70	379.30	365.90	352.50	339.10	325.70	312.30	298.90
1,820	1,840	441.90	428.50	415.10	401.70	388.30	374.90	361.50	348.10	334.70	321.30	307.90
1,840	1,860	450.90	437.50	424.10	410.70	397.30	383.90	370.50	357.10	343.70	330.30	316.90
1,860	1,880	459.90	446.50	433.10	419.70	406.30	392.90	379.50	366.10	352.70	339.30	325.90

ハ、旬額表(三)

第三十八條第一項第一号の規定額による税額												第三十八條第一項第一号の規定額による税額
扶養親族の人数												
0人 1人 2人 3人 4人 5人 6人 7人 8人 9人 10人												
税額												
以上	未満											額
1,880円	469.70	456.30	442.90	429.50	416.10	402.70	389.30	375.90	362.50	349.10	335.70	536.70
1,900円	479.70	466.30	452.90	439.50	426.10	412.70	399.30	385.90	372.50	359.10	345.70	546.70
1,920円	489.70	476.30	462.90	449.50	436.10	422.70	409.30	395.90	382.50	369.10	355.70	556.70
1,940円	499.70	486.30	472.90	459.50	446.10	432.70	419.30	405.90	392.50	379.10	365.70	566.70
1,960円	509.70	496.30	482.90	469.50	456.10	442.70	429.30	415.90	402.50	389.10	375.70	576.70
1,980円	519.70	506.30	492.90	479.50	466.10	452.70	439.30	425.90	412.50	399.10	385.70	586.70
2,000円	529.70	516.30	502.90	489.50	476.10	462.70	449.30	435.90	422.50	409.10	395.70	596.70
2,020円	539.70	526.30	512.90	499.50	486.10	472.70	459.30	445.90	432.50	419.10	405.70	606.70
2,040円	549.70	536.30	522.90	509.50	496.10	482.70	469.30	455.90	442.50	429.10	415.70	616.70
2,060円	559.70	546.30	532.90	519.50	506.10	492.70	479.30	465.90	452.50	439.10	425.70	626.70
2,080円	569.70	556.30	542.90	529.50	516.10	502.70	489.30	475.90	462.50	449.10	435.70	636.70
2,100円	579.70	566.30	552.90	539.50	526.10	512.70	499.30	485.90	472.50	459.10	445.70	646.70
2,120円	589.70	576.30	562.90	549.50	536.10	522.70	509.30	495.90	482.50	469.10	455.70	656.70
2,140円	599.70	586.30	572.90	559.50	546.10	532.70	519.30	505.90	492.50	479.10	465.70	666.70
2,160円	609.70	596.30	582.90	569.50	556.10	542.70	529.30	515.90	502.50	489.10	475.70	676.70
2,180円	619.70	606.30	592.90	579.50	566.10	552.70	539.30	525.90	512.50	499.10	485.70	686.70
2,200円	629.70	616.30	602.90	589.50	576.10	562.70	549.30	535.90	522.50	509.10	495.70	696.70
2,220円	639.70	626.30	612.90	599.50	586.10	572.70	559.30	545.90	532.50	519.10	505.70	706.70
2,240円	649.70	636.30	622.90	609.50	596.10	582.70	569.30	555.90	542.50	529.10	515.70	716.70
2,260円	659.70	646.30	632.90	619.50	606.10	592.70	579.30	565.90	552.50	539.10	525.70	726.70
2,280円	669.70	656.30	642.90	629.50	616.10	602.70	589.30	575.90	562.50	549.10	535.70	736.70
2,300円	679.70	666.30	652.90	639.50	626.10	612.70	599.30	585.90	572.50	559.10	545.70	746.90
2,320円	689.70	676.30	662.90	649.50	636.10	622.70	609.30	595.90	582.50	569.10	555.70	756.90
2,340円	699.70	686.30	672.90	659.50	646.10	632.70	619.30	605.90	592.50	579.10	565.70	766.90
2,360円	709.70	696.30	682.90	669.50	656.10	642.70	629.30	615.90	602.50	589.10	575.70	776.90
2,380円	719.70	706.30	692.90	679.50	666.10	652.70	639.30	625.90	612.50	599.10	585.70	786.90
2,400円	729.70	716.30	702.90	689.50	676.10	662.70	649.30	635.90	622.50	609.10	595.70	796.90
2,420円	739.70	726.30	712.90	699.50	686.10	672.70	659.30	645.90	632.50	619.10	605.70	806.90
2,440円	750.40	737.00	723.60	710.20	696.80	683.40	670.00	656.60	643.20	629.80	616.40	816.90
2,460円	761.80	748.40	735.00	721.60	708.20	694.80	681.40	668.00	654.60	641.20	627.80	826.90
2,480円	773.20	759.80	746.40	733.00	719.60	706.20	692.80	679.40	666.00	652.60	639.20	836.90
2,500円	784.60	771.20	757.80	744.40	731.00	717.60	704.20	690.80	677.40	664.00	650.60	846.90
2,500円を超え る金額	2,500円の場合の税額に、給興の金額のうち2,500円を超える金額の57%に相当する金額を加算した金額										860.90	

(備考 扶養親族の求め方) まず給興の金額に照じて給興の金額欄に該当する行を求め、その行と扶養親族の人数に照じて求めて渡当欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

(備考 税額を求める方) まず給興の金額に應じて給興の金額欄に該当する行を求め、その行と扶養親族の数に應じて求めて扶養親族との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第二 第三十八條第一項第一号及び第四号の規定による所得税源泉徴収額

ニ 給興所得 週額表(一)

その週の 給興の金額	甲第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙第三十八條第一項第一号の規定による税額	
	扶養親族の人数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人		10人
以上	未満	税額										給興の金額の15%に相当する金額
130円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19.50円
130	0.70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21.00円
140	2.20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22.50円
150	3.70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24.00円
160	5.20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25.50円
170	6.70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27.00円
180	8.20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28.50円
190	9.70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30.00円
200	11.20	1.40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31.50円
210	12.70	2.90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33.00円
220	14.20	4.40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34.50円
230	15.70	5.90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36.00円
240	17.20	7.40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37.50円
250	18.70	8.90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38.80円
260	20.20	10.40	0.60	0	0	0	0	0	0	0	0	40.60円
270	21.70	11.90	2.10	0	0	0	0	0	0	0	0	42.50円
280	23.20	13.40	3.60	0	0	0	0	0	0	0	0	44.40円
290	24.70	14.90	5.10	0	0	0	0	0	0	0	0	46.30円
300	26.20	16.40	6.60	0	0	0	0	0	0	0	0	48.10円
310	27.70	17.90	8.10	0	0	0	0	0	0	0	0	50.00円
320	29.20	19.40	9.60	0	0	0	0	0	0	0	0	51.90円
330	30.70	20.90	11.10	1.30	0	0	0	0	0	0	0	53.80円
340	32.20	22.40	12.60	2.80	0	0	0	0	0	0	0	55.60円
350	33.70	23.90	14.10	4.30	0	0	0	0	0	0	0	57.50円
360	35.20	25.40	15.60	5.80	0	0	0	0	0	0	0	59.40円
370	36.70	26.90	17.10	7.30	0	0	0	0	0	0	0	61.30円
380	38.20	28.40	18.60	8.80	0	0	0	0	0	0	0	63.10円
390	39.60	29.80	20.00	10.20	0.40	0	0	0	0	0	0	65.40円
400	41.10	31.30	21.50	12.10	2.30	0	0	0	0	0	0	67.60円
410	42.60	33.60	23.80	14.00	4.20	0	0	0	0	0	0	69.90円
420	44.10	35.50	25.70	15.90	6.10	0	0	0	0	0	0	72.10円
430	45.60	37.30	27.50	17.70	7.90	0	0	0	0	0	0	74.40円
440	47.10	39.20	29.40	19.60	9.80	0	0	0	0	0	0	76.60円
450	48.60	41.10	31.30	21.50	11.70	1.90	0	0	0	0	0	78.90円
460	50.10	43.00	33.20	23.40	13.60	3.80	0	0	0	0	0	81.10円
470	51.60	44.80	35.00	25.20	15.40	5.60	0	0	0	0	0	83.40円
480	53.10	46.70	36.90	27.10	17.30	7.50	0	0	0	0	0	85.60円
490	54.60	48.60	38.80	29.00	19.20	9.40	0	0	0	0	0	87.90円
500	56.10	50.50	40.70	30.90	21.10	11.30	1.50	0	0	0	0	90.10円
510	57.60	52.30	42.50	32.70	22.90	13.10	3.30	0	0	0	0	92.60円
520	59.10	54.20	44.60	34.80	25.00	15.20	5.40	0	0	0	0	

二 週額表(二)

その週の 給興の金額	甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙 第三十八條第一項第二号の規定による税額
	扶	養	親	族	の	数					
0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未滿 税 額										

その週の 給興の金額		甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額										第三十八條第一項第一号の規定による税額	
		扶 養 親 族 の 数											
0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人			
		税 額										税 額	
以上	未満												

530	540	550	560	570	580	590	600	610	620	630	640	650	660	670	680	690	700	710	720	730	740	750	760	770	780	790	800	810	820	830	840	850	860	870	880	890	900	910	920	930	940	950	960	970	980				
540	550	560	570	580	590	600	610	620	630	640	650	660	670	680	690	700	710	720	730	740	750	760	770	780	790	800	810	820	830	840	850	860	870	880	890	900	910	920	930	940	950	960	970	980	990				
66.40	68.70	70.90	73.20	75.40	77.70	79.90	82.20	84.40	86.70	88.90	91.20	93.40	95.60	97.80	100.10	102.30	104.60	106.80	109.10	111.30	113.60	115.80	118.10	120.30	122.60	124.80	127.10	129.30	131.60	133.80	136.10	138.30	140.60	142.80	145.10	147.30	149.60	151.80	154.10	156.30	158.60	160.80	163.10	165.30	167.60	169.80			
56.60	58.90	61.10	63.40	65.60	67.90	70.10	72.40	74.60	76.90	79.10	81.40	83.60	85.80	88.10	90.30	92.60	94.80	97.10	99.30	101.60	103.80	106.10	108.30	110.60	112.80	115.10	117.30	119.60	121.80	124.10	126.30	128.60	130.80	133.10	135.30	137.60	139.80	142.10	144.30	146.60	148.80	151.10	153.30	155.60	157.80	160.10			
46.80	49.10	51.30	53.60	55.80	58.10	60.30	62.60	64.80	67.10	69.30	71.60	73.80	76.10	78.30	80.60	82.80	85.10	87.30	89.60	91.80	94.10	96.30	98.60	100.80	103.10	105.30	107.60	109.80	112.10	114.30	116.60	118.80	121.10	123.30	125.60	127.80	130.10	132.30	134.60	136.80	139.10	141.30	143.60	145.80	148.10	150.30			
37.00	39.30	41.50	43.80	46.00	48.30	50.50	52.80	55.00	57.30	59.50	61.80	64.00	66.30	68.50	70.80	73.00	75.30	77.50	79.80	82.00	84.30	86.50	88.80	91.00	93.30	95.50	97.80	100.00	102.20	104.50	106.70	109.00	111.20	113.50	115.70	118.00	120.20	122.50	124.70	127.00	129.20	131.50	133.70	136.00	138.20	140.50	142.70		
27.20	29.50	31.70	34.00	36.20	38.50	40.70	43.00	45.20	47.50	49.70	52.00	54.20	56.50	58.70	61.00	63.20	65.50	67.70	70.00	72.20	74.50	76.70	79.00	81.20	83.50	85.70	88.00	90.20	92.50	94.70	97.00	99.20	101.50	103.70	106.00	108.20	110.50	112.70	115.00	117.20	119.50	121.70	124.00	126.20	128.50	130.70			
17.40	19.70	21.90	24.20	26.40	28.70	30.90	33.20	35.40	37.70	39.90	42.20	44.40	46.70	48.90	51.20	53.40	55.70	57.90	60.20	62.40	64.70	66.90	69.20	71.40	73.70	75.90	78.20	80.40	82.70	84.90	87.20	89.40	91.70	93.90	96.20	98.40	100.70	102.90	105.20	107.40	109.70	111.90	114.20	116.40	118.70	120.90			
7.60	9.90	12.10	14.40	16.60	18.90	21.10	23.40	25.60	27.90	30.10	32.40	34.60	36.90	39.10	41.40	43.60	45.90	48.10	50.40	52.60	54.90	57.10	59.40	61.60	63.90	66.10	68.40	70.60	72.90	75.10	77.40	79.60	81.90	84.10	86.40	88.60	90.80	93.00	95.20	97.40	99.60	101.80	104.00	106.20	108.40	110.60			
0.	.10	2.30	4.60	6.80	9.10	11.30	13.60	15.80	18.10	20.30	22.60	24.80	27.10	29.30	31.60	33.80	36.10	38.30	40.60	42.80	45.10	47.30	49.60	51.80	54.10	56.30	58.60	60.80	63.10	65.30	67.60	69.80	72.10	74.30	76.60	78.80	81.10	83.30	85.60	87.80	90.10	92.30	94.60	96.80	99.10				
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																												

1,420	1,410	1,400	1,390	1,380	1,370	1,360	1,350	1,340	1,330	1,320	1,310	1,300	1,290	1,280	1,270	1,260	1,250	1,240	1,230	1,220	1,210	1,200	1,190	1,180	1,170	1,160	1,150	1,140	1,130	1,120	1,110	1,100	1,090	1,080	1,070	1,060	1,050	1,040	1,030	1,020	1,010	1,000	990	980	970	960	950	940	930	920	910	900	890	880	870	860	850	840	830	820	810	800	790	780	770	760	750	740	730	720	710	700	690	680	670	660	650	640	630	620	610	600	590	580	570	560	550	540	530	520	510	500	490	480	470	460	450	440	430	420	410	400	390	380	370	360	350	340	330	320	310	300	290	280	270	260	250	240	230	220	210	200	190	180	170	160	150	140	130	120	110	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10	0	-10	-20	-30	-40	-50	-60	-70	-80	-90	-100	-110	-120	-130	-140	-150	-160	-170	-180	-190	-200	-210	-220	-230	-240	-250	-260	-270	-280	-290	-300	-310	-320	-330	-340	-350	-360	-370	-380	-390	-400	-410	-420	-430	-440	-450	-460	-470	-480	-490	-500	-510	-520	-530	-540	-550	-560	-570	-580	-590	-600	-610	-620	-630	-640	-650	-660	-670	-680	-690	-700	-710	-720	-730	-740	-750	-760	-770	-780	-790	-800	-810	-820	-830	-840	-850	-860	-870	-880	-890	-900	-910	-920	-930	-940	-950	-960	-970	-980	-990	-1,000
1,420	1,410	1,400	1,390	1,380	1,370	1,360	1,350	1,340	1,330	1,320	1,310	1,300	1,290	1,280	1,270	1,260	1,250	1,240	1,230	1,220	1,210	1,200	1,190	1,180	1,170	1,160	1,150	1,140	1,130	1,120	1,110	1,100	1,090	1,080	1,070	1,060	1,050	1,040	1,030	1,020	1,010	1,000	990	980	970	960	950	940	930	920	910	900	890	880	870	860	850	840	830	820	810	800	790	780	770	760	750	740	730	720	710	700	690	680	670	660	650	640	630	620	610	600	590	580	570	560	550	540	530	520	510	500	490	480	470	460	450	440	430	420	410	400	390	380	370	360	350	340	330	320	310	300	290	280	270	260	250	240	230	220	210	200	190	180	170	160	150	140	130	120	110	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10	0	-10	-20	-30	-40	-50	-60	-70	-80	-90	-100	-110	-120	-130	-140	-150	-160	-170	-180	-190	-200	-210	-220	-230	-240	-250	-260	-270	-280	-290	-300	-310	-320	-330	-340	-350	-360	-370	-380	-390	-400	-410	-420	-430	-440	-450	-460	-470	-480	-490	-500	-510	-520	-530	-540	-550	-560	-570	-580	-590	-600	-610	-620	-630	-640	-650	-660	-670	-680	-690	-700	-710	-720	-730	-740	-750	-760	-770	-780	-790	-800	-810	-820	-830	-840	-850	-860	-870	-880	-890	-900	-910	-920	-930	-940	-950	-960	-970	-980	-990	-1,000

別表第二 第三十八條第一項第一号及び第四号の規定による所得税源泉徴収額

[illegible]

ホ 日額表(二)

その日の 給興の金額	甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙 第三十八條第一項第四号の規定による税額	
	扶 養 親 族 の 数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人		10人
以上	未満	税 額										額
100	102	15.20	13.80	12.40	11.00	9.60	8.20	6.80	5.40	4.00	2.60	1.20
102	104	15.70	14.34	12.90	11.50	10.10	8.70	7.30	5.90	4.50	3.10	1.70
104	106	16.20	14.80	13.40	12.00	10.60	9.20	7.80	6.40	5.00	3.60	2.20
106	108	16.70	15.30	13.90	12.50	11.10	9.70	8.30	6.90	5.50	4.10	2.70
108	110	17.30	15.90	14.50	13.10	11.70	10.30	8.90	7.50	6.10	4.70	3.30
110	112	17.80	16.40	15.00	13.60	12.20	10.80	9.40	8.00	6.60	5.20	3.80
112	114	18.30	16.90	15.50	14.10	12.70	11.30	9.90	8.50	7.10	5.70	4.30
114	116	18.80	17.40	16.00	14.60	13.20	11.80	10.40	9.00	7.60	6.20	4.80
116	118	19.40	18.00	16.60	15.20	13.80	12.40	11.00	9.60	8.20	6.80	5.40
118	120	19.90	18.50	17.10	15.70	14.30	12.90	11.50	10.10	8.70	7.30	5.90
120	122	20.40	19.00	17.60	16.20	14.80	13.40	12.00	10.60	9.20	7.80	6.40
122	124	20.90	19.50	18.10	16.70	15.30	13.90	12.50	11.10	9.70	8.30	6.90
124	126	21.50	20.10	18.70	17.30	15.90	14.50	13.10	11.70	10.30	8.90	7.50
126	128	22.00	20.60	19.20	17.80	16.40	15.00	13.60	12.20	10.80	9.40	8.00
128	130	22.50	21.10	19.70	18.30	16.90	15.50	14.10	12.70	11.30	9.90	8.50
130	132	23.10	21.70	20.30	18.90	17.50	16.10	14.70	13.30	11.90	10.50	9.10
132	134	23.70	22.30	20.90	19.50	18.10	16.70	15.30	13.90	12.50	11.10	9.70
134	136	24.30	22.90	21.50	20.10	18.70	17.30	15.90	14.50	13.10	11.70	10.30
136	138	24.90	23.50	22.10	20.70	19.30	17.90	16.50	15.10	13.70	12.30	10.90
138	140	25.50	24.10	22.70	21.30	19.90	18.50	17.10	15.70	14.30	12.90	11.50
140	142	26.20	24.80	23.40	22.00	20.60	19.20	17.80	16.40	15.00	13.60	12.20
142	144	27.00	25.60	24.20	22.80	21.40	20.00	18.60	17.20	15.80	14.40	13.00
144	146	27.80	26.40	25.00	23.60	22.20	20.80	19.40	18.00	16.60	15.20	13.80
146	148	28.60	27.20	25.80	24.40	23.00	21.60	20.20	18.80	17.40	16.00	14.60
148	150	29.40	28.00	26.60	25.20	23.80	22.40	21.00	19.60	18.20	16.80	15.40
150	152	30.20	28.80	27.40	26.00	24.60	23.20	21.80	20.40	19.00	17.60	16.20
152	154	31.00	29.60	28.20	26.80	25.40	24.00	22.60	21.20	19.80	18.40	17.00
154	156	31.80	30.40	29.00	27.60	26.20	24.80	23.40	22.00	20.60	19.20	17.80
156	158	32.60	31.20	29.80	28.40	27.00	25.60	24.20	22.80	21.40	20.00	18.60
158	160	33.40	32.00	30.60	29.20	27.80	26.40	25.00	23.60	22.20	20.80	19.40
160	162	34.20	32.80	31.40	30.00	28.60	27.20	25.80	24.40	23.00	21.60	20.20
162	164	35.10	33.70	32.30	30.90	29.50	28.10	26.70	25.30	23.90	22.50	21.10
164	166	36.00	34.60	33.20	31.80	30.40	29.00	27.60	26.20	24.80	23.40	22.00
166	168	36.90	35.50	34.10	32.70	31.30	29.90	28.50	27.10	25.70	24.30	22.90
168	170	37.80	36.40	35.00	33.60	32.20	30.80	29.40	28.00	26.60	25.20	23.80
170	172	38.70	37.30	35.90	34.50	33.10	31.70	30.30	28.90	27.50	26.10	24.70
172	174	39.60	38.20	36.80	35.40	34.00	32.60	31.20	29.80	28.40	27.00	25.60
174	176	40.50	39.10	37.70	36.30	34.90	33.50	32.10	30.70	29.30	27.90	26.50
176	178	41.40	40.00	38.60	37.20	35.80	34.40	33.00	31.60	30.20	28.80	27.40
178	180	42.30	40.90	39.50	38.10	36.70	35.30	33.90	32.50	31.10	29.70	28.30
180	182	43.20	41.80	40.40	39.00	37.60	36.20	34.80	33.40	32.00	30.60	29.20
182	184	44.10	42.70	41.30	39.90	38.50	37.10	35.70	34.30	32.90	31.50	30.10
184	186	45.00	43.60	42.20	40.80	39.40	38.00	36.60	35.20	33.80	32.40	31.00
186	188	45.90	44.50	43.10	41.70	40.30	38.90	37.50	36.10	34.70	33.30	31.90
188	190	46.90	45.50	44.10	42.70	41.30	39.90	38.50	37.10	35.70	34.30	32.90
190												

ホ 日額表(三)

その日の 給興の金額	甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙 第三十八條第一項第四号の規定による税額	
	扶 養 親 族 の 数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人		10人
以上	未満	税 額										
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
190	192	47.90	46.50	45.10	43.70	42.30	40.90	39.50	38.10	36.70	35.30	33.90
192	194	48.90	47.50	46.10	44.70	43.30	41.90	40.50	39.10	37.70	36.30	34.90
194	196	49.90	48.50	47.10	45.70	44.30	42.90	41.50	40.10	38.70	37.30	35.90
196	198	50.90	49.50	48.10	46.70	45.30	43.90	42.50	41.10	39.70	38.30	36.90
198	200	51.90	50.50	49.10	47.70	46.30	44.90	43.50	42.10	40.70	39.30	37.90
200	202	52.90	51.50	50.10	48.70	47.30	45.90	44.50	43.10	41.70	40.30	38.90
202	204	53.90	52.50	51.10	49.70	48.30	46.90	45.50	44.10	42.70	41.30	39.90
204	206	54.90	53.50	52.10	50.70	49.30	47.90	46.50	45.10	43.70	42.30	40.90
206	208	55.90	54.50	53.10	51.70	50.30	48.90	47.50	46.10	44.70	43.30	41.90
208	210	56.90	55.50	54.10	52.70	51.30	49.90	48.50	47.10	45.70	44.30	42.90
210	212	57.90	56.50	55.10	53.70	52.30	50.90	49.50	48.10	46.70	45.30	43.90
212	214	58.90	57.50	56.10	54.70	53.30	51.90	50.50	49.10	47.70	46.30	44.90
214	216	59.90	58.50	57.10	55.70	54.30	52.90	51.50	50.10	48.70	47.30	45.90
216	218	60.90	59.50	58.10	56.70	55.30	53.90	52.50	51.10	49.70	48.30	46.90
218	220	61.90	60.50	59.10	57.70	56.30	54.90	53.50	52.10	50.70	49.30	47.90
220	222	62.90	61.50	60.10	58.70	57.30	55.90	54.50	53.10	51.70	50.30	48.90
222	224	63.90	62.50	61.10	59.70	58.30	56.90	55.50	54.10	52.70	51.30	49.90
224	226	64.90	63.50	62.10	60.70	59.30	57.90	56.50	55.10	53.70	52.30	50.90
226	228	65.90	64.50	63.10	61.70	60.30	58.90	57.50	56.10	54.70	53.30	51.90
228	230	66.90	65.50	64.10	62.70	61.30	59.90	58.50	57.10	55.70	54.30	52.90
230	232	67.90	66.50	65.10	63.70	62.30	60.90	59.50	58.10	56.70	55.30	53.90
232	234	68.90	67.50	66.10	64.70	63.30	61.90	60.50	59.10	57.70	56.30	54.90
234	236	69.90	68.50	67.10	65.70	64.30	62.90	61.50	60.10	58.70	57.30	55.90
236	238	70.90	69.50	68.10	66.70	65.30	63.90	62.50	61.10	59.70	58.30	56.90
238	240	71.90	70.50	69.10	67.70	66.30	64.90	63.50	62.10	60.70	59.30	57.90
240	242	72.90	71.50	70.10	68.70	67.30	65.90	64.50	63.10	61.70	60.30	58.90
242	244	73.90	72.50	71.10	69.70	68.30	66.90	65.50	64.10	62.70	61.30	59.90
244	246	75.00	73.60	72.20	70.80	69.40	68.00	66.60	65.20	63.80	62.40	61.00
246	248	76.10	74.70	73.30	71.90	70.50	69.10	67.70	66.30	64.90	63.50	62.10
248	250	77.30	75.90	74.50	73.10	71.70	70.30	68.90	67.50	66.10	64.70	63.30
250円		78.40	77.00	75.60	74.20	72.80	71.40	70.00	68.60	67.20	65.80	64.40

250円を超える
金額を加算した金額

扶養親族の数が10人を超える場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人を超える1人ごとに1円40銭を加算した金額

(備考 税額の求め方) まず給興の金額に應じて給興の金額欄に該当する行を求め、その行と扶養親族の数の数に應じて求めた該当欄の交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第三 第三十八條第一項第五号の規定による所得税源泉徴収額表

資興等給興所得(一)

計算の基礎となつた期間が 三箇月までの場合				計算の基礎となつた期間が 六箇月までの場合				その他の場合			
給興の金額		税額	給興の金額		税額	給興の金額		税額			
以上	未満		以上	未満		以上	未満				
円			円			円					
3,375円未満			6,750円未満			13,500円未満					
円			円			円					
15%に相当する金額			15%に相当する金額			15%に相当する金額					
3,375	3,500	507	6,750	7,000	1,015	13,500	14,000	2,031			
3,500	3,625	531	7,000	7,250	1,062	14,000	14,500	2,125			
3,625	3,750	554	7,250	7,500	1,109	14,500	15,000	2,218			
3,750	3,875	578	7,500	7,750	1,156	15,000	15,500	2,312			
3,875	4,000	601	7,750	8,000	1,203	15,500	16,000	2,406			
4,000	4,125	625	8,000	8,250	1,250	16,000	16,500	2,500			
4,125	4,250	648	8,250	8,500	1,296	16,500	17,000	2,593			
4,250	4,375	671	8,500	8,750	1,343	17,000	17,500	2,687			
4,375	4,500	695	8,750	9,000	1,390	17,500	18,000	2,781			
4,500	4,625	718	9,000	9,250	1,437	18,000	18,500	2,875			
4,625	4,750	742	9,250	9,500	1,484	18,500	19,000	2,968			
4,750	4,875	765	9,500	9,750	1,531	19,000	19,500	3,062			
4,875	5,000	789	9,750	10,000	1,578	19,500	20,000	3,156			
5,000	5,125	812	10,000	10,250	1,625	20,000	20,500	3,250			
5,125	5,250	840	10,250	10,500	1,681	20,500	21,000	3,362			
5,250	5,375	868	10,500	10,750	1,737	21,000	21,500	3,475			
5,375	5,500	896	10,750	11,000	1,793	21,500	22,000	3,587			
5,500	5,625	925	11,000	11,250	1,850	22,000	22,500	3,700			
5,625	5,750	953	11,250	11,500	1,906	22,500	23,000	3,812			
5,750	5,875	981	11,500	11,750	1,962	23,000	23,500	3,925			
5,875	6,000	1,009	11,750	12,000	2,018	23,500	24,000	4,037			
6,000	6,125	1,037	12,000	12,250	2,075	24,000	24,500	4,150			
6,125	6,250	1,065	12,250	12,500	2,131	24,500	25,000	4,262			
6,250	6,375	1,093	12,500	12,750	2,187	25,000	25,500	4,375			
6,375	6,500	1,121	12,750	13,000	2,243	25,500	26,000	4,487			
6,500	6,625	1,150	13,000	13,250	2,300	26,000	26,500	4,600			
6,625	6,750	1,178	13,250	13,500	2,356	26,500	27,000	4,712			
6,750	6,875	1,209	13,500	13,750	2,418	27,000	27,500	4,837			
6,875	7,000	1,242	13,750	14,000	2,484	27,500	28,000	4,966			
7,000	7,125	1,275	14,000	14,250	2,550	28,000	28,500	5,100			
7,125	7,250	1,307	14,250	14,500	2,615	28,500	29,000	5,231			
7,250	7,375	1,340	14,500	14,750	2,681	29,000	29,500	5,362			
7,375	7,500	1,373	14,750	15,000	2,746	29,500	30,000	5,493			
7,500	7,625	1,406	15,000	15,250	2,812	30,000	30,500	5,625			
7,625	7,750	1,439	15,250	15,500	2,878	30,500	31,000	5,756			
7,750	7,875	1,471	15,500	15,750	2,943	31,000	31,500	5,887			
7,875	8,000	1,504	15,750	16,000	3,009	31,500	32,000	6,018			
8,000	8,125	1,537	16,000	16,250	3,075	32,000	32,500	6,150			

資興等給興所得(二)

計算の基礎となつた期間が 三箇月までの場合				計算の基礎となつた期間が 六箇月までの場合				その他の場合			
給興の金額		税額	給興の金額		税額	給興の金額		税額			
以上	未満		以上	未満		以上	未満				
円 8,125	円 8,250	円 1,570	円 16,250	円 16,500	円 3,140	円 32,500	円 33,000	円 6,281			
8,250	8,375	1,603	16,500	16,750	3,206	33,000	33,500	6,412			
8,375	8,500	1,635	16,750	17,000	3,271	33,500	34,000	6,543			
8,500	8,625	1,668	17,000	17,250	3,337	34,000	34,500	6,675			
8,625	8,750	1,701	17,250	17,500	3,403	34,500	35,000	6,806			
8,750	8,875	1,734	17,500	17,750	3,468	35,000	35,500	6,937			
8,875	9,000	1,767	17,750	18,000	3,534	35,500	36,000	7,068			
9,000	9,125	1,800	18,000	18,250	3,600	36,000	36,500	7,200			
9,125	9,250	1,832	18,250	18,500	3,665	36,500	37,000	7,331			
9,250	9,375	1,865	18,500	18,750	3,731	37,000	37,500	7,462			
9,375	9,500	1,898	18,750	19,000	3,796	37,500	38,000	7,593			
9,500	9,625	1,931	19,000	19,250	3,862	38,000	38,500	7,725			
9,625	9,750	1,964	19,250	19,500	3,928	38,500	39,000	7,856			
9,750	9,875	1,996	19,500	19,750	3,993	39,000	39,500	7,987			
9,875	10,000	2,029	19,750	20,000	4,059	39,500	40,000	8,118			
10,000	10,125	2,062	20,000	20,250	4,125	40,000	40,500	8,250			
10,125	10,250	2,100	20,250	20,500	4,200	40,500	41,000	8,400			
10,250	10,375	2,137	20,500	20,750	4,275	41,000	41,500	8,550			
10,375	10,500	2,175	20,750	21,000	4,350	41,500	42,000	8,700			
10,500	10,625	2,212	21,000	21,250	4,425	42,000	42,500	8,850			
10,625	10,750	2,250	21,250	21,500	4,500	42,500	43,000	9,000			
10,750	10,875	2,287	21,500	21,750	4,575	43,000	43,500	9,150			
10,875	11,000	2,325	21,750	22,000	4,650	43,500	44,000	9,300			
11,000	11,125	2,362	22,000	22,250	4,725	44,000	44,500	9,450			
11,125	11,250	2,400	22,250	22,500	4,800	44,500	45,000	9,600			
11,250	11,375	2,437	22,500	22,750	4,875	45,000	45,500	9,750			
11,375	11,500	2,475	22,750	23,000	4,950	45,500	46,000	9,900			
11,500	11,625	2,512	23,000	23,250	5,025	46,000	46,500	10,050			
11,625	11,750	2,550	23,250	23,500	5,100	46,500	47,000	10,200			
11,750	11,875	2,587	23,500	23,750	5,175	47,000	47,500	10,350			
11,875	12,000	2,625	23,750	24,000	5,250	47,500	48,000	10,500			
12,000	12,125	2,662	24,000	24,250	5,325	48,000	48,500	10,650			
12,125	12,250	2,700	24,250	24,500	5,400	48,500	49,000	10,800			
12,250	12,375	2,737	24,500	24,750	5,475	49,000	49,500	10,950			
12,375	12,500	2,775	24,750	25,000	5,550	49,500	50,000	11,100			
12,500	12,625	2,812	25,000	25,250	5,625	50,000	50,500	11,250			
12,625	12,750	2,850	25,250	25,500	5,700	50,500	51,000	11,400			
12,750	12,875	2,887	25,500	25,750	5,775	51,000	51,500	11,550			
12,875	13,000	2,925	25,750	26,000	5,850	51,500	52,000	11,700			
13,000	13,125	2,962	26,000	26,250	5,925	52,000	52,500	11,850			
13,125	13,250	3,012	26,250	26,500	6,000	52,000	52,500	12,000			
13,250	13,375	3,062	26,500	26,750	6,125	53,000	53,500	12,250			
13,375	13,500	3,118	26,750	27,000	6,237	53,500	54,000	12,475			
13,500	13,625	3,231	27,000	27,350	6,462	54,000	54,500	12,700			
13,625	13,750	3,287	27,250	27,500	6,575	55,000	55,000	12,925			
								13,150			

8,000	8,125	13,500	16,000	16,250	3,075	32,000	32,500	6,150	13,625	13,750	3,287	27,250	27,500	6,575	55,500	55,000	13,150
-------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------

貸與等給與所得 (三)

計算の基礎となつた期間が 三箇月までの場合				計算の基礎となつた期間が 六箇月までの場合				その他の場合			
給與の金額		税額		給與の金額		税額		給與の金額		税額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
13,750	13,875	3,343	27,500	27,750	6,567	55,000	55,500	13,375	13,500	19,500	19,625
13,875	14,000	3,400	27,750	28,000	6,800	55,500	56,000	13,600	13,750	19,625	19,750
14,000	14,125	3,456	28,000	28,250	6,912	56,000	56,500	13,825	14,000	19,750	19,875
14,125	14,250	3,512	28,250	28,500	7,025	56,500	57,000	14,050	14,250	19,875	20,000
14,250	14,375	3,568	28,500	28,750	7,137	57,000	57,500	14,275	14,500	20,000	20,125
14,375	14,500	3,625	28,750	29,000	7,250	57,500	58,000	14,500	14,725	20,125	20,250
14,500	14,625	3,681	29,000	29,250	7,362	58,000	58,500	14,725	14,950	20,250	20,375
14,625	14,750	3,737	29,250	29,500	7,475	58,500	59,000	14,950	15,175	20,375	20,500
14,750	14,875	3,793	29,500	29,750	7,587	59,000	59,500	15,175	15,400	20,500	20,625
14,875	15,000	3,850	29,750	30,000	7,700	59,500	60,000	15,400	15,625	20,625	20,750
15,000	15,125	3,906	30,000	30,250	7,812	60,000	60,500	15,625	15,850	20,750	20,875
15,125	15,250	3,962	30,250	30,500	7,925	60,500	61,000	15,850	16,075	20,875	21,000
15,250	15,375	4,018	30,500	30,750	8,037	61,000	61,500	16,075	16,300	21,000	21,125
15,375	15,500	4,075	30,750	31,000	8,150	61,500	62,000	16,300	16,525	21,125	21,250
15,500	15,625	4,131	31,000	31,250	8,262	62,000	62,500	16,525	16,750	21,250	21,375
15,625	15,750	4,187	31,250	31,500	8,375	62,500	63,000	16,750	17,000	21,375	21,500
15,750	15,875	4,250	31,500	31,750	8,500	63,000	63,500	17,000	17,250	21,500	21,625
15,875	16,000	4,312	31,750	32,000	8,625	63,500	64,000	17,250	17,500	21,625	21,750
16,000	16,125	4,375	32,000	32,250	8,750	64,000	64,500	17,500	17,750	21,750	21,875
16,125	16,250	4,437	32,250	32,500	8,875	64,500	65,000	17,750	18,000	21,875	22,000
16,250	16,375	4,500	32,500	32,750	9,000	65,000	65,500	18,000	18,250	22,000	22,125
16,375	16,500	4,562	32,750	33,000	9,125	65,500	66,000	18,250	18,500	22,125	22,250
16,500	16,625	4,625	33,000	33,250	9,250	66,000	66,500	18,500	18,750	22,250	22,375
16,625	16,750	4,687	33,250	33,500	9,375	66,500	67,000	18,750	19,000	22,375	22,500
16,750	16,875	4,750	33,500	33,750	9,500	67,000	67,500	19,000	19,250	22,500	22,625
16,875	17,000	4,812	33,750	34,000	9,625	67,500	68,000	19,250	19,500	22,625	22,750
17,000	17,125	4,875	34,000	34,250	9,750	68,000	68,500	19,500	19,750	22,750	22,875
17,125	17,250	4,937	34,250	34,500	9,875	68,500	69,000	19,750	20,000	22,875	23,000
17,250	17,375	5,000	34,500	34,750	10,000	69,000	69,500	20,000	20,250	23,000	23,125
17,375	17,500	5,062	34,750	35,000	10,125	69,500	70,000	20,250	20,500	23,125	23,250
17,500	17,625	5,125	35,000	35,250	10,250	70,000	70,500	20,500	20,750	23,250	23,375
17,625	17,750	5,187	35,250	35,500	10,375	70,500	71,000	20,750	21,000	23,375	23,500
17,750	17,875	5,250	35,500	35,750	10,500	71,000	71,500	21,000	21,250	23,500	23,625
17,875	18,000	5,312	35,750	36,000	10,625	71,500	72,000	21,250	21,500	23,625	23,750
18,000	18,125	5,375	36,000	36,250	10,750	72,000	72,500	21,500	21,750	23,750	23,875
18,125	18,250	5,437	36,250	36,500	10,875	72,500	73,000	21,750	22,000	23,875	24,000
18,250	18,375	5,500	36,500	36,750	11,000	73,000	73,500	22,000	22,250	24,000	24,125
18,375	18,500	5,562	36,750	37,000	11,125	73,500	74,000	22,250	22,500	24,125	24,250
18,500	18,625	5,625	37,000	37,250	11,250	74,000	74,500	22,500	22,750	24,250	24,375
18,625	18,750	5,687	37,250	37,500	11,375	74,500	75,000	22,750	23,000	24,375	24,500
18,750	18,875	5,750	37,500	37,750	11,500	75,000	75,500	23,000	23,250	24,500	24,625
18,875	19,000	5,812	37,750	38,000	11,625	75,500	76,000	23,250	23,500	24,625	24,750
19,000	19,125	5,875	38,000	38,250	11,750	76,000	76,500	23,500	23,750	24,750	24,875
19,125	19,250	5,937	38,250	38,500	11,875	76,500	77,000	23,750	24,000	24,875	25,000
19,250	19,375	6,000	38,500	38,750	12,000	77,000	77,500	24,000	24,250	25,000	25,125

貸與等給與所得 (四)

計算の基礎となつた期間が 三箇月までの場合				計算の基礎となつた期間が 六箇月までの場合				その他の場合			
給與の金額		税額		給與の金額		税額		給與の金額		税額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
19,375	19,500	6,062	38,750	39,000	12,125	77,500	78,000	24,250	24,500	25,125	25,250
19,500	19,625	6,125	39,000	39,250	12,250	78,000	78,500	24,500	24,750	25,250	25,375
19,625	19,750	6,187	39,250	39,500	12,375	78,500	79,000	24,750	25,000	25,375	25,500
19,750	19,875	6,250	39,500	39,750	12,500	79,000	79,500	25,000	25,250	25,500	25,625
19,875	20,000	6,312	39,750	40,000	12,625	79,500	80,000	25,250	25,500	25,625	25,750
20,000	20,125	6,375	40,000	40,250	12,750	80,000	80,500	25,500	25,750	25,750	25,875
20,125	20,250	6,437	40,250	40,500	12,875	80,500	81,000	25,750	26,000	25,875	26,000
20,250	20,375	6,500	40,500	40,750	13,000	81,000	81,500	26,000	26,250	26,000	26,125
20,375	20,500	6,562	40,750	41,000	13,125	81,500	82,000	26,250	26,500	26,125	26,250
20,500	20,625	6,625	41,000	41,250	13,250	82,000	82,500	26,500	26,750	26,250	26,375
20,625	20,750	6,687	41,250	41,500	13,375	82,500	83,000	26,750	27,000	26,375	26,500

(備考 税額の求め方) 給與の金額に應じて金額欄に相当する行を求め、その行の税額欄に記載されている金額が、その求める税額である。

別表第四 第三十八條第一項第六号の規定による所得税源泉徴収額表
退職所得(一)

給興の金額	税 額	給興の金額		税 額	給興の金額		税 額
		以上	未満		以上	未満	
20,000円未満	円 100に相当する金額	円 40,000	円 40,500	円 4,752	円 60,000	円 61,000	円 8,250
20,000	2,000	40,500	41,000	4,837	61,000	62,000	8,450
20,500	2,062	41,000	41,500	4,925	62,000	63,000	8,650
21,000	2,125	41,500	42,000	5,012	63,000	64,000	8,850
21,500	2,187	42,000	42,500	5,100	64,000	65,000	9,050
22,000	2,250	42,500	43,000	5,187	65,000	66,000	9,250
22,500	2,312	43,000	43,500	5,275	66,000	67,000	9,450
23,000	2,375	43,500	44,000	5,362	67,000	68,000	9,650
23,500	2,437	44,000	44,500	5,450	68,000	69,000	9,850
24,000	2,500	44,500	45,000	5,537	69,000	70,000	10,050
24,500	2,562	45,000	45,500	5,625	70,000	71,000	10,250
25,000	2,625	45,500	46,000	5,712	71,000	72,000	10,450
25,500	2,687	46,000	46,500	5,800	72,000	73,000	10,650
26,000	2,750	46,500	47,000	5,887	73,000	74,000	10,850
26,500	2,812	47,000	47,500	5,975	74,000	75,000	11,250
27,000	2,875	47,500	48,000	6,062	75,000	76,000	11,250
27,500	2,937	48,000	48,500	6,150	76,000	77,000	11,450
28,000	3,000	48,500	49,000	6,237	77,000	78,000	11,650
28,500	3,062	49,000	49,500	6,325	78,000	79,000	11,850
29,000	3,125	49,500	50,000	6,412	79,000	80,000	12,050
29,500	3,187	50,000	50,500	6,500	80,000	81,000	12,250
30,000	3,250	50,500	51,000	6,587	81,000	82,000	12,475
30,500	3,325	51,000	51,500	6,675	82,000	83,000	12,700
31,000	3,400	51,500	52,000	6,762	83,000	84,000	12,955
31,500	3,475	52,000	52,500	6,850	84,000	85,000	13,150
32,000	3,550	52,500	53,000	6,937	85,000	86,000	13,375
32,500	3,625	53,000	53,500	7,025	86,000	87,000	13,600
33,000	3,700	53,500	54,000	7,112	87,000	88,000	13,825
33,500	3,775	54,000	54,500	7,200	88,000	89,000	14,050
34,000	3,850	54,500	55,000	7,287	89,000	90,000	14,275
34,500	3,925	55,000	55,500	7,375	90,000	91,000	14,500
35,000	4,000	55,500	56,000	7,462	91,000	92,000	14,725
35,500	4,075	56,000	56,500	7,550	92,000	93,000	14,950
36,000	4,150	56,500	57,000	7,637	93,000	94,000	15,175
36,500	4,225	57,000	57,500	7,725	94,000	95,000	15,400
37,000	4,300	57,500	58,000	7,812	95,000	96,000	15,625
37,500	4,375	58,000	58,500	7,900	96,000	97,000	15,850
38,000	4,450	58,500	59,000	7,987	97,000	98,000	16,075
38,500	4,525	59,000	59,500	8,075	98,000	99,000	16,300
39,000	4,600	59,500	60,000	8,162	99,000	100,000	16,525
39,500	4,675	60,000					

退職所得(二)

給興の金額	税 額	給興の金額		税 額	給興の金額		税 額
		以上	未満		以上	未満	
100,000	円 16,750	円 101,000	円 125,000	円 126,000	円 23,000	円 150,000	円 29,000
101,000	17,000	102,000	126,000	127,000	23,250	151,000	29,885
102,000	17,250	103,000	127,000	128,000	23,500	152,000	30,170
103,000	17,500	104,000	128,000	129,000	23,750	153,000	30,455
104,000	17,750	105,000	129,000	130,000	24,000	154,000	30,740
105,000	18,000	106,000	130,000	131,000	24,250	155,000	31,025
106,000	18,250	107,000	131,000	132,000	24,500	156,000	31,310
107,000	18,500	108,000	132,000	133,000	24,750	157,000	31,595
108,000	18,750	109,000	133,000	134,000	25,000	158,000	31,880
109,000	19,000	110,000	134,000	135,000	25,250	159,000	32,165
110,000	19,250	111,000	135,000	136,000	25,500	160,000	32,450
111,000	19,500	112,000	136,000	137,000	25,750	160,000円を超え	
112,000	19,750	113,000	137,000	138,000	26,000	160,000円を超え	
113,000	20,000	114,000	138,000	139,000	26,250	160,000円を超え	
114,000	20,250	115,000	139,000	140,000	26,500	160,000円を超え	
115,000	20,500	116,000	140,000	141,000	26,750	160,000円を超え	
116,000	20,750	117,000	141,000	142,000	27,000	160,000円を超え	
117,000	21,000	118,000	142,000	143,000	27,250	160,000円を超え	
118,000	21,250	119,000	143,000	144,000	27,500	160,000円を超え	
119,000	21,500	120,000	144,000	145,000	27,750	160,000円を超え	
120,000	21,750	121,000	145,000	146,000	28,000	160,000円を超え	
121,000	22,000	122,000	146,000	147,000	28,250	160,000円を超え	
122,000	22,250	123,000	147,000	148,000	28,500	160,000円を超え	
123,000	22,500	124,000	148,000	149,000	28,750	160,000円を超え	
124,000	22,750	125,000	149,000	150,000	29,000	160,000円を超え	

(備考 税額の求め方) 給興の金額に應じて給興の金額欄に該当する行を求め、その行の税額欄に記載されている金額がその求める税額である。

160,000円 円
の場合の税
額に給興の
金額のうち
160,000円
を超える金
額の28.5%
に相当する
金額を加算
した金額

39,300 40,000 40,200 59,500 60,000 8,162 99,000 100,000 6,523

三十八條第一項又は第四十條乃至第四十二條の規定により所得税を徴収する義務がある者が、徴収すべき所得税を徴収しなかつた場合又は徴収した税金を納付しなかつた場合においては、その者は、徴収しなかつた所得税の税額又は納付しなかつた所得税の税額については、命令の定めるところにより、命令で定める期間に應じ、当該税額百円につき一日十銭の割合を乗じて計算した金額に相当する税額を加算して納付しなければならない。

第三十五條第一項の規定は、前項の規定により加算する税額について、これを準用する。

第五十七條第一項中「命令の定めるところにより、命令で定める期間に應じ、及び」箇句を経過することにより、を削り、「百分の五」を「百分の二十五」に改め、但書を削る。

第六十四條第一項中「命令で定める」を削り、同條第二項を削る。

第六十九條第一項中「一年」を「三年」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第三十七條第一項、第三十八條第一項又は第四十條乃至第四十二條の規定により徴収すべき所得税を徴収せず又は徴収した税金を納付しなかつた者は、これを三年以下の懲役又は徴収しなかつた税金若しくは納付しなかつた税金の三倍以下に相当する罰金若しくは科料に処する。

同條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同條第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を、「税金」の下に「又は徴収しなかつた税金若しくは納付しなかつた税金」を加える。

第七十條中「一万円」を「五万円」に改める。

第七十四條中「第六十九條第一項」の下に「又は第二項」を加える。

附則第五條の次に次の一條を加える。

第五條の二 公債及び社債（特別の法令により設立された法人で会社でないものの発行する債券の権利を含む。）の償還に因り受くべき差益（償還金額から発行価格を控除した金額に相当する金額をいう。）については、当分の間所得税を課さない。

附則第七條中「第八号」を「第九号」に改める。

附則第九條の次に次の一條を加える。

第九條の二 昭和二十二年分の所得税については、第九條第一項第四号中「十分の二・五」とあるのは「十分の二・二五」、「一万二千五百円」とあるのは「一万二千二百五十円」、第十四條第一項中「四百八十円」とあるのは「三百六十円」、第十五條第一項及び第二項中「別表第一に定める金額」とあるのは「別表第一の二に定める金額」と読み替へるものとする。

別表第一乃至別表第四を次のように改める。

第二條 法人税法の一部を次のように改正する。

第三十五條第二項中「百分の五十五」を「百分の六十」に、「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の七十五」を「百分の八十」に改める。

第四十二條第一項中「三銭」を「五銭」に改める。

第四十八條第一項中「一年」を「三年」に改める。

第四十九條中「一万円」を「五万円」に改める。

第三條 特別法人税法の一部を次のように改正する。

第十八條ノ二第一項中「三銭」を「五銭」に改める。

第十九條第一項中「一年」を「三年」に改める。

第二十條中「一万円」を「五万円」に改める。

第四條 有價証券移轉税法の一部を次のように改正する。

第十三條ノ二 第十二條第二項ノ規定ニ依リ有價証券移轉税ヲ徴收スル義務アル者徴收スベキ有價証券移轉税ヲ徴收セザルトキハ其ノ徴收シタル税金ヲ納付セザルトキハ当該税額ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ命令ノ定ムル期間ニ應ジ当該税額百円ニ付一日十銭ノ割合ヲ乗ジテ計算シタル金額ニ相当スル税額ヲ加算シテ納付スベシ

前項ノ規定スル者同項ノ規定ニ依リ加算スル税額ヲ完納セザルトキハ政府ハ國稅徴收法第九條ノ規定ニ依リ之ヲ督促ス

第十五條 削除

第二十一條中「其ノ脱税高五倍ノ罰金」を「三年以下ノ懲役又ハ其ノ脱税高五倍ノ罰金若ハ科料」に改める。

第二十二條 第十二條第二項ノ規定ニ依リ徴收スベキ有價証券移轉税ヲ徴收セズ又ハ其ノ徴收シタル税金ヲ納付セザル者ハ三年以下ノ懲役又ハ徴收セザル税金若ハ納付セザル税金ノ三倍以下ニ相当スル罰金若ハ科料ニ処ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第一項ノ場合ニ於テハ政府ハ直ニ徴收セザル税金又ハ納付セザル税金ヲ徴

收ス

第二十四條中「百円」を「二万円」に改める。

第二十五條第二項中「第二十條、第二十一條又ハ」を「第二十條乃至」に改め、同項に次の但書を加える。

但シ第二十一條及第二十二條ノ場合ニ於テ懲役ノ刑ニ処スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十六條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ関シ第二十條乃至第二十四條ノ違反行為ヲ爲シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

第五條 相稅税法の一部を次のように改正する。

第五十八條第一項中「三銭」を「五銭」に改める。

第七十一條第一項中「一年」を「三年」に改める。

第七十二條中「一万円」を「五万円」に改める。

附則第三條第一項但書に次の一号を加える。

三 物納を求めることができるとき合、物納に充てることができることとができる財産の種類その他物納に必要な事項については、政令で特別の定をなすことができる。

第六條 通行税法の一部を次のように改正する。

第十一條ノ二 第八條ノ規定ニ依リ通行税ヲ徴收スル義務アル者徴收スベキ通行税ヲ徴收セザルトキ又ハ其ノ徴收シタル税金ヲ納付セザルトキハ当該税額ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ命令ノ定ムル期間ニ應ジ当該税額百円ニ

付一日十銭ノ割合ヲ乗ジテ計算シタル金額ニ相当スル税額ヲ加算シテ納付スベシ

前項ノ規定スル者同項ノ規定ニ依リ加算スル税額ヲ完納セザルトキハ政府ハ國稅徴收法第九條ノ規定ニ依リ之ヲ督促ス

第十三條中「百円」を「二万円」に、「前條」を「第十二條」に改め、同條を第十四條とする。

第十三條 第八條ノ規定ニ依リ徴收スベキ通行税ヲ徴收セズ又ハ其ノ徴收シタル税金ヲ納付セザル者ハ三年以下ノ懲役又ハ徴收セザル税金若ハ納付セザル税金ノ三倍以下ニ相当スル罰金若ハ科料ニ処ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第一項ノ場合ニ於テハ政府ハ直ニ徴收セザル税金又ハ納付セザル税金ヲ徴

第十五條 第十三條第一項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セズ但シ懲役ノ刑ニ処スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十六條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ第十三條又ハ第十四條ノ違反行為ヲ爲シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

第七條 登録税法の一部を次のように改正する。

第二條第一項及び第四項中「十円」を「三十円」に、「五円」を「十五円」に、「五十円」を「百五十円」に改める。

第十六部 財政及び金融委員會會議録第三十一号 昭和二十二年十一月十五日 【參議院】

第六十六部 財政及び金融委員會會議録第三十一号 昭和二十二年十一月十五日 【參議院】

第六十六部 財政及び金融委員會會議録第三十一号 昭和二十二年十一月十五日 【參議院】

第六十六部 財政及び金融委員會會議録第三十一号 昭和二十二年十一月十五日 【參議院】

第三條第一項中「二十円」を「六十円」に、「十円」を「三十円」に、「五円」を「十五円」に改める。

第三條ノ三及び第三條ノ四中「五十円」を「百五十円」に改める。

第三條ノ五中「三円」を「十円」に、「二円」を「六円」に、「一円」を「三円」に、「十円」を「六十円」に改める。

第四條第一項中「十円」を「三十円」に、「二円」を「六円」に、「一円」を「三円」に改める。

第五條及び第五條ノ二中「二百円」を「六百円」に、「五十円」を「百五十円」に改める。

第六條第一項中「五百円」を「千五百円」に、「二百円」を「六百円」に、「百五十円」を「四百五十円」に、「五十円」を「百五十円」に改め、同條第二項中「五十円」を「百五十円」に改める。

第六條ノ二第一項中「二百円」を「六百円」に改め、同條第二項中「五十円」を「百五十円」に改める。

第六條ノ三中「二百円」を「六百円」に改める。

第六條ノ四第一項中「二百円」を「六百円」に、「百円」を「三百円」に、「五十円」を「百五十円」に改め、同條第二項中「二十円」を「六十円」に改める。

第七條中「五百円」を「千五百円」に、「二百円」を「六百円」に、「二十円」を「六十円」に改める。

第八條中「五百円」を「千五百円」に、「二百五十円」を「七百五十円」に、「百円」を「三百円」に、「七十円」を「二百円」に、「十円」を「三十円」に改める。

第九條中「百五十円」を「四百五十円」に改める。

「百円」を「三百円」に、「六十円」を「百八十円」に、「四十円」を「百二十円」に、「三十円」を「九十円」に、「二十円」を「六十円」に、「八十円」を「二百四十円」に、「二百円」を「六百円」に、「十円」を「三十円」に改める。

第十條中「二十円」を「六十円」に、「百円」を「三百円」に、「十円」を「三十円」に、「五十円」を「百五十円」に、「五円」を「十五円」に改める。

第十條ノ二中「二百円」を「六百円」に、「二十円」を「六十円」に、「百円」を「三百円」に、「十円」を「三十円」に、「五円」を「十五円」に改める。

第十一條、第十二條及び第十二條ノ二中「二十円」を「六十円」に、「五十円」を「百五十円」に、「十円」を「三十円」に改める。

第十三條中「二十円」を「六十円」に、「二百円」を「六百円」に、「五十円」を「百五十円」に、「十円」を「三十円」に改める。

第十四條中「千円」を「三千円」に、「五百円」を「千五百円」に、「百円」を「三百円」に、「五十円」を「百五十円」に、「十円」を「三十円」に、「二円」を「六円」に、「一円」を「三円」に改め、同條第二項中「二十円」を「六十円」に、「五十円」を「百五十円」に、「十円」を「三十円」に、「五円」を「十五円」に改める。

第十五條中「百五十円」を「四百五十円」に、「三十円」を「九十円」に、「十円」を「三十円」に、「五十円」を「百五十円」に、「十五円」を「四十五円」に、「三円」を「九円」に、「五円」を「十五円」に、「百円」を「三百円」に改める。

第十五條ノ二中「二十円」を「六十円」に改める。

「百円」を「三百円」に、「十円」を「三十円」に、「七十円」を「二百一十円」に、「五十円」を「百五十円」に、「五円」を「十五円」に改める。

第八條 酒税法の一部を次のように改正する。

第十六條但書中「其ノ家族」を「同居ノ親族」に改める。

第十八條第三号中「第二十二條第一項第四号」の下に「又は第二十五條第一項第三号」を加える。

第二十二條第一項第四号中「第四十三條」の下に「第一項」を加える。

第二十五條第一項に次の一号を加える。

三 第四十三條第二項ノ規定ニ依リ担保ノ提供ヲ命ゼラレタル場合ニ於テ其ノ提供ヲ爲サザルトキ。

第二十七條第一項を次のように改める。

酒税ノ税率左ノ如シ

一 清酒

第一級 一石ニ付 一万九千八百円

第二級 一石ニ付 一万五千三百五十円

二 合成清酒 一石ニ付 一万五千三百円

三 濁酒 一石ニ付 九千六百円

四 白酒 一石ニ付 一万九千八百円

五 味淋 一石ニ付 一万七千五百四十円

六 焼酎 一石ニ付 一万五千三百円

七 麦酒 一石ニ付 八千八百円

八 果実酒

第一級 一石ニ付 一万八千九百円

第二級 一石ニ付 八千八百円

第三級 一石ニ付 七千七百円

九 雜酒

第一級 一石ニ付 二万五千六百円

第二級 一石ニ付 一万六千七百円

アルコール分二十度ヲ超ユルトキハアルコール分二十度ヲ超ユル一皮毎ニ千二百円ヲ加フ

第三級 一石ニ付 一萬六千六百円

アルコール分二十度ヲ超ユルトキハアルコール分二十度ヲ超ユル一皮毎ニ千九百九十六円ヲ加フ

第四級 一石ニ付 一万五千三百五十円

同條第三項中「四百四十八円」を「九百三十円」に改める。

第二十七條ノ二中「百分ノ四百」を「百分ノ三百」に改める。

第二十七條ノ四中「課ス」の下に「但シ第二十七條ノ五ノ規定ニ依リ酒税ヲ課スベキ酒類ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ」を加え、「一万四千四百円」を「一万七千九百円」に、「五万円」を「七万五千円」に、「三万円」を「四万五千円」に改める。

第二十七條ノ五 政府ノ指定スル酒類販賣業者（指定販賣業者ト称ス以下同シ）ガ命令ノ定ムル所ニ依リ販賣スル酒類ニ付テハ第二十七條、第二十七條ノ二又ハ第八十三條ニ規定スル酒税ノ外左ノ酒税ヲ課ス

一 麦酒 一石ニ付 一万七千九百円

二 雜酒 一石ニ付 七万五千円

三 前二号ニ掲グルモノ以外ノ酒類

第三十三條中「販賣者ヨリ」の下に「第二十七條ノ五ニ規定スル酒類ニ付テハ販賣シタル石數ニ應ジ指定販賣業者ヨリ」を加える。

第三十五條ノ三 指定販賣業者第二十七條ノ五ノ規定ニ依リ酒税ヲ課スベキ酒類ヲ販賣シタルトキハ毎月販賣シタル酒類ノ種類毎ニ石數ヲ記載シタル申告書ヲ翌月十日迄ニ政府ニ提出スベシ但シ酒類販賣業ノ免許ヲ取消サレ又ハ酒類ノ販賣業ヲ廃止シタルトキハ直ニ申告書ヲ提出スベシ

第三十五條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付テ之ヲ準用ス。

第三十六條第二項中「第三十五條第一項但書」の下に「第三十五條ノ二第一項但書」を加える。

第三十六條ノ二第一号中「第四十三條」の下に「第一項」を加える。

第四十三條に次の一項を加える。

政府ハ酒類販賣業者ニ対シ命令ノ定ムル所ニ依リ酒税ニ付担保ヲ提供スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第四十八條中「第四十三條」の下に「第一項」を加える。

第五十九條 收税官吏ハ酒税ノ徵收上必要アリト認ムルトキハ酒類ノ製造者又ハ販賣者ノ組織スル團體（其ノ組織スル團體ヲ含ム）ニ対シ其ノ團體員ノ爲ス酒類ノ製造又ハ販賣ニ關シ質問ヲ爲シ又ハ其ノ團體ノ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査スルコトヲ得

第五十九條ノ二を削る。

第六十條第一項及び第二項中「三万円」を「十万円」に改める。

第六十三條ノ二第一項中「五万円」を「十万円」に改める。

第六十四條第一項中「千円」を「五

第九條中「百五十円」を「四百五十

第十五條ノ二中「二十円」を「六十

円

三 前二号ニ掲グルモノ以外ノ酒類

第六十四條第一項中「千円」を「五

万円」に、同項第四号中「又ハ第三十
五條ノ二第一項」を「第三十五條ノ
二第一項又ハ第三十五條ノ三第一項」
に改める。

第六十五條中「五百円」を「三万円」
に改め、同條第五号中「第五十八條」
の下に「又ハ第五十九條」を加える。

第六十七條 法人ノ代表者又ハ法人
若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業
者其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ関
シ第六十條、第六十一條、第六十三條
乃至第六十五條又ハ第六十八條ノ違反
行為ヲ爲シタルトキハ行為者ヲ罰スル
ノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰
金刑ヲ科ス

第六十七條ノ二を削る。

第八十三條中「六千三百四十五円」
を「一万五千二百九十五円」に、「五百
七十円」を「二千二百三十三円」に、「六
千七百七十五円」を「一万五千二百四
十五円」に、「二百九十六円」を「七百三
十一円」に改める。

第九條 清涼飲料税法の一部を次の
ように改正する。

第二條中「千三百円」を「三千九百
円」に、「二千三百円」を「六千九百円」
に、「八百五十円」を「二千五百五十円」
に改める。

第十三條中「三千円」を「五万円」
に改める。

第十四條中「千円」を「五万円」に
改める。

第十六條及び第十七條中「五百円」
を「三万円」に改める。

第十八條 法人ノ代表者又ハ法人若
ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者
其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ関シ
第十三條乃至第十七條、第二十條又ハ
第二十條ノ二ノ違反行為ヲ爲シタルト

キハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ
人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

第二十條ノ二第一項中「又ハ前條」
及び「若ハ移入」を削り、「三千円」を
「五万円」に改め、同項の次に次の一
項を加える。

前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ情狀ニ因リ
五年以下ノ懲役若ハ其ノ移入ニ係ル
清涼飲料ニ對スル清涼飲料税十倍ニ
相当スル金額カ三千円ヲ超ユルトキ
三千円ヲ超エ其ノ清涼飲料税十倍以
下ニ相当スル罰金ニ處シ又ハ懲役及
罰金ヲ併科スルコトヲ得

同條第二項中「第十三條第一項及前
項」を「第十三條第一項及第一項」
に改める。

第二十一條但書中「第十五條第二項
及前條第一項」を「第十五條第二項並
ニ前條第一項及第二項」に改める。

第二十三條中「其ノ家族」を「同居
ノ親族」に改める。

第十條 砂糖消費税法の一部を次の
ように改正する。

第十五條中「五百円」を「三万円」
に改める。

第十七條 法人ノ代表者又ハ法人若
ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者
其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ関シ
第十三條乃至第十五條ノ違反行為ヲ爲
シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ
法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科
ス

第十一條 糖物消費税法の一部を次の
ように改正する。

第三條第一項第二号中「其ノ家族」
を「同居ノ親族」に改める。

第七條に次の一項を加える。

政府ハ課税標準ノ調査ニ必要アリト
認ムルトキハ第一項第三号ノ一定ノ場

所ヲ指定スルコトヲ得

第九條第一項中「第一項」を削る。

第十六條ノ二 收税官吏ハ消費税ノ
徴收上必要アリト認ムルトキハ糖物ノ
製造者又ハ販賣者ノ組織スル團體（其
ノ組織スル團體ヲ含ム）ニ對シ其ノ團
體員ノ爲ス糖物ノ製造若ハ販賣ニ關シ
質問ヲ爲シ又ハ其ノ團體ノ帳簿書類其
ノ他ノ物件ヲ検査スルコトヲ得

第十八條中「五百円」を「三万円」に改
め、同條第四号を次のように改める。

四 第十五條乃至第十六條ノ二ノ規
定ニ依リ收税官吏ノ質問ニ對シ答
弁ヲ爲サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シ
又ハ其ノ職務ヲ執行ヲ拒ミ、妨ケ
若ハ忌避シタルトキ

第二十一條 法人ノ代表者又ハ法人
若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業
者其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ関
シ第十七條又ハ第十八條ノ違反行為ヲ
爲シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其
ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ
科ス

第二十二條乃至第二十七條 削除

第十二條 物品税法の一部を次のよ
うに改正する。

第一條第一項第一種第七十八号を次
のよう改める。

七十八 印刷類

第二條第一項中「二円五十銭」を「三
円」に、「六百元」を「千八百円」に、
「二千四百円」を「一万二千円」に、
「九百元」を「二千七百円」に改める。

第十六條ノ二第一項中、「納税証紙
ノ貼用」を削り、同條第二項を削る。

第十六條ノ三を削る。

第十七條ノ二 收税官吏ハ物品税ノ
徴收上必要アリト認ムルトキハ第一種

又ハ第二種ノ物品ノ製造者又ハ販賣者

ノ組織スル團體（其ノ組織スル團體ヲ
含ム）ニ對シ其ノ團體員ノ爲ス第一種
又ハ第二種ノ物品ノ製造若ハ販賣ニ関
シ質問ヲ爲シ又ハ其ノ團體ノ帳簿書類
其ノ他ノ物件ヲ検査スルコトヲ得

第十九條第一項中「千円」を「五万
円」に、同項第一号中「若ハ第二項又
ハ第十六條ノ二第二項」を「又ハ第二
項」に改め、同項第三号中「第一項」
を削る。

第二十條中「五百円」を「三万円」
に改め、同條第三号中「第十七條」の
下に「又ハ第十七條ノ二」を加える。

第二十二條、法人ノ代表者又ハ法人
若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業
者其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ関
シ第十八條乃至第二十條ノ違反行為ヲ
爲シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其
ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ
科ス

第二十五條中「其ノ家族」を「同居
ノ親族」に改める。

第二十五條ノ二乃至第二十五條ノ七
を削る。

第十三條 入場税法の一部を次のよ
うに改正する。

第三條第一項中「百分の百」を「百
分の百五十」に改める。

第四條第一項中「二円」を「三円」
に改める。

第八條ノ二第一項中、「納税証紙ノ
貼用」を削り、同條第二項を削る。

第八條ノ三を削る。

第十條第一項中「百分の四十」を百
分の六十に改める。

第十一條第一項中「二円」を「三円」
に改める。

第十五條ノ二 改税官吏ハ入場税ノ
徴收上必要アリト認ムルトキハ第一種

ノ催物若ハ設備ノ主催者若ハ經營者又
ハ第二種ノ場所ノ經營者ノ組織スル團
體（其ノ組織スル團體ヲ含ム）ニ對シ
其ノ團體員ノ爲ス第一種ノ催物若ハ設
備若ハ第二種ノ場所ノ經營ニ關シ質問
ヲ爲シ又ハ其ノ團體ノ帳簿書類其ノ他
ノ物件ヲ検査スルコトヲ得

第十六條ノ二第一項中「千円」を「五
万円」に改め、同項第一号中「又ハ第
八條ノ二第二項」を削り、同項第三号
中「第一項」を削る。

第十七條中「五百円」を「三万円」
に改め、同條第三号中「第十五條第一
項」の下に「又ハ第十五條ノ二」を加
える。

第十七條ノ三 法人ノ代表者又ハ法
人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従
業者其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ第一種
ノ催物若ハ設備若ハ第二種ノ場所ニ関
シ第十六條乃至第十七條ノ違反行為ヲ
爲シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其
ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ
科ス

第十九條乃至第二十四條を削る。

第十四條 取引所税法の一部を次の
ように改正する。

第五條第一項中（証券取引所ヲ含ム
以下同シ）を（証券取引所ヲ含ム以
下第十五條ニ規定スル場合ヲ除クノ外
同シ）に改める。

第十二條ノ二 取引所ノ開業シタルト
キハ命令ノ定ムル所に依リ其ノ旨ヲ政
府ニ申告スヘシ營業シタルトキ亦同シ

第十二條ノ三 取引所ノ取引員又ハ
會員廢業、脱退其ノ他ノ事由ニ因リ其
ノ資格ヲ失ヒタルトキハ命令ノ定ムル
所ニ依リ其ノ旨ヲ政府ニ申告スヘシ但
シ死亡又ハ解散シタルトキハ所屬取引
所ヨリ其ノ申告ノ爲スヘシ

前項ノ規定ハ取引所ノ取引員又ハ會員ニシテ清算取引ヲ爲サルモノニハ之ヲ適用セス

第十五條中「二百円」を「五万円」に、「処シ直ニ其ノ税金ヲ徴收ス」を「処ス」に改め、同條に次の二項を加える。

前項ノ罪ヲ犯シタル者ハ情狀ニ因リ三年以下ノ懲役ニ処シ又ハ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ税金ヲ徴收ス

第十六條及び第十八條中「百円以下」を「五万円以下」に改める。

第十九條中「百円」を「三万円」に改め、同條第二号を第三号とし、第三号を第四号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第十二條ノ二及第十二條ノ三ノ規定ニ依リ申告ヲ怠リ又ハ詐リタルトキ

第十九條ノ二 第十六條後段、第十七條第一項、第十七條ノ二第一項又ハ第十八條後段ノ罪ヲ犯シタル者ハ情狀ニ因リ五年以下ノ懲役若ハ脱税高五倍ヲ超エ十倍以下ニ相当スル罰金ニ処シ又ハ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第十五條 骨牌税法の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「三百円」を「千円」に、「三十円」を「百円」に改め、同條第二項中「六円」を「二十円」に改める。

第十四條第一項中「三千円」を「五万円」に、「千円」を「三万円」に改める。

第十五條第一項中「二十倍」を「五倍ニ相当スル」に改め、同條第二項中「五年以上ノ懲役」の下に「若ハ脱税高五倍ヲ超エ十倍以下ニ相当スル罰金」を加える。

第十六條第一項中「千円」を「五万円」に、「五百円」を「三万円」に改める。

第十七條及び第十八條中「五百円」を「三万円」に改める。

第二十條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ関シ第十四條乃至第十八條、第二十一條ノ二又ハ第二十一條ノ三ノ違反行為ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

第二十一條ノ三中「又ハ前條」及び「若ハ移入」を削り、「二十倍」を「十倍」に、「三千円」を「五万円」に改め、同條に次の一項を加える。

前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ情狀ニ因リ五年以下ノ懲役若ハ其ノ移入ニ係ル骨牌ニ對スル骨牌税二十倍ニ相当スル金額カ三千円ヲ超ユルトキ三千円ヲ超エ其ノ骨牌税二十倍以下ニ相当スル罰金ニ処シ又ハ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第十六條 印紙税法の一部を次のように改正する。

第四條第一項第一号乃至第五号を次のように改める。

一 不動産、鉄道財團、軌道財團、自動車交通事業財團又ハ船舶ノ所有權移轉ニ關スル証書

二 消費貸借ニ關スル証書

三 請負ニ關スル証書

四 運送ニ關スル証書

五 備給契約書

同項第七号中「二十銭」を「一円」に、同項第八号乃至第三十二号中「三十銭」を「一円」に、同項第三十三号中「五十銭」を「二円」に、同項第三十四号中「五円」を「二十円」に改める。

第五條第七号、第九号、第九号ノ三第十二号、第十四号及び第二十五号中「五十円」を「百円」に改める。

第六條ノ二中「三十銭」を「一円」に改める。

第十二條中「百円」を「一万円」に改める。

第十三條中「十円」を「五百円以下ノ罰金又ハ十円以上」に改める。

第十四條ノ二 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ関シ第十一條乃至第十三條ノ違反行為ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

第十七條 馬券税法の一部を次のように改正する。

第八條中「処シ直ニ其ノ税金ヲ徴收ス」を「処ス」に改め、但書を削り、同條に次の三項を加える。

前項ノ罪ヲ犯シタル者ハ情狀ニ因リ五年以下ノ懲役若ハ其ノ通脱シ若ハ通

のうちに改める。

記載金額千円以下ノモノ 三円
同一万円以下ノモノ 二十円
同十万円以下ノモノ 六十円
同五十万円以下ノモノ 二百円
同百万円以下ノモノ 三百円
同五百万円以下ノモノ 千円
同千万円以下ノモノ 二千円
同千万円ヲ超ユルモノ 四千円
記載金額千円以上ノモノ 三円

脱セントシタル税金ノ五倍ヲ超エ十倍以下ニ相当スル罰金ニ処シ又ハ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第一條中「之ヲ」を「此等ノ者ニ於テ任意ニ提出シタル物ヲ」に改め、同條に次の一項を加える。

收税官吏ハ犯則事件ヲ調査スル爲必要アルトキハ参考人ノ所持スル物件、帳簿、書類等ヲ検査スルコトヲ得

第七條第三項中「處アルトキハ」の下に「財務局長又ハ」を加える。

第十一條第二項に次の但書を加える。

但シ重要ナル犯則事件ノ証憑ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

同條第二項の次に次の一項を加える。

稅務署收税官吏ノ集取シタル重要ナル犯則事件ノ証憑ハ之ヲ所轄財務局收税官吏ニ引継クヘシ

同條第三項に次の但書を加える。

但シ其ノ証憑カ重要ナル犯則事件ノ証憑ナルトキハ最初ノ発見地所轄財務局ノ收税官吏ニ引継クヘシ

第十二條第二項の次に次の一項を加える。

財務局長ハ其ノ管轄区域外ニ於テ犯則事件ノ調査ヲ必要トスルトキハ之ヲ其ノ地ノ財務局長又ハ公稅務署長ニ囑託スルコトヲ得

第十三條、第十四條第一項、第十七條第一項及び第十九條中「稅務署長」ヲ「財務局長又ハ稅務署長」に改める。

第十九條ノ二中「第一條」を「第一條第一項」に、「千円」ヲ「三万円」に改める。

第二十條 戰時補償特別措置法の一部を次のように改正する。

第四十一條第一項の次に次の二項を加える。

きは、第三十三條の規定により戦時補償特別税を納付した代位納付義務者は、当該譲渡人にその政府特殊借入金債権又は特殊預金等を譲渡した者に對し、命令の定めるところにより、当該代位納付義務者がその取得に要した對價に相当する金額と、当該譲渡人がその政府特殊借入金債権又は特殊預金等の取得に要した對價に相当する金額とのいずれか少ない金額について求償をなすことができる。

前項の規定は、第一項に規定する譲渡人何れのものかその政府特殊借入金債権又は特殊預金等を譲渡した者が解散に因り消滅していた場合について、これを準用する。

同條第二項中「前項」を「前三項」に改め、同條第三項中「前項」及び「同項」を「前三項」に改める。

第四十二條第二項中「第四項」を「第六項」に改める。

第五十三條第一項中「第三項」を「第五項」に、同條第二項中「第四項」を「第六項」に改める。

第六十三條の二 政府特殊借入金債権を以て徵收した戦時補償特別税につき過誤納があつた場合における当該過誤納額の還付については、命令の定めるところにより、還付すべき額と同額の登録國債となすことにより、これをなすものとする。

政府は、前項の過誤納額の還付のため必要な金額を限り、公債を発行することができる。

第二十一條 納税施設法は、これを廢止する。

附則

第一條 この法律施行の期日は、各規定について政令でこれを定める。

第二條 所得税法別表第二乃至第四の改正規定は、昭和二十二年七月一日以後の支給に係る給與に對する分につき、これを適用する。

昭和二十二年六月三十日以前の支給に係る給與に對する所得税の源泉徵收については、なお従前の所得税法別表第二乃至第四の例による。

第一條の規定施行前に徵收すべき所得税を徵收しなかつた場合又は徵收した税金を納付しなかつた場合において、第一條の規定施行の際現に徵收していなかつた所得税の税額は納付してゐなかつた所得税の税額について第一條の規定施行前の期間に對應して加算すべき税額については、なお従前の所得税法第五十六條の例による。

前三項に定めるものを除く外、改正後の所得税法の規定（加算税及び罰則に關する部分を除く）は、昭和二十二年分以後の所得税につき、これを適用する。但し、所得税法第六條第五号、第九條第一項第八号及び第二項並に第十條の改正規定は、昭和二十三年一月一日以後における一時所得に對する分から、これを適用する。

所得税法第二十一條第二項の改正規定の適用により、四月予定申告書、七月予定申告書、十月予定申告書、七月修正予定申告書又は十月修正予定申告書の提出を要しないこととなつた者は、昭和二十二年分所得税については、第四期分の所得税額は、これを納付することを要しない。

改正後の所得税法の規定の適用により、予定納税額に増減があるに至つた者（前項に規定する者を除く）の昭和二十二年分の第四期分として納付すべき所得税額は、従前の規定による当該

納期分の所得税額につき、従前の規定により算出した予定納税額と改正後の規定により算出した予定納税額との差額に相當する金額を加算又は減算した金額とする。

第三條 法人税法第三十五條第二項の改正規定は、法人の昭和二十二年四月一日以後に終了する事業年度分から、これを適用する。

第四條 相続税法附則第三條第一項但書の改正規定は、昭和二十二年一月一日以後に納付すべき相続税（延納年割額を含む）で、第五條の規定施行の際現に納付されていない分から、これを適用する。

第五條 第八條の規定施行前に課した又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。

第八條 の規定施行の際、製造場又は保稅地域以外の場所、酒類の製造者又は販賣業者が各種類を通じて合計四斗以上の酒類を所持する場合及びその所持する酒類が合計四斗に満たない場合でも命令で定める酒類が合計一斗以上である場合においては、その場所を製造場、その所持者を製造者とみなして、その所持する酒類に對し酒税を課する。この場合においては、同條の規定施行の日に、その酒類の製造場から移出したものとし、改正後の酒税法第二十七條、第二十七條ノ二又は第八十三條の規定により算出した税額と従前の規定により算出した税額との差額をその税額として、命令の定めるところにより徵收する。

前項の製造者又は販賣業者が酒場、料理店その他酒類を自己の營業場において飲料に供することを業とする者であるときは、その業務の用に供するた

め所持する麦酒については一石につき五千六百九十円、雜酒については一石につき二万五千円、その他の酒類については一石につき一万円の割合により算出した金額を、前項の酒税額に加算する。

第二項の製造者又は販賣業者は、その所持する酒類の種類、級別及びアルコール分の異なるごとに数量、價格及び貯蔵の場所並びに前項の規定に該當するときはその旨を、第八條の規定施行後一箇月以内に、政府に申告しなければならない。

第八條の規定施行の際、製造場に現存する酒類で、戻入又は移入したものの規定にかかわらず、これを移出した時に酒税を徵收する。この場合においては、第二項後段に定める税額を、その税額とする。

第六條 第九條の規定施行前に課した又は課すべきであつた清涼飲料税については、なお従前の例による。

第九條の規定施行の際、製造場以外の場所、同一人が第一種又は第二種の場所を通じて合計一石以上の清涼飲料を所持する場合においては、その場所を製造場、その所持者を製造者とみなして、清涼飲料税を課する。この場合においては、同條の規定施行の日に、その清涼飲料を製造場外に移出したものとみなし、第一種の清涼飲料については一石につき二千六百円、第二種の清涼飲料については一石につき四千六百円の割合により算出した金額をその税額として、命令の定めるところにより徵收する。

前項の清涼飲料の所持者は、その所持する清涼飲料の種類、數量及び貯蔵

の場所を、第九條の規定施行後一箇月以内に、政府に申告しなければならない。

第七條 第十二條の規定施行前に課した又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

第十二條の規定施行後一箇月以内に輸出した菓子、糖果その他命令で定める物品に對する物品税法第十四條の規定による交付金については、なお従前の例による。

第十二條の規定施行前から、引き続き、印花類を製造する者が、同條の規定施行後一箇月以内に、その旨を政府に申告するときは、同條の規定施行の日に、物品税法第十五條の規定により、申告したものとみなす。

第十二條の規定施行の際、製造場又は保稅地域以外の場所、改正後の物品税法第一條に掲げる印花類若しくは第二種の物品の製造者若しくは販賣者又は命令で定める者が左の各号の一に該當する物品を所持する場合においては、その場所を製造場、その所持者を製造者とみなして、物品税を課する。この場合においては、同條の規定施行の日に、その物品を製造場外に移出したものとみなし、命令の定めるところにより、その物品税を徵收する。但し従前の規定により物品税を課せられた物品については、その課せられた税額に相當する金額を控除した金額を、その税額とする。

一 價格一万元以上の印花類
二 三十万本以上の燐寸
三 鈴、葡萄酒又は麦芽糖で、合計二百斤以上のもの
四 サッカリン又はソルチンで、合計一庇以上のもの

二五

五 二百斤以上の蜂蜜

前項の製造者若しくは販賣者又は命令で定める者は、同項第一号の物品については、数量、價格及び貯蔵の場所を、同項第二号乃至第五号の物品については、その品名、数量及び貯蔵の場所を、第十二條の規定施行後一箇月以内に、政府に申告しなければならぬ。

第八條 第十五條の規定施行前に課した又は課すべきであつた骨牌税については、なお従前の例による。

第十五條の規定施行の際、骨牌の製造又は販賣をなす者の所持する骨牌については、製造又は販賣をなす者が、改正後の骨牌税法第四條の規定による税額と従前の規定による税額との差額に相当する金額を税額として、骨牌税を納めなければならない。

第九條 第十八條の規定施行の日から昭和二十三年四月十五日までに狩猟の免許を受ける者については、昭和二十一年分の綜合所得税又は増加所得税を納める者及びその家族を以て改正後狩猟法第八條第一項に規定する一等に該当する者、分類所得税年額百五十円以上を納める者及びその家族を以て同項に規定する二等に該当する者、これらの者以外の者を以て同項に規定する三等に該当する者とみなす。

前項の分類所得税額の算定について必要な事項は、命令でこれを定める。

第十條 第二十一條の規定施行の際、現に存する納税準備金については、旧納税施設法第十二條の規定を除く外、なお従前の例による。

第十一條 第十三條の規定による入場税法の改正に因る昭和二十二年度分の入場税の増収額については、地方分

與税法の規定は、これを適用しない。

第十二條 第七條、第十一條、第十三條及び第十六條の規定施行前に課した又は課すべきであつた登録税、消費税、入場税、特別入場税及び印刷税については、なお従前の例による。

第十三條 第八條、第十一條乃至第十三條の規定施行前に、改正前の酒税法第五十九條第二項及び第五十九條ノ二第二項、物品消費税法第二十二條第二項、物品税法第二十五條ノ二第二項並びに入場税法第十九條第二項の規定により交付すべきであつた交付金については、なお従前の例による。

第十四條 所得税法第五十五條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）、法人税法第四十二條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）、特別法人税法第十八條ノ二第二項（同條第二項において準用する場合を含む。）、又は相続税法第五十八條第一項（同條第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、の規定により税額を加算する場合において、第一條乃至第三條又は第五條の規定施行前の期間に對照して加算すべき税額については、なお従前の例による。

第十五條 この法律による他の法律の改正前になした行為に關する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

財政需要の増大に對処し、收支の均衡を図り、財政の強化に資するとともに、經濟諸情勢等の推移に應じ、國民租税負担の公正を期する等のため、所得税法等の一部を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

非戦災者特別税法案

第一章 總則

第二章 課税標準及び税率

第二節 非戦災者税

第三章 申告及び納付

第四章 更正及び決定

第五章 審査、訴願及び訴訟

第六章 雑則

第七章 罰則

非戦災者特別税法

第一章 總則

第一條 この法律により非戦災者特別税を課する。

非戦災者特別税は、非戦災者税及び非戦災者税とする。

第二條 この法律において非戦災者とは、昭和二十年八月十六日午前零時（以下調査時期という。）においてこの法律の施行地に在つた家屋をいう。

この法律において非戦災者とは、左に掲げる者をいう。

一 昭和二十二年七月一日午前零時（以下課税時期という。）において、この法律の施行地に獨立の世帯を構へていた世帯主のうち、その世帯の構成員の戦時災害（戦争の際における戦闘行為又はこれに原因して生ずる災害をいう。以下同じ。）に因りこの法律の施行地に在つた家屋又は動産（現金及び有價証券以外の動産をいう。以下同じ。）につき受けた損害額の合計額が一定の金額を超えない世帯の世帯主

二 課税時期において、この法律の施行地に資産又は事業を有していた法人のうち、戦時災害に因りこ

の法律の施行地に在つた家屋又は動産につき受けた損害額の合計額が一定の金額を超えない法人

前項第一号又は第二号に規定する一定の金額は、同項第一号の世帯の構成員又は同項第二号の法人が調査時期においてこの法律の施行地に所有していた家屋又は動産の價格と同項第一号又は第二号の損害額との合計額に十分の三の割合を乗じて算出した金額とする。

戦時災害を受けた日以後課税時期までに、戦時災害に因り損害を受けた世帯の構成員について相続の開始があつた場合又は戦時災害に因り損害を受けた法人が合併に因り消滅した場合においては、第二項第一号又は第二号の損害額の計算については、被相続人又は合併に因り消滅した法人が受けた損害額（相続人が二人以上ある場合においては、相続した財産の價額の割合に應じて按分した損害額）は、これを相続人又は合併後存続する法人若しくは合併に因り設立された法人が受けた損害額とみなす。

調査時期後課税時期までに世帯の構成員について相続の開始があつた場合又は法人が合併に因り消滅した場合においては、第三項の家屋又は動産の價額の計算については、被相続人又は合併に因り消滅した法人が調査時期においてこの法律の施行地に所有していた家屋又は動産の價額（相続人が二人以上ある場合においては、相続した財産の價額の割合に應じて按分した價額）は、これを相続人又は合併後存続する法人若しくは合併に因り設立された法人が調査時期において所有していた家屋又は動産の價額とみなす。

法人でない団体で代表者又は管理人の定のあるものについては、この法律中法人に關する規定を準用する。

前項の規定を適用する場合において必要な事項は、命令でこれを定める。

第三條 調査時期において非戦災者税を所有していた者は、非戦災者税を納める義務がある。

第四條 課税時期においてこの法律の施行地に在つた家屋を課税時期において使用していた非戦災者たる世帯主及び非戦災者たる法人は、非戦災者税を納める義務がある。但し、調査時期後あらたに設立された法人でこの法律の施行地に本店又は主たる事務所を有するもの及びこの法律の施行地に本店又は主たる事務所を有しない法人で調査時期後あらたにこの法律の施行地に置いて家屋を使用することとなつたものは、この限りでない。

第五條 非戦災者税及び非戦災者税は、左に掲げる國の國籍を有する者（日本の國籍を有する者を除く。）及び左に掲げる國の法令に基き設立された法人には、これを課さない。

オーストラリア、ベルギー王國、ボリヴィア國、ブラジル國、カナダ、チリ國、中華民國、コロンビア國、コスタリカ國、キューバ國、チエッコスロヴァキア國、デンマーク國、ドミニカ共和國、エクアドル國、エチオピア國、エリトリア國、フランス國、グレートブリテン及び北

法人のうち、戦時災害に因りこ

價額とみなす。

ス國、グレート、ブリテン及び北部

アイルランド連合王國、ギリシア國、グアテマラ國、ハイチ國、ホンデ

有していた非戦災家屋を除く。を

イラン國、イスラエル國、インド、リベリア國、ルクセンブルグ大公國、メキシコ國、オランダ王國、ニュ

戦時補償特別措置法第六十條第一項の規定により國、地方公共団体又は同

南アフリカ連邦、ソヴィエト社会主義共和國連邦、アメリカ合衆國、ウ

課税時期においてこの法律の施行地

第六條 調査時期において非戦災家屋を所有していた個人について調査時

課税時期においてこの法律の施行地

調査時期において非戦災家屋を所有していた法人が調査時期後この法律の

課税時期においてこの法律の施行地

調査時期において非戦災家屋を所有していた法人が調査時期後この法律の

課税時期においてこの法律の施行地

調査時期において非戦災家屋を所有していた法人が調査時期後この法律の

課税時期においてこの法律の施行地

て、譲渡を受けた家屋が第十七條第一項若しくは第三項又は第十八條の規定による申告書の提出の時

三 調査時期後この法律施行前に無償で國、都道府縣、市町村又は第

四 第五條に規定する者の株式又は出資の拂込済金額の合計額がこの

一 國、都道府縣、特別区、市町村その他命令で定める公共団体

二 調査時期後この法律の施行地外から引き揚げた者(軍人又は軍属

三 課税時期において賃貸価格が百円に満たない家屋のみを使用して

四 課税時期において主として仕送りにより生活していた学生、生徒及びこれらに準ずる者

五 前項第四号に規定する法人第二章 課税標準及び税率一 第一節 非戦災家屋税

第八條 非戦災家屋税の課税標準は、第三條の規定に該当する者が課税

前項に規定する非戦災家屋の全部又は一部についてその賃貸価格が調査時

調査時期において当該損壊に係る賃貸価格の修正がなされてい

四項の規定の適用がある場合において、当該譲渡のあつた時の現況によ

第九條 前條の規定による賃貸価格が三十円に満たない非戦災家屋につ

第十條 非戦災家屋税の税率は、百分の三百とする。

第十一條 非戦災者税の課税標準は、課税時期において、納税義務があ

第八條第二項の規定は、前項に規定する家屋が課税時期において家屋台帳法により賃貸価格を定むべきものであ

る場合において、当該家屋の全部又は一部についてその賃貸価格がその時に

正がなされてい

「課税時期」と読み替へるものとす

第一項に規定する家屋が、課税時期において家屋台帳法により賃貸価格を

第十二條 前條の場合において、一個の家屋が二以上の世帯又は法人の使

一 前條の規定による当該家屋の賃貸価格に課税時期において各使用者の専ら使用していた部分の床面積

二 前條の規定による当該家屋の賃貸価格に当該家屋の共通使用部分の床面積(当該家屋の床面積のうち通常共通して使用すべき部分の床面積をいう。以下同じ。の当

金額に課税時期において各使用者の専ら使用していた部分の床面積

の当該家屋の専用部分の床面積
(当該家屋の床面積のうち共通使用部分の床面積を除いた床面積をいう)に対する割合を乗じて算出した金額

前項の場合において、同項の規定によることが不適当であるときは、課税時期における家屋の賃貸価格に課税時期において各使用者の専ら使用していた部分の評定賃貸料に相当する金額の当該家屋のうち通常専ら使用すべき部分の評定賃貸料の総額に対する割合を乗じて計算した金額又は課税時期において各使用者の専ら使用していた部分の床面積、評定賃貸料その他の状況を勘案して計算した金額によることができる。

前項の評定賃貸料は、各使用者の専ら使用していた部分のうち、標準となるべき部分の課税時期における賃貸料に比準して評定した賃貸料をいう。

第一項又は第二項の規定により課税標準を計算する場合においては、一個の家屋については、同一の方法によらなければならない。

第一項及び前項の一個の家屋の範囲については、家屋台帳法の例による。

第十三条 調査時期において存した事業を課税時期までに承継した法人が左の各号に該当する場合においては、当該法人の納付すべき非被災者税の課税標準は、課税時期において当該法人の使用に供せられていた家屋の賃貸価格に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額による。

一 当該法人が調査時期において存した法人と調査時期後設立された法人との合併に因り設立された法人又は当該合併後存続する法であ

る場合においては、調査時期において存した法人が合併の直前に有していた資産の価額の当該法人が合併の直後に有していた資産総額に対する割合

二 当該法人が調査時期後設立された法人である場合において調査時期において存した個人の事業を課税時期までに承継したときは、調査時期において存した個人が承継の直前に有していた当該事業に属する資産の価額の当該法人が承継の直後に有していた資産総額に対する割合

調査時期において存した二以上の法人の合併に因り課税時期までに設立された法人は、前項第一号の規定の適用については、これを調査時期において存した法人とみなす。

第十四条 左に掲げる家屋の賃貸価格(前三條の規定による賃貸価格をいう。以下同じ)は、非被災者税の課税標準に、これを算入しない。

一 課税時期において國宝保存法又は史蹟名勝天然記念物保存法により國宝又は史蹟若しくは名勝として指定されていた家屋

二 課税時期において学校教育法による私立の幼稚園、小学校及び中学校、同法第九十八條の規定により従前の規定により存続する私立の中等学校、専門学校、高等学校及び大学並びに大蔵大臣の指定するその他の私立の学校において直接に保育又は教育の用に供せられていた家屋

三 課税時期において宗教法人令による宗教法人の神社、寺院又は教会の用に供せられていた家屋

四 課税時期において民法第三十四條の規定により設立された法人その他の営利を目的としない法人において事務所の用に供し又は直接公益の用に供していた家屋で大蔵大臣の指定するもの

五 課税時期において水利組合、水利組合連合、北海道土功組合が公用又は公共の用に供していた家屋又は公共の用に供していた家屋

六 課税時期において耕地整理組合及び耕地整理組合連合会並びにこれらに準ずべき団体の事務所の用に供せられていた家屋

七 課税時期において社会事業法による社会事業、生活保護法による保護施設、少年保護法による少年教護院及び司法保護事業法による司法保護事業の用に供せられていた家屋

八 課税時期において公益の用に供していた私立図書館で大蔵大臣の指定するものにおいて直接にその用に供せられていた家屋

九 一時の使用に供する家屋

第十五条 賃貸価格が三十円に満たない家屋が世帯の使用に供せられていた場合においては、当該家屋に係る非被災者税は、これを課さない。

第十六条 非被災者税の税率は、百分の三とする。

第三章 申告及び納付

第十七条 非被災家屋税の納税義務者は、昭和二十三年一月三十一日まで、第八條第一項に規定する家屋について、その所在、家屋番号、種類及び床面積、課税標準、税額その他必要な事項を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

非被災者税の納税義務者は、前項に

規定する期限までに、第十一條第一項に規定する家屋について、その所在、家屋番号、種類及び床面積、課税標準、納税義務者と家屋所有者とが異なるときは家屋の所有者の住所及び氏名又は名称、税額その他必要な事項を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

第六條第四項に規定する者がこの法律の施行後当該非被災家屋の譲渡を受けた場合においては、その者が当該家屋につき非被災家屋税の納税義務があるときは、その者は、当該譲渡を受けた日の属する月の翌末日までに、当該家屋につき、第一項の規定に準じて、同項に掲げる事項を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

第十八條 政府は、通信、交通その他の状況により都道府縣の全部又は一部にわたり已むを得ない事由があると認めるときは、地域及び期日を指定し、前條に規定する申告書の提出期限を延長することができる。

政府は、通信、交通その他の事由により已むを得ない事由があると認めるときは、納税義務者の申請により、前條に規定する申告書の提出期限を延長することができる。

前項の規定の適用を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を政府に提出しなければならない。

第十九條 前二條の規定による申告書の提出後その申告に係る課税標準又は税額について、脱漏があることを発見したときは、直ちに政府に申し出てその申告書を修正しなければならない。

前項の規定は、第二十九條第一項乃至第三項の規定による課税標準又は税額の更正又は決定があつた者が更正又は決定に係る課税標準又は税額については脱漏があることを発見した場合における課税標準又は税額の修正について、これを適用する。

第二十條 第十七條又は第十八條の規定による申告書に記載された税額の非被災家屋税又は非被災者税は、第十七條又は第十八條の規定による申告書の提出期限までに、これを納付しなければならない。

第十七條又は第十八條の規定による申告書の提出期限後第十七條又は第十八條の規定による申告書の提出があつた場合においては、その申告書に記載された税額の非被災家屋税又は非被災者税は、その申告書提出の日に、これを納付しなければならない。

前條第一項の規定による申告書の修正又は同條第二項の規定による課税標準若しくは税額の修正があつた場合において、その修正に因り増加する税額の非被災家屋税又は非被災者税は、その申告書の修正の日又は課税標準若しくは税額の修正の日に、これを納付しなければならない。

第二十一條 非被災家屋税又は非被災者税の納税義務者が前條の定めるところにより非被災家屋税又は非被災者税を完納しなかつたときは、政府は、國稅徴收法第九條の規定により、これを督促する。

第二十二條 第六條第一項又は第五項に規定する場合において、相続人が二人以上あるときは、各相続人は、同條第一項又は第五項の規定により他の相続人の納付すべき非被災家屋税又は非被災者税について、連帯納付の責に任ずる。

人又は当該合併後存続する法であ

会の用に供せられていた家屋

非被災者税の納税義務者は、前項は

至第三項の規定による課税標準又は税

任する。

第二十三條 調査時期後贈與、遺贈又は寄附行為に因る家屋の所有権の移轉があつたときは、受贈者、受遺者又は寄附行為に因り設立された財団法人は、その受けた利益の限度において、贈與者、遺贈者の相続人若しくは相続財團又は寄附行為者が納付すべき当該家屋に係る非被災家屋税について、連帶納付の責に任ずる。

第二十六條 非被災家屋税又は非被災者税の納付義務者は、その納付すべき非被災家屋税又は非被災者税を一時に納付することを困難とする事由があるときは、命令の定めるところによりその納付を困難とする金額を限度として、六箇月以内（已むを得ない事由がある場合においては、担保を提供して一年以内）の延納を申請することができ、これを算入しない。但し、第二十六條第十項の規定による延納税額（第二十條第二項若しくは第三項の規定により納付すべき税額又は第三十一條の規定による追徴税額に對し、第四十條の規定による税額の加算をなし、これを延納する場合においては、延納税額のうち当該加算税額に相当する部分を除く。）に加算する税額は、この限りでない。

第二十四條 法人が解散した場合において、非被災家屋税又は非被災者税を納付しないで残余財産を分配したときは、その非被災家屋税又は非被災者税については、清算人及び残余財産の分配を受けた者は、連帶納付の責に任ずる。但し、残余財産の分配を受けた者は、その受けた利益の限度において、連帶納付の責に任ずる。

第二十五條 課税時期において非被災者税の納税義務者たる世帯主と世帯を同じくしていた者（第六條第五項の規定の適用がある場合においては、課税時期において当該相続人たる世帯主と世帯を同じくしていた者）は、当該納税義務者の納付すべき非被災者税（同項の規定の適用がある場合において

ては、同項の規定により当該相続人の納付すべき非被災者税）について、連帶納付の責に任ずる。

第二十七條 非被災家屋税の納税義務者が調査時期に所有していた非被災家屋を賣却し、当該賣却代金が金融緊急措置令施行規則に規定する第二封鎖預金等（預金又は貯金に限る。以下第二封鎖預金等という。）となつた場合において、当該家屋に係る非被災家屋税のうち、当該賣却代金中第二封鎖預金等となつた金額が占める割合に應じて按分した金額につき、当該非被災家屋税の当該第二封鎖預金等による納付を申請することができる。

第二十八條 政府は、前二條の規定により延納又は第二封鎖預金等による納付の申請があつた場合において、必要があることを認めるときは、税金の納付を猶予することができる。

第二十九條 第十七條若しくは第十八條の規定による申告書が提出された場合は、

場合又は第十九條第一項の規定による申告書の修正があつた場合若しくは同條第二項の規定による課税標準若しくは税額の修正があつた場合において、申告又は修正に係る課税標準又は税額が政府において調査した課税標準又は税額と異なるときは、政府は、その調査により、その課税標準又は税額を更正する。

政府は、非被災家屋税又は非被災者税の納税義務があると認められる者が第十七條又は第十八條の規定による申告書を提出しなかつた場合において、政府の調査により、その課税標準及び税額を決定する。

政府は、前二項の規定による課税標準又は税額の更正又は決定後、その更正又は決定した課税標準又は税額について脱漏があることを発見したときは、政府の調査により、その課税標準又は税額を更正することができる。

第三十條 政府は、前條の規定により課税標準又は税額を更正又は決定したときは、これを納税義務者に通知する。

第三十一條 政府は、前條の規定により課税標準又は税額を更正又は決定したときは、この法律施行後五年間に限り、これを行うことができる。

第三十二條 政府は、前條の規定により課税標準又は税額を更正又は決定したときは、これを納税義務者に通知する。

第三十三條 政府は、前條第一項の請求があつたときは、これを決定し、納税義務者に通知しなければならない。

第三十四條 前條の規定に對し不服がある者は、訴訟をなし又は裁判所に訴えることができる。

第三十五條 政府は、左に掲げる場合においては、命令の定めるところにより、非被災家屋税を軽減又は免除することができる。

一 調査時期後災害に因り非被災家屋税を課すべき家屋が滅失又は損壊したとき

二 納税義務者が災害その他の事由に因り著しく資力を喪失して納税困難と認められるとき

三 非被災家屋税を課すべき家屋が連合國最高司令官の要求に基きその要求に係る用に供するため國に借り上げられたとき

四 非被災家屋税を課すべき家屋が連合國に對する賠償に充てられたとき

五 非被災家屋税を課すべき家屋が連合國最高司令官の要求に基き國の管理に屬していたものにつき命令で定める事由が生じたとき

使用していた機械、器具、その他
の物（家屋を除く。）が連合國に對
する賠償に充てられたとき

四 機械、器具その他の物（家屋を
除く。）連合國最高司令官の要求に
基き國の管理に属していたものに
つき命令で定める事由が生じたとき

第三十七條 政府は、前二條の規定
による軽減又は免除に關する処分を確
定するまで、非戰災家屋税又は非戰災
者税の徴收を猶予することができる。

政府は、第三十五條第四号若しくは
第五号又は前條第三号若しくは第四号
の規定に該當することとなつたと認めら
れる場合においては、納税義務者の申
請により、非戰災家屋税又は非戰災者
税の徴收を猶予することができる。

第三十八條 非戰災家屋税又は非戰
災者税の納税義務者の提出した申請書
又は課税標準若しくは税額の更正、決
定若しくは修正に關する書類を閲覧し
ようとする者は、命令の定めるところ
により、政府にその閲覧を請求するこ
とができる。

第三十九條 非戰災家屋税又は非戰
災者税の納税義務があると認められる
者が申告書を提出しなかつた事実又は
課税標準若しくは税額に脱漏があると
認められる事実を政府に報告した者があ
る場合において、政府がその報告に
因り課税標準又は税額を決定し又は更
正したときは、政府は、命令の定める
ところにより、その報告者に対し、課
税標準又は税額の決定又は更正に因り
徴收することができた税額の百分の十
以下に相當する金額を報償金として交
付することができる。但し、報償金の
金額は、十万円を超えることができな
い。

前項の規定は、その報告をなした者
が官吏又は待遇官吏であるときは、こ
れを適用しない。その報告が官吏若し
くは待遇官吏の知り得た事実、公務員
（官吏及び待遇官吏を除く。）の職務上
知り得た事実又は不法の行為に因り知
り得た事実に基づきものである場合も、
また同様とする。

第四十條 非戰災家屋税又は非戰災
者税の納税義務者は、第二十條第二項
若しくは第三項の規定により納付すべ
き税額又は第二十六條の規定による延
納税額については、命令の定める期間
に應じ、当該税額百円につき一日五銭
の割合を乗じて計算した金額に相當す
る税額を加算して納付しなければなら
ない。

第二十一條の規定は、前項の場合に
ついて、これを準用する。
第一項の規定は、政府が第三十一條
の規定による追徴税額を徴收する場合
について、これを準用する。

政府において已むを得ない事由があ
ると認めるときは、第一項の加算税を
免除することができる。
第四十一條 第二十條第二項若しく
は第三項の規定により非戰災家屋税若
しくは非戰災者税の納付があつた場合
又は第三十一條の規定による追徴税額
を徴收することになつた場合において
は、第十七條若しくは第十八條の申告
期限内に申告書の提出がなかつたこ
と、第十九條第一項の規定による申告
書の修正があつた場合において前の申
告若しくは修正に係る課税標準若しく
は税額について脱漏があつたこと、又
は非戰災家屋税若しくは非戰災者税の
納税義務者の申告若しくは修正した課

税標準若しくは税額が政府の調査した
課税標準若しくは税額と異なることに
ついて已むを得ない事由があると認め
られる場合を除く外、政府は、命令で
定める期間に應じ、当該税額に一個月
を経過することに百分の五の割合を乗
じて計算した金額に相當する税額の非
戰災家屋税又は非戰災者税を追徴す
る。但し、その金額は、当該税額に百
分の五十を乗じて計算した金額を超え
ることができない。

前項の規定により追徴する税額につ
いては、第二十六條の規定は、これを
適用しない。
第四十二條 政府は、前條の規定に
より追徴する税額を決定したときは、
これを納税義務者に通知する。

第三十條第二項の規定は、前項の場
合について、これを準用する。
第四十三條 戦時補償特別措置法第
一條第一項に規定する特定機關がその
調査時期において所有していた非戰災
家屋につき非戰災家屋税の納税義務が
ある場合において、この法律施行後當
該家屋について、同法第六十條第一項
の規程による譲渡があつたときは、當
該特定機關は、当該家屋に係る非戰災
家屋税に相當する金額の全部若しくは
一部の還付又は当該家屋に係る非戰災
家屋税の軽減若しくは免除を申請する
ことができる。

前項の規定により還付又は軽減若し
くは免除すべき税額の計算に關し必要
な事項は、命令でこれを定める。
第四十四條 第二十七條の規定の適
用を受けて納付した非戰災家屋税に
ついて過納額があつた場合の還付に
關し必要な事項は、命令でこれを定め
る。

第四十五條 收税官吏は、非戰災家
屋税若しくは非戰災者税に關する調査
又は非戰災家屋税若しくは非戰災者税
の徴收について必要があるときは、納
税義務者、納税義務があると認められ
る者その他利害關係があると認められ
る者に質問し又はその者の家屋、帳簿
書類その他の物件を検査することがで
きる。

第四十六條 非戰災家屋税は、非戰
災家屋税を課すべき家屋を所在地を、
非戰災者税は、非戰災者税の納税義務
者の住所地（この法律の施行地に住所
がないときは所住地）又は本店若しく
は主たる事務所所在地を、その納税
地とする。

この法律の施行地に本店又は主たる
事務所を有しない非戰災者税の納税義
務者たる法人は、納地税を定めて政府
に申告しなければならない。その申告
がないときは、政府は、その納税地を
指定する。

第四十七條 非戰災家屋税又は非戰
災者税の納税義務者たる個人が納税地
に現住しないときは、この法律による
申告書の提出、納税その他非戰災家屋
税又は非戰災者税に關する一切の事項
を処理させるため、納税地に居住する
者のうちから納税管理人を定めて政府
に申告しなければならない。非戰災家
屋税又は非戰災者税の納税義務者たる
個人がこの法律の施行地に住所及び居
所を有しないこととなるときも、また
同様とする。

前項の規定は、非戰災家屋税又は非
戰災者税の納税義務者たる法人が納税
地に事業所を有しないとき又は納税地
に事業所を有しないとき又は納税地
に事業所を有しないこととなるとき
に、これを準用する。

第四十八條 左の各号に掲げる者
は、第十七條又は第十八條に規定する
申告書の提出期限までに、命令で定め
る事項を政府に申告しなければならない
い。

一 調査時期において非戰災家屋を
所有していた個人又は法人で第七
條第一項第三号又は第四号の規定
に該當する家屋を所有していたもの

二 課税時期においてこの法律の施
行地に独立の世帯を構えていた世
帯主で第二條第二項第一号の規定
に該當しないもの

三 第七條第二項第二号乃至第四号
の規定に該當する世帯主

四 課税時期においてこの法律の施
行地に資産又は事業を有していた
法人で第二條第二項第二号の規定
に該當しないもの

五 第七條第二項第五号の規定に該
當する法人

第四十九條 都道府縣、市町村その
他の公共團體は、非戰災家屋税及び非
戰災者税の附加税を課することができ
ない。

第五十條 個人の納付すべき非戰災
家屋税又は非戰災者税は、所得税法第九
條第一項第七号に規定する譲渡所得及
び同項第九号に規定する事業所得並
びに地方税法により營業税を課せられ
る場合の純益の計算上、これを譲渡に
關する経費又は必要な経費に算入しな
い。

第五十一條 法人の納付すべき非戰
災家屋税又は非戰災者税は、法人税法
による各事業年度の普通所得、地方税
法により營業税を課せられる場合の各
事業年度の純益又は特別法人税法によ

第五條 災害に因り所得の基因たる

金額は、十万円を超えることができない。
納税義務者の申告若しくは修正した課

るときは、この限りでない。

に、これを適用する。
法により営業税を課せられる場合の各
事業年度の純益又は特別法人税法によ

る各事業年度の剰余金の計算上、これ
を損金に算入しない。

法人が非戦災者家屋税又は非戦災者
税を納付した事業年度において法人の

資産（商品、原料品、半製品その他こ
れらに類するものを除く。）の評価換

は譲渡に因る益金、債務の消滅に因る
益金又は資本の減少に因る益金を計上

したときは、当該益金については、そ
の合計金額が非戦災家屋税又は非戦災

者税の税額に相当する金額に達するま
での金額は、法人税法による各事業年

度の普通所得、地方税法により営業税
を課せられる場合の各事業年度の純益

又は特別法人税法による各事業年度の
剰余金の計算上、これを益金に算入し

ない。

法人が前項の規定の適用を受けた資
産について、償却又は評価換をなし、

これに因る損金を計上した場合におい
ては、当該資産の償却のうち、同項の

評価換に因り増加した償却に対する償
却又は評価換に因る損金額は、法人税

法による各事業年度の普通所得、地方
税法により営業税を課せられる場合の

各事業年度の純益又は特別法人税法に
よる各事業年度の剰余金の計算上、こ

れを損金に算入しない。

第七節 罰則

第五十二條 詐偽その他不正の行為
により非戦災家屋税又は非戦災者税を

免れた者は、これを三年以下の懲役又
はその免れた税金の三倍以下に相当す

る罰金若しくは科料に処する。

前項の罪を犯した者は、情狀に因
り懲役及び罰金を併科することができ

る。
第一項の場合においては、政府は、
直ちにその課税標準又は税額を更正又

は決定し、その税金を徴収する。

第五十三條 左の各号の一に該当す
る者は、これを一年以下の懲役又は五

万円以下の罰金に処する。

一 第四十五條の規定による家屋、
帳簿書類その他の物件の検査を拒

み、妨げ又は忌避した者
二 前号の帳簿書類で虚偽の記載を

なしたものを呈示した者
三 第四十五條の規定による收税官

吏の質問に対し答弁をなさない者
四 前号の質問に対し虚偽の答弁を

なした者
第五十四條 非戦災家屋税又は非戦

災者税に関する事務に従事している者
又は従事していた者が、その事務に關

して知り得た秘密を漏らし又は窃用し
たときは、これを二年以下の懲役又は

二万円以下の罰金に処する。

第五十五條 法人の代表者又は法人
若しくは人の代理人、使用人その他の

従業者が、その法人又は人の業務又
は財産に關して第五十二條第一項又は

第五十三條の違反行為をなしたとき
は、その行為者を罰する外、その法人

又は人に對し、各本條の罰金刑を科す
る。

第五十六條 他人の非戦災家屋税又
は非戦災者税について、政府に對し、

第三十九條第一項に規定する事実に関
する虚偽の報告をなした者は、これを

三年以下の懲役又は一万円以下の罰金
に処する。

第五十七條 第五十二條第一項の罪
を犯した者には、刑法第三十八條第三

項但書、第三十九條第二項、第四十條
第四十一條、第四十八條第二項、第六

十三條及び第六十六條の規定は、これ
を適用しない。但し、懲役刑に処する

ときは、この限りでない。

附則
この法律は、公布の日から、これを

施行する。
この法律は、本州、北海道、四國、

九州及びその附屬の島で左に掲げる地
域以外の地域に、これを施行する。

一 北海道廳根室支廳管内占守郡、
新知郡、得撫郡、國後郡、沙那郡

、樺太郡、蘂取郡、色丹郡並びに花
咲郡、釧路市、水島、勇留島、志免

島、多摩島及び秋勇留島
二 東京都小笠原島

三 島根縣隠岐支廳管内五箇村竹島
四 鹿児島縣大島郡（十島村中黒島

竹島及び硫黄島を除く。）
五 沖縄縣

理由
戦災者とは戦災者との間における機

性の不均衡を是正するとともに、臨時
緊急な財政需要に應ずるため、非戦災

者特別税を創設する必要がある。これ
が、この法律案を提出する理由であ

る。
昭和十四年法律第三十九号災害

被害者に対する租税の減免、徴
收猶予等に関する法律を改正す

る法律案
第一條 震災、風水害、落雷、火災

その他これらに類する災害（以下災害
という。）に因る被害者の納付すべき國

税の軽減若しくは免除、その課税標準
の計算若しくは課税に關する申告及び

申請（審査の請求を含む。以下同じ。）
に關する特例又はその徴収の猶予につ

いては、他の法律に特例の定めのある場
合を除く外、この法律の定めるところ

による。
第二條 災害に因り住宅又は家財に

ついて甚大な被害を受けた者で被害を
受けた年分の所得金額が八万円以下で

あるものに對しては、命令の定むると
ころにより、当該年分の所得税額（所

得税法第五十七條第一項の規定により
追徴する税額を除く。）を、左の区分

より軽減又は免除する。
所得金額が二万五千円以下である

とき 当該所得税額の全部
所得金額が五万円以下であるとき

当該所得税額の十分の五
所得金額が五万円を超えるとき

当該所得税額の十分の二
前項に規定する被害を受けた年分の

所得金額は、所得税法第八條に規定す
る同居親族については、その所得金額

を合算した金額による。
第三條 昭和二十二年五月二日以前

に開始した相続に對する相続税の納税
義務者で災害に因り相続財産（相続開

始前一年以内に被相続人が贈與した財
産を含む。）以下本條及び第六條中同

じ。）について課税價格の決定後に甚大
な被害を受けたものに對しては、命令

の定めるところにより、被害があつた
日以後において納付すべき相続税のう

ち、被害を受けた部分に對する税額を
免除する。
第四條 昭和二十二年五月三日以後

に開始した相続に對する相続税の納税
義務者で災害に因り相続財産について

相続税法第三十八條の規定による申告
書の提出期限後に甚大な被害を受けた

ものに對しては、命令の定むるところ
により、被害があつた日以後において

納付すべき相続税（同法第五十九條第
一項の規定により追徴する額を除く。）

のうち、被害を受けた部分に對する税
額を免除する。

第五條 災害に因り所得の基因たる
資産又は事業の用に供する資産につい

て甚大な被害を受けた者の被害を受け
た年分の所得税につき所得を計算する

場合においては、当該資産の滅失又は
損壞に因る損害金額を、命令の定める

ところにより、所得税法に規定する必
要な経費とみなす。
第六條 昭和二十二年五月二日以前

に開始した相続に對する相続税の納税
義務者で災害に因り相続財産について

課税價格の決定前に甚大な被害を受け
たものの納付すべき相続税について

は、その相続財産の價額は、命令の定
めるところにより、被害を受けた部分

の價額を控除した金額により、これを
計算する。
第七條 昭和二十二年五月三日以後

に開始した相続に對する相続税の納税
義務者で災害に因り相続財産について

相続税法第三十八條の規定による申告
書の提出期限前に甚大な被害を受けた

ものの納付すべき相続税については、
その相続財産の價額は、命令の定める

ところにより、被害を受けた部分の價
額を控除した金額により、これを計算

する。
第八條 災害に因り被害を受けた者

の納付すべき所得税、法人税、特別法
人税、相続税、酒税、清涼飲料税、物

品税及び入場税については、被害のあ
つた日以後一箇月以内になすべき課税

に關する申告及び申請は、災害の止ん
だ日から二箇月以内にこれをなすこと

ができる。
第九條 政府は、災害に因り被害を

受けた者の被害のあつた日以後一年以
内において納付すべき所得税、増加所

得税、法人税、特別法人税、相続税、

酒税、清涼飲料税、物品税及び入場税については、命令の定めるところにより、各納期限から一年以内の徴収を猶予することができる。

第十條 第二條乃至第七條及び前條の規定の適用を受けようとする者は、命令の定めるところにより、政府に申請しなければならない。

附則

この法律は、昭和二十二年七月二十二日から、これを適用する。

昭和二十二年七月二十二日からこの法律公布の日までの間に生じた災害に因る被害者に対する第八條の規定の適用については、同條中「災害の止んだ日から二箇月以内」とあるのは、「この法律公布の日から一箇月以内」と読み替へるものとする。

昭和二十二年七月二十一日以前に生じた災害については、なお従前の例による。

理由

震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害に因り被害を受けた者に対し、國税の減少、徴收猶予等をなすため、昭和十四年法律第三十九号を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

印紙等模造取締法案

印紙等模造取締法案

第一條 政府の発行する印紙に紛らわしい外観を有する物及び印紙税第六條但書の規定により印紙税額に相当する現金の納付があつたことを表わす税印の印影に紛らわしい外観を有するもの若しくはこれに紛らわしい外観を有する印影を生ずべき器具は、これを製造し、輸入し、販賣し、頒布し、又は使用してはならない。

前項の規定は、同項に規定するもの使用目的を定めて大蔵大臣の許可を受けたものを、その目的のために製造し、輸入し、販賣し、頒布し、又は使用する場合には、これを適用しない。

第二條 前條第一項の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

印紙等模造取締規則は、これを廃止する。但し、この法律施行前になした行為に対する罰則の適用については、この法律施行後においても、なおその効力を有する。

従前の印紙等模造取締規則第一條の規定による許可は、第一條第二項の規定による許可とみなす。

理由

印紙等模造取締規則は、昭和二十二年法律第七十二号（日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律）により本年十二月末日限りで効力を失ふこととなるので、これを法律とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

持株会社整理委員会令の一部を次のように改正する法律案

持株会社整理委員会令の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「分散スルコト」の下に「並ニ民主的ニシテ健全ナル國民經濟再建ノ基礎ヲ作ル爲メ經濟力集中ヲ排除スルコト」を加へ、同條に次の一項を加へる。

整理委員会ハ公ノ機關トシ内閣總理

大臣ノ監督ニ屬ス

第三條第五号中「、常務委員及監査委員」を「及常務委員」に改める。

第五條第三項中「、常務委員又は監査委員」を「又ハ常務委員」に改め、同條第四項及び第五項を削る。

第六條第一項及び第二項中「、常務委員及監査委員」を「及常務委員」に改め、同條第三項中「、監査委員ノ任期ハ二年」を削る。

同條第四項及び第七項を削る。

第九條第一項中第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加へる。

八 經濟力集中排除法第三條ノ規定ニ依リ經濟力ノ集中ヲ指定スルコト

九 經濟力集中排除法第七條ノ規定ニ依リ經濟力ノ集中ヲ排除スル爲メ必要ナル措置ヲ採ルコト

第九條第二項中「第八號」を「第十號」に改め、同條に次の一項を加へる。

前項ノ會議ノ議決ハ秘密會ニ於テ之ヲ爲ス

第十條ノ二を削る。

第二十一條 整理委員会ハ持株会社、指定者及經濟力集中排除法第七條第二項第五號ノ規定ニ基キ整理委員会ニ財産ヲ讓渡シタル者ヨリ手数料ヲ徵收スルコトヲ得

前項ノ手数料ハ讓受財産及經濟力集中排除法第七條第二項第五號ノ規定ニ基キ整理委員会ノ讓受ケタル財産ヨリ生ジタル收益並ニ當該財産ノ處分代金ヨリ控除シテ之ヲ徵收ス

整理委員会ハ持株会社及指定者以外ノ者ガ其ノ所有スル株式又ハ社員ノ持分ニ付有スル議決權ヲ行使シ委任シタル場合ニ於テハ其ノ者ヨリ手数料ヲ徵收スルコトヲ得

整理委員会ハ第一項及前項ニ規定スル手数料ノ徵收ニ關スル規則ヲ定メ之ヲ公示スベシ

第二十二條 第九條第一項ニ掲グル業務ヲ行フ爲メ必要ナル整理委員会ノ經費ハ前條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ整理委員会ノ徵收スル手数料及附屬雜收入並ニ毎會計年度豫算ノ定ムル所ニ依リ國庫ヨリ整理委員会ニ交付セララル金額ヲ以テ之ヲ支拂フ

第二十三條 整理委員会ノ會計ハ之ヲ會計検査院ノ検査ニ付ス

整理委員会は其ノ事業年度ヲ前期及後期ニ區分シ各期毎ニ整理委員会經費收支計算書並ニ讓受財産及經濟力集中排除法第七條第二項第五號ノ規定ニ基キ其ノ讓受ケタル財産ニ關スル財産目録及收支計算書ヲ作成シテ各期經過後三ヶ月以内ニ之ヲ内閣總理大臣及會計検査院ニ提出スベシ

會計検査院ハ検査ノ結果ニ關スル意見ヲ内閣總理大臣及委員長ニ通知スルコトヲ要ス

第二項ノ書類提出後六ヶ月以内ニ會計検査院ガ前項ノ規定に依リ當該各期ニ於ケル會計經理ニ付異議ヲ述べザリシトキハ會計經理を所掌トスル委員長及常務委員ノ整理委員会ニ對スル責任ハ免除セラレタモノト看做ス但シ委員長又ハ常務委員ニ不正ノ行為アリタルトキハ此ノ限りニ在ラス

委員長ハ利害關係人ノ閱覽ニ供スル爲メ第三項ノ規定ニ依リ會計検査院ノ意見ヲ記載シタル書類ノ寫ヲ整理委員会ノ主たる事務所ニ備置クコトヲ要ス

内閣總理大臣ハ第二項ノ書類ヲ整理委員会ノ一事業年度毎ニ取纏メ之ニ第三項ノ規定ニ依リ會計検査院ノ意見ヲ

附シ當該事業年度經過後開會ノ國會ノ常會ニ提出スベシ

第二十四條 内閣總理大臣ハ何時ニテモ整理委員会ヲシテ業務ノ狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

第二十五條中「、常務委員又ハ監査委員」を「又ハ常務委員」に改め、「監査委員」を「承認ヲ經テ」を削る。

第二十九條第三項中「持株会社」を「命令ヲ以テ定ムル持株会社」に改め、同條第四項中「前項」を「前項ニ規定スル持株会社ガ同項」に改める。

第三十條 削除

第三十五條第一項中「第二十一條」を「第二十三條第二項」に、「第二十三條第二項」を「第二十四條」に改め、「検査人ガ同條第一項ノ規定ニ違反シ検査報告書ヲ提出セス又ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル検査報告書ヲ提出シタルトキ其ノ者ノ罰亦同ジ」を削る。

同條第二項を削る。

第三十六條中「前四條」を「前五條」に改める。

第三十六條ノ二 委員、委員長、常務委員若ハ整理委員会ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リタル者其ノ職務ニ關シ知得シタル法人、團體又ハ個人ノ秘密ヲ洩シ又ハ漏用シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十七條中「又ハ第二十三條第五項ノ書類ヲ備置カザルトキ」を削る。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律施行の際現在に在任する持株会社整理委員会ノ委員又ハ常務委員で、その任期が昭和二十三年十二月三十一日前に満了するものについては、持株会社整理委員会令第五條第三項及

整理委員会ハ公ノ機關トシ内閣總理
分ニ付有スル議決權ヲ行使ヲ委任シタ
ル場合ニ於テハ其ノ者ヨリ手数料ヲ徴
委員會ノ一事業年度毎ニ取繼メ之ニ第
三項ノ規定ニ依ル會計調査院ノ意見ヲ
十一日前に満了するものについては、
持株会社整理委員会令第五條第三項及

び第六條第三項の規定にかかわらず、
同日までその任期を延長する。
持株会社整理委員会は、昭和二十二
年四月一日から同年九月三十日までの
間における持株整理委員会経費收支計
算書並びに議受財産に関する財産目録
及び收支計算書を作成して、この法律
施行の日から三箇月以内に、これを内
閣総理大臣に提出しなければならない
い。

持株会社整理委員会は、前項の書類
並びに従前の持株会社整理委員会令第
二十一條の規定による昭和二十一年事
年度の持株整理委員会経費收支計算書
並びに議受財産に関する財産目録及び
收支計算書を、前項の期限内に、全計
検査院に提出して、その検査を受けな
ければならない。

改正後の持株会社整理委員会令第二
十三條第三項、第五項及び第六項並び
に第三十七條の規定は、前項の場合に
これを準用する。
持株会社整理委員会が第三項又は第
四項の規定に違反して当該書類を提出
せず、又は虚偽の記載をなした書類を
提出したときは、行為者たる持株会社
整理委員会の委員長又は常務委員を一
年以下の懲役又は一万円以下の罰金に
処する。

前項の罪を犯した者には、情狀によ
り、懲役及び罰金を併科することがで
きる。
従前の持株会社整理委員会令第三十
條の規定は、同條の規定に基づき既に発
せられている命令に対する関係におい
ては、この法律施行後においても、な
おその効力を有する。

従前の持株会社整理委員会令第三十
五條の規定は、この法律施行前同條に

規定する罪を犯した者の処罰につい
ては、なおその効力を有する。
昭和二十一年勅令第五百六十七号
(会社の証券保有制限等に関する勅令)
の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「當つては、」の下
に「命令で定める會社の發行に係る株
式については、」を加える。

理由
經濟力集中排除法の施行等に伴い、
持株会社整理委員会令の一部を改正す
る必要がある。これが、この法律案を
提出する理由である。

昭和二十三年五月二十七日印刷

昭和二十三年五月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局